

第百二十三回国会 法務委員会 議 録 第 四 号

(一五〇)

平成四年三月二十七日(金曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 浜田卓二郎君

理事 鈴木 俊一君 理事 田辺 広雄君
理事 津島 雄二君 理事 星野 行男君
理事 与謝野 馨君 理事 小森 龍邦君
理事 冬柴 鐵三君 理事 今津 寛君

愛知 和男君 金子原二郎君
奥田 幹生君 鈴木 宗男君
北村 直人君 福田 康夫君
武部 勲君 小澤 克介君
村上誠一郎君 仙谷 由人君
沢田 広君 谷村 啓介君
高沢 寅男君 中村 巖君
北側 一雄君 中野 寛成君
木島日出夫君

出席政府委員

法務大臣 田原 隆君

法務政務次官 秋山 肇君
法務大臣官房長 則定 衛君
法務大臣官房審議官 本間 達三君
法務省民事局長 清水 湛君
法務省入国管理局長 高橋 雅二君

委員外の出席者

議員 小澤 克介君

警察庁警備局外事第一課長 奥村萬壽雄君
法務省入国管理局登録課長 山崎 哲夫君
外務大臣官房領事移住部外国人課長 宮下 正明君
外務省アジア局長 武藤 正敏君
北東アジア課長

外務省国際連合 吉澤 裕君
局人権難民課長 生田 幸一君
通商産業省産業政策局産業労働企画官 朝原 幸久君
労働省労働基準局賃金時間部企画室長 新島 良夫君
労働省職業安定局長 尾見 博武君
建設省建設経済局建設振興課労働資料対策室長 芳山 達郎君
自治省行政局振興課長 小柳 義治君
法務委員会調査室長

委員の異動
三月二十七日

辞任

江崎 真澄君 福田 康夫君
奥野 誠亮君 北村 直人君
亀井 静香君 金子原二郎君
熊谷 弘君 鈴木 宗男君
坂本三十次君 村上誠一郎君
武部 勲君 今津 寛君
長谷川 峻君 奥田 幹生君
倉田 榮喜君 北側 一雄君
大内 啓伍君 中野 寛成君

同日

辞任 今津 寛君
奥田 幹生君
金子原二郎君
北村 直人君
鈴木 宗男君
福田 康夫君

補欠選任

武部 勲君
長谷川 峻君
亀井 静香君
奥野 誠亮君
熊谷 弘君
江崎 真澄君

村上誠一郎君 坂本三十次君
北側 一雄君 倉田 榮喜君
中野 寛成君 大内 啓伍君

三月二十七日
外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

○浜田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案及び本日本委員会に付託になりました高沢寅男君外三名提出、外国人登録法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。田原法務大臣。
外国人登録法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○田原国務大臣 外国人登録法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

外国人登録法に基づく指紋捺捺制度については、昭和六十二年第九回国会における外国人登録法の一部を改正する法律案の御審議の際、衆参

両院の法務委員会においてこれにかわる同一性を確認する手段の開発が求められたところであり、外国人の出入国及び在留管理の根幹にかかわるものでありますので、その確認の手段につきましては、慎重に検討を進めてまいった次第であります。他方、昨年一月の海部前内閣総理大臣の訪韓の際に、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定に基づく韓国政府との協議が決着し、在日韓国人についての指紋捺捺の廃止を含むその内容を取りまとめた覚書に日韓両国の外務大臣が署名いたしましたところであり、

この法律案は、右に述べた経緯を踏まえ、指紋捺捺にかわる手段を中心に検討を進めた結果、我が国の社会で長年にわたり生活し、本邦への定着性を深めた永住者及び特別永住者については、鮮明な写真、署名及び一定の家族事項の登録をもって指紋捺捺にかえ得るとの結論に達したため、外国人登録法の一部を改正しようとするものであり、その改正の要点は、次のとおりであります。

その第一は、永住者及び特別永住者について、指紋の捺捺を廃止し、写真、署名及び一定の家族事項の登録をもって、同一性の確認手段とするものであります。すなわち、新規登録の申請の際、これらの者は、本邦にある父母及び配偶者の氏名等を家族事項として登録することとするとともに、十六歳以上の者は、登録原票及び署名原紙に署名することとするものであります。

その第二は、永住者及び特別永住者について、登録の手続及び登録証明書の様式に関する規定を整備することとあります。すなわち、これらの者から新規登録等の申請があった場合における登録原票への登録、登録事項の確認、新たな登録証明書の交付等に関する手続規定を整備するとともに

に、登録証明書には、署名を転写することとするものであります。

その第三は、登録の確認申請の時期に関する規定を整備することであり、新たに永住許可または特別永住許可を受けた者が、登録事項の確認を受けた場合における次回確認申請の時期は、その後の五回目の誕生日から三十日以内とするものと、署名をしていない者の次回確認申請の時期は、新規登録等を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において市町村の長が指定する日から三十日以内とするものであります。

その第四は、不署名罪の規定を設けるなど罰則その他の関連規定を整備するものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○浜田委員長 小澤克介君。

外国人登録法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小澤(完)議員 日本社会党・護憲共同の小澤でございます。

ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同提出の外国人登録法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

外国人登録法に基づく指紋捺捺制度については、第百九回国会における衆参両院の法務委員会における附帯決議において、これにかわる同一人性確認の手段の開発が求められ、他方、昨年一月の海部前内閣総理大臣の韓国訪問の際、在日韓国人についての指紋捺捺廃止を含む内容を取りまとめた覚書に日韓両国の外務大臣が署名をしたという経緯があり、これを踏まえ、今国会に外国人登録法の一部を改正する法律案が政府により提出されました。

しかしながら、この政府案は、指紋捺捺制度について日韓両国で合意した事項を、永住者、特別永住者に押し広げる内容にとどまっており、人権

尊重を求める国際的潮流を考慮し、我が国が主体的な立場から在日外国人の人権状況をどのように改善していくかという視点が欠けているのであります。

我が党は、外国人登録法改正は、外交交渉で合意された事項を含むのは当然としても、我が国が既に批准した国際人権規約の内外人平等の精神、あらゆる人々の基本的人権を尊重するという精神に基づき、指紋捺捺制度の完全な廃止や罰則の過料化等をその内容とする改正を行うべきであると考へます。

このような考え方に立ち、以下の内容の法律案を提出した次第であります。

第一に、登録事項から職業、勤務所または事務所

の名称及び所在地を除くこととしております。

第二に、指紋捺捺制度をすべての外国人について廃止し、署名及び家族事項の登録を本人確認手段として導入することとしております。

第三に、登録証明書の常時携帯義務を廃止し、政令で定める一定の方法で保管すればよいこととしております。

第四に、罰則を刑罰から過料に転換することとしております。

第五に、公布の日から施行日の前日までの間に十六歳となることによつて指紋の捺捺をしなければならなくなる者について、捺捺を要しないものとしております。

以上、法律案の趣旨であります。皆様の御賛同を切にお願い申し上げます。

○浜田委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○浜田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。仙谷由人君。

○仙谷委員 大変重大な法案が提起をされたというふうに思料いたしております。

そこで、重大な法案でありますけれども、政府そして自民党の方はどうもこの法案の審議を非常

にお急ぎになつてゐるやに私は聞いておりますが、委員長、現在の時点で国会法四十九条の要件が充足されておるかどうか、ちょっと御確認をいたしたいと思ひます。

○浜田委員長 過半数に達しておりませんので、仙谷君のただいまの御質問に対しては、現在のところ条件を満たしていないという状況にありま

す。

委員部、大急ぎで委員の出席要請をなすべくござい。――申し上げます。できるならば質疑を続行されて、その間に委員の出席を要請させていただきます。

○仙谷委員 理事に取り扱いをお任せいたしますけれども、極めて重要な法案だという認識を私は持っております。急がれております。国会法の規定では議事を開くことができないというふうに書いてあります。開くことができない委員会を開くというのはいかぬがなもののなか、こういう話になるわけでございます。理事にお任せいたします。

○浜田委員長 暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

げたわけでございます。それで、中身に入らせていただきます。政府案を見ました。この提案理由説明のところを拝見しました。この提案理由説明のところあるいは法案を全部通読しましたが、在日韓国人、朝鮮人あるいは中国人あるいはその他の外国人を含めて、その人たちの人権尊重ということが一言も書かれていないわけであり、この法案には書かれていない。

なぜそうなんだろうか。つまり、歴史的な経緯を振り返ってみますと、在日韓国人の二世、三世の方々を中心にしてこの指紋捺捺の問題というのは、とりわけ、常時携帯の問題もそうでございますが、人権問題として社会的に提起をされてきた。それで、それが本國に打ち返されてい

ます。韓国政府からいいますと、在日キョッポの人権問題として、この日韓条約の協議の期間終了前に協議を日本政府とやらなければいけないというところで、日本政府と協議がぎりぎりに行われて、そして覚書等々もつくられてきた、こういう経緯があるわけなんです。そういういきさつがあるにもかかわらず、これは人権問題としての位置づけが全くない改正案であるというところで、私は、今の時点での改正案としては非常に奇異に感ずるわけであり、

法務大臣、どうしてこうなつておるのでしょうか。

○田原国務大臣 指紋というものは、御存じのようにある人の同一性を確認するための他に類例がないほど正確な手段であることは間違いないわけであり、したがって、長い間法律の中にそういうことが仕込まれてきてずっと運営されてきたわけであり、今度改正することになつて、ある一定の人たちを除いては全廃することになつたわけであり、そのときに当たつて、私ども、人権侵害しておるんやないかと考へるに、現在の人々の感情と従来の実効性とのうまい中間点を見つけたというふうな感じ、日本人と日本人に定着性を持つてゐる人たちが

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

午後一時三十分休憩

の関係という感じでこれをとらえたわけでありま
す。

○仙谷委員 確認いたしますけれども、今、この指
紋押捺の問題は人権問題とは考えてなかった、こ
ういうお話でしたが、そう確認していいです
か。――大臣に聞いています。大臣が言った
のだから、大臣答えてください。

○田原国務大臣 先生も御存じのように、法案を
つくるに当たって過去からのいきさつがあり、細
かい事務的な積み上げや法制局との打ち合わせ等
もありましたから、私に結論を聞く前に、初めから、
結論の前に政府委員からお聞きになっていただい
てもいいのではないかと承知しています。

○仙谷委員 私は最高責任者の法務大臣の御認
識、御見解を聞きたいのです。刑罰をもって指
紋押捺を強制することが人権問題であるかとい
うか、その認識、判断を聞きたいのです。――い
や、局長はいい。大臣、どうですか。これは全く政
治家マターの話ですから、どうですか。

○田原国務大臣 私は、これは純粋なる法律問題
であって、実務的な指紋とかその他同一性確認の
ための手段として論じておるのであって、人権問
題として取り上げてはおりません。

○仙谷委員 だからこういうことになるのです
ね。

では、大臣に続けて聞きますけれども、少年少
女から始まって大人まで、日本人から指紋をとる
のは人権問題ですか、それとも人権問題ではない
ですか、言ってください。

○田原国務大臣 なぜ日本人を、そうして全部と
らなければいけないのかよくわかりませんが、
○仙谷委員 今の大臣の答弁の中身は、国家権力
としての必要性の話はあっても、国家権力の国民
や人間に対する行為が人権問題であるかどうかと
いうお答えには全くなっていないのです。そん
な認識だから日本の人権行政はおくれるのだす
よ。日本人から指紋をとることは人権問題だとい
うのははっきりしているじゃないですか。警察
だって、今人権問題を気にしているというか、人権問

題があるからそんなことはできないと言っている
じゃないですか。そうでしょう。そんなことを知
らないのですか、あなたは。

○田原国務大臣 日本人から、だれでもかれでも
ひつかまえて、何もしてないのにすぐ指紋をと
るといふのはそれは問題でしょうが、とるべきと
きにとる、とらざるべきときにとらないというこ
とで従来来たわけでありまして、そういう御議
論は成り立たないと思うのですけれども。

○仙谷委員 指紋押捺自身、指紋を採取すること
自身は、人間の側からいって人権問題だから特別
の場合に限って法律で規定されている、それしか
方法がない、そういうふうなときに許されるので
すよ。

それじゃ、あなた、さっきおっしゃった法律に
よって許される場合というのはどういう場合です
か。御存じの場合を言ってください。

○田原国務大臣 私は、専門の法律家でございま
せんから、そういう具体的な細かいことは正確に
は答えられませんが、

○浜田委員長 高橋人権管理局長。
○仙谷委員 この人に質問していませんよ。僕は
あなたに質問してない。(発言する者あり)

○浜田委員長 ちょっと御静粛に。
仙谷君に申し上げます。
局長も補足的な答弁をしたいということであり
ますので、まずお聞きをいただきたいと思いま
す。入国管理局長。

○高橋政府委員 まず私から、外国人についての
基本的な指紋押捺制度についてちょっと説明
させていただきます。――
我が国に在留する外国人につきましても基本的
人権が尊重されるべきことは当然でございます。
日本国憲法のもとにあるわけでございますから。
しかし、同時に人権は無制限に保障されるわけ
ではなくて、公共の福祉のため必要ある場合には相
応の制限を受ける、こういう一般的なことはまさ
に先生御案内のとおりでございます。
指紋に關して言いますと、みだりに指紋を採取

されないという自由は憲法の保障する私生活上の
自由の一つとして保障されておりまして、外国人につきま
してもひとしく保障されるものでございます。指紋押捺制度は正確な外国人登録を維持す
るために外国人登録法に取り入れられました制度
でございます。このように合理的な必要性によ
って自由の一部が法律によって制限されても、こ
うな制約が人権侵害に当たらないというふうに
考えておるところでございます。

○仙谷委員 先ほどの武部先輩からの抗議があり
ましたので、私、言っておきますけれども、大体
委員長だっけそうお考えだと思えますけれども、
委員会審議というものは政治家同士がディベートす
るのが基本でしょう。そうでしょう。私わかりませ
んから関係当局に任せますなんて話は、これは原
則としてなしてすよ。とりわけ私が今お伺いして
いるのは立法政策の基本にかかわることですよ、
こんなことは。細かい話なんか全然聞いてない
じゃないですか。そんなことが政治家同士で議論
できなくてどうするのですか。それだったら大臣
要らないことになるじゃないですか。

高橋局長の答弁はさておきまして、では議題を
変えます。
昨年の十二月に、いわゆる自由権規約、国際人
権規約の中のB規約でございます。この規
定に基づく報告義務を尽くすために報告書を国連
人権委員会に提出をされておりますね。

この報告書の中の「外国人の地位、権利」とい
ふような項目がございます。これはいわゆる国際
人権規約の二条に關する、つまり外国人の地位と
基本的な人権、指紋押捺とかあるいは外務省の方
で出されたこの報告書に書かれておる外国人登録
証携帯義務とか永住許可、再入国許可、退去強
制、その他地方公務員への採用等々の問題もござ
います。この種の問題が日本における外国人の
人権問題であるという観点からB規約の二条關係
として報告されたのじゃないでしょうか。

○吉澤説明員 先生から御指摘ございました昨年
十二月十六日に国連に提出いたしました市民的、

政治的権利に關する国際規約、通常B規約と言っ
ておりますけれども、この規定の四十条に基づき
まして報告いたしました報告書の中には、確かに
B規約二条關係の問題といたしまして、いわゆる
日韓三世協議の決着内容として指紋押捺にかわる
手段をできるだけ早期に開発すること、所要の改
正法案を本年の通常国会に提出するべく最大限の
努力をしようというところを報告しているところ
でございます。

このB規約の関連条文で申しますと、二条に
は、この規約の締結国はいかなる差別もなしにこ
の規約において認められる権利を尊重し及び確保
することを約束するといふような趣旨の規定があ
るところでございます。また第二十六条には、
すべての者はいかなる理由による差別に対しても
平等かつ効果的な保護を保障されるべきであるとい
う趣旨の規定がございます。また第七條には、
何人も品位を傷つける取り扱いを受けないとい
うたような趣旨の規定があるところでございま
して、確かに外国人の人権というものは憲法と同
様国際人権規約によっても保障されているところ
でございます。

ただ、国際人権規約の規定というものの、例え
ば二条、二十六条の差別の問題につきましても、
合理的な差を設けることまでも禁じているもの
ではないといふふうに考えております。またこ
の指紋押捺、日本で行われているものがこの品位
を傷つける取り扱いに当たらないものではないとい
うふうに考えているところでございます。

○仙谷委員 今の結論部分だと、なぜ今度指紋押
捺をやめるのか、理由が全くわからなくなつてく
るのです。

外務省、ひとつお答えをいただきたいのです
が、この報告書の中の「外国人の地位、権利」とい
う項目の中に「参政権等性質上日本国民のみを対
象としている権利を除き、いいですか、「日本国民
のみを対象としている権利を除き、基本的人権
の享有は保障され、内国民待遇は確保されてい
る。」という記載があるんですよ。先ほど高橋局長

がおつした指紋を強制されない自由とおつしやる基本的人権は、これは性質上日本国民のみを対象としている権利ですか、それとも人間としての普遍的な権利ですか、どちらですか。

○古澤説明員 参政権等につきましては、B規約上も「すべての市民は」という書き方になっておりまして、ほかの規定が、例えば「すべての者は」という規定になっていてのと比較いたしますと違つた書き方になっているということがございまして、この参政権というのはその性質上その国の国民に特有のものであるというふうに考えられるところでございますけれども、その指紋押捺といたつたことを含めましてそういうことというのは、みだりに外国人にのみ適用されるということとは当然にそれだといふことにはならないと思ひますけれども、先ほど申し上げましたとおり、このB規約の二条と二十六条といった規定も合理的な差異というものであれば許されるということでございます。その合理性といたつたことについては所管の官庁からお聞きいただくのが適当かと思ひますけれども、合理的な差異であるということが認められる限り許されるというふうに考えられると思ひます。

○仙谷委員 端的なお答えじゃないのでよくわからないのですが、今のお答えは、みだりに指紋を強制されない自由というのは、参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利ではない、人間としての普遍的な基本的人権であるということはお答えの趣意からは確認いたしました、それでよろしいんですね。

○古澤説明員 先生御指摘のとおり、参政権といたつたものと法のものと平等というものは明らかに性質が違つていふというふうに考えます。

○仙谷委員 先般の予算委員会の分科会でもこの報告書に関連して、人種差別撤廃条約、百三十カ国の国連加盟国が締結しているのに日本は二十数年放置したままになっているんですね。外務大臣に對しまして、これはどうするんですか。国会で二十数年ずっと、いや検討中です、作業中です

と、この答えばかり。言葉の端々から聞きますと、外務省は批准をしないだけども他の省庁が足を引っ張つておる、どうもこういう感じがあるんですね。また後にお聞きしますけれども、今度のこの指紋押捺問題も、どうも法務省はこういう区分の仕方ではまずいんじゃないかと思つていた節があるのだけれども、ほかの省庁に足を引っ張られてどうにもならなくなった、そんな感じが私にはするのです。

まず、この報告書作成、これは外務省が主として最後には英語で書かれたのだらうと思ひますけれども、そもそもつくるときに、法務省、関与していらつしやいますか、この報告書の作成に。

○高橋政府委員 具体的に、ぼつというところまではいきませんけれども、基本的には私たちも、法務省も関与しているところでございます。

○仙谷委員 そうしますと、先ほど言ひましたように、おつしやるようにみだりに指紋を強制されない自由は、基本的人権の享有が保障され、内国民待遇が確保されているのだから、堂々と国連に報告してあるわけですから、内国民待遇を確保してなかつたらこの報告書がうそということになるわけですね。——いやいや、内国民待遇ですよ。そんな簡単に公共の福祉で制約されるものじゃないです。

そこで外務省、次回の報告のときには、今回の法案のような外国人を区分して指紋押捺、つまりみだりに指紋を強制されない自由を取り戻した人たちと、いや、まだ三十二万人というグループが、みだりに指紋を強制されない自由をどういう合理的な、あなたの方の言葉で言うところの合理性のある手段、方法、範囲で制約をされているんだという報告をしますか。お答えください。

○古澤説明員 このB規約に基づいて報告書につきまして、今回三回目でございますけれども、二回目の報告書までは比較的日本の制度の説明ということに終わつておりました、二回目の報告書の審査の際に委員の方から、日本の実態といったようなものにつきまして、この指紋押捺の問題も含め

ましていろいろな質問がございましたので、今回の報告書におきましては、そういった制度の説明だけではなくて、実態の説明も加えるようにしたところでございまして、四回目の報告書以降どういふふうにしていくのかということにつきまして、三回目の報告書の審査といたつたことも踏まえて、あるいは先生から今御指摘のあつた点も含めましてよく検討してまいりたいと思ひます。

○仙谷委員 これは、日本が国連においてまさに国際的に、国際社会の中で名譽ある地位を占めていかどうか、人権問題をどう扱っているか、ちゃんと報告しなければいけないと思ひますよ。今の水準で国連人権委員会にこういうものをちゃんと書いて出したら、矢のような質問にさらされるはずですよ、人権委員会では。だから、先ほど申し上げた人種差別撤廃条約についての批准をしない、それからもう一つは自由権規約の第一選択議定書を批准しない、こういうことになっているわけですよ、法務大臣。

第一選択議定書を批准しないというのはどういうことを意味するかといひますと、選択議定書に個人の国連人権委員会に対する直接の被害救済の申し立て権が書いてあるのですよ。つまり、今まであれば在日韓国人、朝鮮人、中国人その他の外国人、この法案がもしこのとおり通るとすれば、ビジネスマンや弁護士やあるいは海外から日本に來ている報道機関の人やそういう人が一年以上の滞在者としてみだりに指紋を強制されない自由を侵されたということでも国連人権委員会に訴え出ることができるようになるのですよ、この選択議定書を批准しておれば。だから、そういうことをされるのが嫌だから第一選択議定書を批准しないというふうなことであればなおさら、人権の点では日本というのはどうなつていっているんだ、甚だ異質な国だということになつてしまつたわけですよ。

だから、私は法務大臣にもこの機会に、人種差別撤廃条約とB規約の選択議定書、これに日本が加入し、締結し、批准をするようにひとつ努力をしていただきたいと思ふのですよ。

なぜそんなことを言うかといひますと、例えば経団連あたりでももう十年も前に、国際的な経済の面における人的交流面からいって指紋押捺だけはやめてくれという要望をしているのでしょ。例えば、きょう日経新聞を見てちょっとびっくりしたのですが、野村総合研究所の一面広告「グローバル・フエアネス」。それは共生のための国際ルール」と書いてある。いっぱい書いてある。もう共生とグローバルがやはり言葉になつていふんです。「グローバル・フエアネス」と書いてあるのです。ここに書いてあることは、「日本経済が今後、真にグローバル化してゆくためには、誠意よりもフエアネスを評価基準、行動原理にしてゆく必要があると思ひます。しかしながらそのフエアネスは、その国ごとのフエアネスであるべきではありません。」と書いてあるのですよ。

あなたは、大臣は、これ、全部正しいと思ひながらも、たかだか野村だと思つたらそれでも結構ですが、まあそろそろこの種の考え方が、利益追求の野村ですら言わざるを得なくなつてきたというのがこの時代なんじゃないでしょうか。だから、改正しようといふことをおつしやつたけれども、日本だけ適用するフエアネスであつてはならないといふことなんですよ。先進国で、アメリカは指紋押捺があるなんといふことを言う人がおられますけれども、では、ヨーロッパ先進国、どこにあるのです。アメリカは、国籍について属地主義をとつております。そういうことを考えますと、日本だけ独自の、定住の外国人を二つに分けて、片方の人からは相変わらず指紋をとり続けるというふうなことがその国ごとのフエアネス、大臣もその他の自民党の大先生方も日本のフエアネスだと思ひかまわかせんけれども、どうもそれでは通用しない時代に入つてきたんじゃないかといふことを申し上げたいわけでございます。

もしお答えしていただければならぬでしたら、さっきの人種差別撤廃条約と選択議定書、それと基準とかフエアネスといふのはその国だけのものではあつ

たしていろいろな質問がございましたので、今回の報告書におきましては、そういった制度の説明だけではなくて、実態の説明も加えるようにしたところでございまして、四回目の報告書以降どういふふうにしていくのかということにつきまして、三回目の報告書の審査といたつたことも踏まえて、あるいは先生から今御指摘のあつた点も含めましてよく検討してまいりたいと思ひます。

てはならないというふうな事柄について、大臣の御見解をひとつ承りたいと思います。

○田原国務大臣 先ほどおっしゃった国連のそういう問題とか、今のフェアネスはまだ見ておりませんから、これから勉強させていただいて、よく自分なりに考えてみたいと思います。

○仙谷委員 法務省には人権擁護局というところもありまして、建前上は国民のそして日本に住む外国人の人権を擁護するという職務もあるわけでございますので、ひとつよくお考えをいただきたいと存じます。

次に、この改正案が出てきたいきさつについて聞いておきたいわけですが、まず、平成三年つまり昨年の一月、海部さんが韓国から帰ってこられて、そしてメッセージを発せられて、一月十一日の閣議で左藤法務大臣が何か所感を述べたというふうになっております。そして、四月の二十三日に法務省は、指紋捺捺撤廃有識者懇談会をつくったということが報道をされておるわけでございます。つまり、平成三年の四月二十三日にそういう懇談会をつくったということが報道されておるわけですが、間違いないでしょうか。

○高橋政府委員 昭和六十二年の外国人登録法改正案の国会審議の際に、衆参両議院法務委員会におきまして附帯決議がございました。それから、今先生御指摘になりましたように、当時の海部総理大臣が訪韓に際しまして平成三年一月十日に日韓外相間で署名した覚書がございまして、その趣旨を踏まえまして、法務省におきまして、外国人登録制度のあり方について早急に検討する必要があるということとして懇談会を設けたところでございます。それで、開催回数としては、今おっしゃいました平成三年四月から本年三月まで六回開催しております。

○仙谷委員 懇談会のはかに、外国人登録制度検討促進委員会というのも存在するのでしょうか。

○高橋政府委員 これは、省内におきましてもういろいろの設けまして、私たちの中にもいろいろ

勉強したわけでございます。

○仙谷委員 そうすると、懇談会は第三者機関的な、第三者に集まっていたらいい、検討促進委員会の方はお役人といいますが官僚の方々でおつくりになった、こういう理解でいいのですか。

○高橋政府委員 そのとおりでございます。先ほど先生御指摘になったかと思っておりますけれども、法務省の中にも、入管局だけではなくて、外国人を扱っているところがたくさんございまして、そういう法務省内部でいろいろなノウハウをあるいは意見を聴取するために、コンセンサスをつくるということもございまして、内部的な委員会を設けたところでございます。

○仙谷委員 昨年の秋ごろに結論を出すんだというふうなことも報道に書かれておるようですが、懇談会と検討促進委員会、結論が出たのでしょうか。出たとすれば、どういう結論が出たのか、お聞かせいただきたいと存じます。

○高橋政府委員 懇談会におきましては、指紋捺捺の制度そのもの、それから指紋捺捺にかわる措置がどういふものがあるか、それから外国人登録証明書の携帯制度、特に常時携帯制度など、広く外国人登録制度全般に及んでおります。

ただ、ここでちょっと申し上げたいのは、この懇談会といふのは、諮問などを行う審議会とは異なりまして、いわば自由に意見を交換する場、そういう性格のものであったということを一言つけ加えさせていただきたいと思っております。

○仙谷委員 そうすると、この懇談会も、言い放しで、意見集約というか結論的見解というのですか、全くなかったのでしょうか。

それから、法務省の検討促進委員会ですか、これも全く方向性も打ち出さなかった、こういうことでしょうか。

○高橋政府委員 指紋捺捺制度にかわる制度についてはどういふものがあるかということに関しては、鮮明な写真、それから各国の例なんかも参考にして、署名それから一定の家族事項をつけ加えるのがよろしいのじゃないかというよう

なことが懇談会での大体的意見でもございますし、私たちの検討委員会においても、新しい手段としてはこういうところが妥当なところではないかということが、方向といえますか、そういうようなことでございました。

○仙谷委員 そういう代替措置があるんだ、代替措置として得るんだという大体的方向が出た、こういうお話に伺っていますね。

指紋捺捺を廃止するとなればこういう代替措置があるんだという方向が出たんだというお話でございますが、対象はどの範囲にするか。つまり、今の法案のような範囲にするのか。もっと狭く限定する方法もあると思うのです。あるいは、全外国人、つまり現行法上指紋捺捺義務を課されている全外国人にするのか。その点についての結論めいた方向性というのですか、それはどうなっておりますか。

○本間政府委員 お答えいたします。ただいまの御質問の指紋捺捺廃止対象の範囲についてというところは確かに大きな議論でございます。細かいかどうかは抜きにして大ざっぱに申し上げますと、全廃の方が数としては過半数であったというのも事実でございます。

それから、もう一点つけ加えますけれども、懇談会は局長の私的な諮問機関といえますか、局で意見をつくる際の一つの有識者としての御意見を拝聴するという趣旨でやりましたものでございます。それから、省内検討委員会と申しますのは、入管局ももちろんでございますが、その中心としたしまして事務次官が委員長となった委員会でございます。そして、やはりこの問題は非常に重要であると同時に、韓国との覚書の内容というのがありますので、やはりこれは早急に内容をまとめていかなければいけないのじゃないのか、そういうことで、各省の局長級の方を――失礼しました、局長クラスをメンバーといたしまして意見を聞かせた、こういうことでございますので、入管局が中心ではありましたが、省全体としても取り組んだ問題でありました、こういうことでございます。

○仙谷委員 今、私の聞き方が悪いのかもわかりませんが、懇談会も検討促進委員会もいずれも全廃の方向が相対多数、多数のようであったというお話なんです、そのおおむねの意見の理論的な根拠というのはどういふところにあったのでしょうか。

○本間政府委員 一点、誤解のないように申し上げますが、今先生、省内でも廃止が多かった、こういうふうにおまとめになったように思いますが、これはそうではございませんで、最終的には、省内検討委員会としては、この案のごとき結論になったということでございます。

それから、廃止の理由というのはいろいろございまして、やはり代替手段というものがありますれば、それはなるべく統一して適用していくというのが制度としては本来のあり方じゃないかというのが一つ、それからもちろん永住者それから特別永住者、このたび私どもが廃止対象としてようとしておるもの、これについては特段異論はないところではございましたけれども、それ以外のものについてどうするかということにつきまして、それぞれ先生方の中にもいろいろの意見がございました。

廃止される方の御意見というのはいわゆる外国人の管理といえますか、同一人性確認ということについて多少それは緩むといえますか、今よりも後退するということがあってもやむを得ないのじゃないだろうか、そういう考え方が基本にあって、全廃ということをおっしゃられた方もおりました。

○仙谷委員 そこで、次にお伺いしたいのですが、この検討委員会の方に、検討促進委員会ですか、これ、何か各省庁の局長さんも入っておったというふうにおっしゃいましたか。違いますか。違ふのであれば、それはそれで結構なのですが、この問題に警察庁は何かの権限な根拠で意見を言うというふうなことがありましたでしょうか。

省内検討委員会でございますので、他省庁の方々は一切参加、出席はいたしません。あくまでも省内だけのものがございます。その点だけ申し上げておきます。

それから、警察庁との関係、今お触れになりましたけれども、この省内検討委員会の結論が出るまでの間に別途いろいろ警察の御意見も承ったというところはございます。

○仙谷委員 ほば公知の事実のようになっておりますが、大臣、予算編成に向かつてこの法改正について二十五億円の予算請求をして、十二月二十二日ですか、大蔵原案でこれを留保された。その理由は、どうも指紋押捺全廃の方向に法務省があつてこれに警察庁が厳しく対立したというのが、これは報道も一紙だけじゃないですからほぼ間違いない事実じゃないですか。私はほかの筋からもうそういう話を聞きました。こういう事実があったのですか。

○高橋政府委員 政府部内におきまして最終的な予算あるいは法案をまとめるに当たっては、政府一体として一つのポジションをまとめる必要がございましたのでいろいろ協議はいたしました。その結果、結論が出たわけでございます。

○仙谷委員 では、もう一遍正確にいきますよ。大蔵原案の段階では予算が留保されております。その理由は法務省と警察庁の意見対立であつたという事実はあるのですかと聞いておるのです。なかつたらいいですよ。そのかわり、こういうところでは事実と反することを言われたら困りますけれどもね。事実のとおり答えてください。

○高橋政府委員 私たちの出している案がうまく説明ができなかったというところはございます。

○仙谷委員 今の話を聞いておきますと、私なりに翻訳しますと、要するに警察庁を説得し切れなかつた、こういう話でしょう。それで、政府の統一見解が出なかつたから大蔵原案の段階において予算が留保された、こういう話になるのですか。それはそういうふう聞いておきますよ。

○本間政府委員 お答えしますが、政府部内では

ろい意見があつて、それが調整の結果今回の案にまとまつたというところは局長からもお答え申し上げたとおりでございます。もちろん法務省内部でもいろいろ意見があつたわけでございます。まず、先ほどの政府原案の問題との兼ね合いでございます。当初は一応全廃ということを出して、それで意見調整をしながら最終的に結論を出すか、こういうことでございました。動きとしては先生御指摘のようなや全廃論が部内では強かつたというところは間違ひありませんが、最終的な結論が少し見送られていた段階で先ほど言った予算の問題が起きて、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○仙谷委員 ちょっと伺ひますことを変えます。指紋押捺が、対象範囲が部分的にせよ、八七年の九月の段階では一回の押捺でいいんだというふうに変つてきた。もうちょっと詳しく言いますと、五八年の二月の段階では一年以下の滞在の外国人については押捺義務を課さないんだ。それから、大きい改正としては、八七年九月の段階では一回だけでいいんだというふうに変つてきた。それで今度の改正ですね。表向きの議論を聞いていますと廃止の理由が余りないやうにも聞こえるのだけれども、それぞれ部分的に押捺義務を廃止していった段階における廃止の理由をここで陳述してください。

○高橋政府委員 昭和三十三年の外国人登録法の一部改正について申し上げますと、一年未満の在留期間が決定された者について指紋押捺を免除することとしたわけでございますが、これらの者は観光客等短期在留者で、短期間の滞在の後出国するといふものでございますので、我が国社会や各種の行政にかかわりを有することが少なく、指紋の押捺を求めてまでもその人物を特定する必要に乏しいという考え方によるものでございます。

昭和六十二年の外国人登録法の一部改正は、指紋の押捺を不効とするといひますか、そういう外

国人の心情を考えながら、外国人登録の正確性を損なわない限度において制度の一部を緩和しようといふふうにしたものでございまして、指紋押捺を原則一回限りとし、人物の同一性を疑いがある場合には再度押捺させて同一性を確認するようにしたものでございます。

今回の改正は、長年我が国に在留する外国人の我が国社会における定着性というのに着目いたしまして、永住者及びいわゆる特別永住者につきましては、指紋押捺にかかわる同一性確認の手段として採用することとした写真、署名及び家族事項の登録による複合的手段を採用することとしたものでございます。

○仙谷委員 そこで、いわゆる定住外国人と言つておられます一年以上の滞在期間の外国人については指紋押捺義務が残っております。ここだけ残つておるわけですね、三十二万人。この人たちは指紋押捺義務がない。永住者、特別永住者、こゝういふ人たちは今度指紋押捺義務を外すのだ、こゝういふ話ですね。短期間——短期間でもない、中期間というのですか、相当期間滞在しておる外国人だけ指紋押捺義務を残すということになつておるのですか。これらの人たちは大体どういふ資格で、どのくらいの期間滞在をされるのが傾向的に多いのか。そして、このグループといひますか、外国人の人たちだけに指紋押捺を残す合理的な根拠は何ですか。

○高橋政府委員 今先生御指摘になりました一年以上に在留する外国人は、一年から三年の期間滞する資格を持って、更新する方もおられますが、そういうことで在留資格を持って滞する外国人でございます。他方、在留外国人のうちの公正な管理を図るためにはやはり人物の同一性確認の手段ということがどうしても必要になるわけでございます。今度の改正で指紋押捺にかかわる手段として採用することとした写真、署名及び家族事項の登録による複合手段というものは、私たちがいろいろ検討した結果、長年本邦に

在留し、定着性の高い永住者及び特別永住者についてはまあ有効と言える、しかしそれ以外の外国人については、一般的に言ひますと、我が国社会への定着性が認められていないということで、今回は現行どおりこの指紋押捺制度を維持することが必要である、そういう結論に至つたわけでございます。

なお、指紋押捺というのは、外国人の同一性確認の手段として必要かつ合理的な制度であると私たち考えておりますので、永住者及び特別永住者以外の外国人についてこれを維持し、永住者及び特別永住者に対する取り扱いと違つて、こゝういふことになつても、我が国社会への定着性の有無という合理的な理由による区別であつて、法のものと平等に反することにならないと考えているところでございます。

○仙谷委員 結論まで言われてしまつたわけでございますが、定着性と同一性の確認というのはそんなにストレートに結びつくものか、理論的にも事実上結びつくものか、大いに疑問ですね。そしてまた、今のいわゆる定住外国人に対する指紋の押捺義務一回だけになつておるわけですね。それで、入管局長ですから当然のことながら覚えていらつしやると思ひますが、もう数々の法務委員会の審議、予算委員会の審議で、同一性の確認については指紋の押捺が一回だけというのには意味がないんだということを、今まで入管局はあるいは法務省は答弁してきたんじゃないんでしょか。答弁もそうですし、入管局の課長さんや担当者は、入管局が実質上お出しになつてゐるんでしょ、この「外人登録」といふ雑誌、こゝういふものにも、たびたび「一度だけ押さえることとすれば、登録における指紋制度はその意義を全く失ひ、外国人に対するいやがらせ以外の何ものでもなくなつてしまふ」といふようなことまで、だから何回も期間を置いてとつて、照会をしなければいけないんだということを法務省としては言つてきたわけですね。

ところが、さあ中身を調べてみようということになったら、一九七〇年から法務省の方で同一人性の確認として、以前にとった指紋と現時点でいいますか、三年とか五年経過後にとった指紋の照合は一切していない、するような陣容になっていない、警察庁のようにコンピュータを入れていくわけでもない、担当者もいない、専門家もいない、こういうことがはつきりしてきたわけでしょう。ということになると、定住外国人について、同一人性の確認といったって、一回だけの指紋捺捺をさせてどうやってやるのですか。あるいは、具体的に聞きますよ、法務省としては一年以上の外国人についてどういう同一人性の確認を行おうとするのか。市町村を除きますよ。まず、それをお答えください。

○山崎説明員 御説明いたします。

法務省に保管しております指紋原紙は登録番号順に整理しております。各自自治体から法務省に申し込んで指紋原紙の写し等送付要請がありまして、それは、それを送付しておりますし、また同一人性確認のために関係機関から照会があった場合には、指紋原紙の写しを送付する等して利用しております。でございます。

○仙谷委員 何か同じことをテープレコーダーで繰り返してやるようなことを言って、それは全く理由になっていない、あなた。

法務省に具体的に聞きますけれども、指紋を鑑識照合できる専門家はいるのですか。技官はいるのですか。

○山崎説明員 先生御指摘のとおり、現在、指紋は換値分類はしておりますが、登録番号順に整理してございます。一指指紋というのは、その同一であるかどうかを確認するために指紋係という係が設けられておまして、その係員が、照会があった場合には同一人かどうかという確認をしております。保管しております指紋を地方入国管理官署なり、入れかわり事案等があった場合に警察から照会があった場合には、指紋の写しをつくりまして送付するという作業で同一人性の確認に役

立てておるわけでございます。

○仙谷委員 時間が来たからまた次の機会に譲りますが、今の全然答えになっていないですよ。専門家がおりのかという問いに対して全然答ええていない。鑑識照合できる専門家がおりのかおらないのかの答えになっていないのですよ。それから、法務省で照合しているかどうかという答えにも全くなっていないじゃないですか。そんないいかげんなことを相変わらず言っているようでは本当にこれは大変な問題になりますよ。

いづれにしても、時間が参りましたので、残余の質問は次の機会に譲ります。どうもありがとうございます。

○浜田委員 谷村啓介君。

○谷村委員 順次質問をいたしたいと思いが、法務大臣、あなたは指紋捺捺をした、指紋をとられた経験がありますか。

○田原国務大臣 記憶は余り定かではありませんが、一度経験があるような気がいたします。

○谷村委員 それは反則か何かでしょうか。交通違反か何かでしょうか。選挙違反……。

○田原国務大臣 まじめに答弁しておりますから、まじめにひとつ聞いてください。

そういう違反、違法的なものではなくて、何だったか記憶にないのですが、指紋を押したことがございます。

○谷村委員 大分過去のことのようですが、そのときの、指紋をとられるという感じ、お気持ち、率直にどのようにお感じになったでしょう。

○田原国務大臣 特に、何といいますが普通の気持ちのときに、普通のときにとられたのですから、何だったか記憶にないのですけれども、交通違反とかそんなのじゃないが、手を持つて押してくれまして、気持ちいいなと思った感じがいたしまして……。これは冗談じゃないのです、本当です。

○谷村委員 そんな感覚ではこの指紋捺捺の問題はやはり理解がなかなかできないでしょう。質問に移りましょう。

この国会に外国人登録法の改正案が提案されましたけれども、法務省は外国人登録時の指紋捺捺の制度の全廃を主張してきた、こういうふうに私どもは理解をいたしておるわけでありまして、今回の法案を見ると、言うまでもなく永住資格者の押捺義務はなくなっているけれども、在留資格が一年から最長の三年の人、平成二年度末で三十二万人いらっしゃるようでございますが、引き続き指紋の登録を必要としている。これはどうしてこうなったのか、そういう点についてまず冒頭にお尋ねしたい、こういうふうに思います。

○高橋政府委員 法務省が全廃を決めたというところはございせん。いろいろ意見、いろいろな考え方、いろいろな方法を勧告しつつ、いろいろなやり方を検討しております。それで最終的な結論が今法案としてお出ししたことでございます。

私たちといたしましては、指紋捺捺制度というのは指紋が万人不同・終生不変という特性を有しております。人物の同一性を確認する上で有効な手段であるということにまんがみまして、登録をしている本人の同一人性を担保、確保、確認する手段として設けられているというものであることとから、また登録証明書の偽変造や他人による登録証明書の不正使用の摘発及び不正の抑止に役立つということから、この制度は有効であるというふうに考えているわけですが。

ただ、我が国社会に定着性のある永住者あるいは特別永住者につきましては、鮮明な写真、署名それから一定の家族事項を登録してもらうことによつてこれにかえることができるという結論を得たので、このような法案を御提出したというところでございます。

○谷村委員 政府は昨年十二月二十六日に、総理府で石原官房副長官を中心に法務、外務、自治、警察の関係四省庁による事務次官級の会議を開いたというふうに伝えられていますが、この日の会議で根拠法事務次官は、永住者のみに限定した指紋制度の問題点を指摘し、この制度の全廃

を法務省として主張したと言われているわけでありまして、この全廃の主張は事実なのかどううか。先ほどもございましたけれども、もう一遍確認するとともに、できればその際に指摘した問題点を明らかに願いたい、こういうふうに思います。

○高橋政府委員 お答えいたします。

昨年の十二月二十六日ですか、今先生おっしゃったときに、関係四省庁次官級会議が行われたことは確かでございますが、そこでは今後のこの外国人登録問題につきまして、今あるような形についての確認が行われたということでございます。そこで法務省が全廃を主張したとかそういうことというよりは、どういうふうにして今回法案をまとめるかということで、事務的に積み上がったものを確認して決めたということが正確ではないかと思われまして。

○谷村委員 私はそういうふうには聞いておりませんし、さまざまなものに出ておりますものを見ましても、あなたの答弁を率直に受けたいというわけにはいきませんけれども、次に移りたいと思っております。

外務省に聞きますが、一方外務省の小和田事務次官もその日の会議において、指紋制度の残置は国際的に人権問題になるおそれがある、全廃は世界の趨勢であるという趣旨の主張をされ、同じく全廃を提案したというふうにも聞いておるわけでございますが、改めて外務省の方から、この指紋捺捺制度の是非についてそのスタンスを明らかにされたいというふうに思います。

○宮下説明員 外務省といたしましては、従来から本件については当然対外的な関係にはね返りがないように、そういう点で対してきておるわけでございます。

今次改正案につきましては、永住資格を有する者、そういう客観的な基準によりまして指紋捺捺義務の廃止範囲を定めた、そういうことで国籍等の出身地によって外国人の間で差別を設けたものではない、そういうふうに考えております。日

本人の場合ですと戸籍制度が充実しているわけでごさいますけれども、外国人の同一性を確認するものとしてはやはり指紋ということによらない限りは一般的に申し上げますとなかなか難しいのじゃないかというふうにも考えられます。ただし、外国人の中でも永住資格を持っておる者につきましては、日本に家族と一緒に長期滞在している、そういうふうな事情もあって指紋にかえて写真、署名それから家族事項の登録というふうなことで同一性を確認することが可能ではないかというふうにごさいます。したがって、以上の合理的な理由に基づく今回の改正案ということ、対外関係等の観点から問題はないのだからというふうにごさいます。

○谷村委員 その当日の問題についてお尋ねしておるわけですが、警察庁、鈴木長官でございまして、この趣旨を言われておりますこと、あれは裏づけが全くないわけじゃありませんが、法務、外務はそうじゃないとおっしゃったわけですから、私も、私もそういうふうな受け取っているのですが、その主張に対して、治安対策の観点から、指紋制度をやめてもうまくいくとは限らない、外務省が世界の趨勢と言いが、米国では一たん廃止したけれども指紋押捺は復活しているではないかと、この指紋押捺制度の全廃に強く反対をされた。その妥協の産物として今回の二本立て登録制度といえますかこんなことになって、それを国会に提出してある、こういうふうな私どもは聞いておるのです。三者一致して今回の提案について十分な合意ができた、結果的にはそうかもしれないが、その過程の中にさまざまな議論の行き違いがあった、そういうふうにも聞いておりますが、警察庁の方の考え方を聞きたいというふうに思います。

○奥村説明員 外国人登録法の一部改正につきましては、主管の法務省を中心にいたしまして、制度面、運用面の各般から鋭意検討されてきて成果ができたものと承知をしております。

警察庁といたしましては、犯罪捜査とかあるい

は職務質問等各般の警察活動を行う上で外国人の身分関係を確認する必要があるわけでごさいます。現時点における当庁の考え方を申し上げますと、外国人登録制度は我が国に在留する外国人の身分関係を明確にすることを目的としておりますが、今回の一部改正案のとおり、在留期間が一年以上の長期滞在者には従来どおり指紋押捺制度を適用し、また永住者には写真、署名並びに家族事項の登録を複合的に組み合わせる制度を適用いたしまして人物の同一性の確認を行うことによりまして、身分関係の明確性を従来どおり維持する機能が果たされるものと考えておるところでございまして。

○谷村委員 ここに「世界」に載った記事がございまして。僕はこの中に、これはもちろんペンネームでしようけれども、相当詳しい内容があるわけでごさいます。

警察庁に押され気味となった法務省は、指紋照会や外国人登録証明書等の常時携帯などでの取り引きも検討したようだが、結局、官庁同士の争いの隘路に入り込み、当事者である外国人の人権の観点から欠落してしまった。法の下平等や法的整合性などで糊塗しても、外国人を犯罪者扱いする指紋制度に四〇年近くも依拠してきた外国人登録制度の大きな自己矛盾のぞくばかりである。

警察庁のこのような政治的思惑が絡みながら、法務省との協議は延々と続けられた。というふうな内部的な情報ではありましようけれども、非常にその流れの中にそういったものを感じるのです。警察庁の方、もう一回答弁を願いたいというふうに思います。

○奥村説明員 ただいま申し上げましたとおり、警察といたしましては、犯罪捜査あるいは職務質問その他各般の警察活動の現場におきまして、外国人につきましても身分関係を確認する必要があるわけでごさいます。そういう場合におきまして外国人登録そのものが正確なものである必要があるわけでごさいます。その正確な外国人登録と

いうのを最終的に担保するのは指紋制度であろうというふうにごさいます。

○谷村委員 我が国の指紋押捺制度は外国人の人権、外交、治安問題など複雑に問題が絡み合っているわけでありまして、この制度への対応が関係省庁によってどうも経過を見ると異なっている。私は閣内不統一の感はないのではありませんか、こういう感じがするわけでありまして。

そこで、外務省は指紋制度は国際的に人権問題になるおそれがあるというふうに見ておると私は思いますけれども、先ほども議論がございまして、この制度の世界の動き、特に先進諸国の実態を説明をされたい、そして資料があれば提出を願いたい、というふうな思われたいわけでありまして。

○宮下説明員 指紋押捺制度につきましては、平成二年に四十六カ国につきまして調査を行っております。これによりまして、指紋押捺制度を採用している国は十九カ国、中で特に先進諸国といえますが、OECD諸国の中ではポルトガル、スペイン、米国の三カ国というところでごさいます。参考までに近隣のアジア諸国におきましては、中国等を除いて大部分が指紋押捺制度を採用しているというところでごさいます。

○谷村委員 その詳しい資料をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○宮下説明員 資料を出すようにいたします。○谷村委員 先ほど、法務大臣に指紋押捺の経験があまりだというふうに聞きましたので冒頭に聞いてみたのですが、気持ちが悪かったというふうなことでごさいますけれども、手をとってらってやってもらったというお話がございましたね。その際はやはり指紋押捺じゃなしにほかの何か交通違反か、あるいはそういうことでお押しになったんじゃないかと思えますけれども、お上り指紋を押す場合に、反則切符にしろ何にしろいい気持ちで押すなんて感覚というのは私はどうも解せないわけですが。

再び繰り返す必要はないと思われたいわけですが、私は犯罪を犯していないのに犯罪者扱いを

されたような、むしろ普通の人なら屈辱感を伴う、というふうな思われたいわけでありまして。指紋押捺の強制は私はやはり人権の侵害である、というふうな思われたいわけですが。これは世界の趨勢から見ても人権の問題から見ても全廃することが当然だ、というふうな思われたいわけですが。したがって、今回の措置というものはやはり問題がやはりはいらないか。昨年一月に海部前首相が韓国を訪問した際に、二年後に指紋押捺の強制の廃止の約束をされた。先ほど外務省の方から覚書がこちらへ届きましたけれども、今回の法案では全廃をしていない。これは約束違反ではないか、あるいは国際信義にもとるのではないかと危惧があるわけですが、いかがでしょうか。

○武藤説明員 お答え申し上げます。昨年一月に海部総理大臣が訪韓されました際に、中山外務大臣と韓国の李相玉外相が在日韓国人問題に関する覚書に署名いたしました。この中で政府は、「指紋押捺に代わる手段を出来る限り早期に開発し、これによって在日韓国人三世以下の子孫はもとより、在日韓国人一世及び二世についても指紋押捺を行わないこととする。このため、今後二年以内に指紋押捺に代わる措置を実施することができるよう所要の改正法案を次期通常国会に提出することに最大限努力する。」との方針を表明いたしました。

今国会に提出されました外国人登録法の一部を改正する法律案は、この覚書に言及する在日韓国人一世、二世及び三世以下の子孫を含む特別永住者並びにそれ以外の永住者に対する指紋押捺の廃止を定めるものでございまして、これはまさにこの覚書において表明された方針に合致するものと考えております。

○田原国務大臣 先ほど指紋の経験で、何か違反に違いないと言われたけれども、そうではございません。どこか受検したときじゃなかったかという気がするわけですが、昔、まだ二十になる前か何か、そこらのころ。

○谷村委員 大臣のその点についての答弁はもうそれ以上要りません。そんなことはないでしょう。受験のときに指紋なんて押した人はだれもいません。それは何かの間違いじゃございませんか。

私は次の質問に移りたいと思いますが、我が国に三カ月以上滞在する外国人が外国人登録の対象になっているわけであり、法務省の資料によりますと、九〇年の全登録者百七十八万のうちの六十四万人が永住資格があり、永住資格のない一年以上の在留者約三十二万、これらの外国人に指紋捺捺を強制しようとしているわけであり、これが、これらの外国人だけに指紋捺捺を強制するのは私は合理的な根拠がないと思うのであります。合理的な根拠があるならひとつ示していただきたい、こういうふうに思います。

○高橋政府委員 一年以上の在留期間を有する非永住者に指紋を捺捺させる、そのための合理的な根拠は何かという御質問でございますが、指紋捺捺にかかわる同一人性確認の手段といたしまして採用することとしました写真、署名及び家族事項の登録ということによります複合的手段は、長年本邦に在留し、定着性の高い永住者及び特別永住者については有効と考えるわけですが、それ以外の外国人については一般的に我が国社会への定着性が認められないものでありますので、一年以上の在留期間を有する非永住者については指紋捺捺制度を現行どおり維持することが必要であるということと、定着性という観点から新しい制度を永住者及び特別永住者に適用しているわけでございます。これが私たちとしては合理的ではないかというふうに考えているところでございます。

○谷村委員 これは先ほども仙谷委員の方から議論のあったところでございますからそれ以上のところはきょうはやめておきますが、さて、今三十三万人余の在日外国人、永住資格のない一年以上の在留者に対して指紋捺捺を強制しようとしている。先ほどの御説明のとおりであります。これらの外国人の大部分はビジネスマン、技術者、正規

の手続を経て入国する外国人労働者、コックさん等もおりますが、そういう人であり、我が国には観光客など短期的滞在者、さらに多くの不法残留者など膨大な入国者が滞在する中で、この外国人たちだけに不愉快な、法務大臣は愉快なおっしゃったのですが、不愉快な指紋捺捺を強制することにはどのような意味があるのか本当に疑問を持つのであります。いかがでしょう、もう一回答弁をお願いします。

○高橋政府委員 在留外国人の公正な管理を図るためには人物の同一人性確認の手段の確保が必要でございます。今回の改正で指紋捺捺にかかわる手段として採用することとしました写真、署名及び家族事項の登録による複合的手段は、長年本邦に在留し定着性の高い永住者及び特別永住者については有効であると言えますけれども、それ以外の外国人については一般的に我が国社会への定着性が認められないということで、現行どおり、一年以上の在留者については指紋捺捺の制度を維持することが必要であるという考え方でございます。また、一年未満の在留者については指紋捺捺を求めないのは、短期の滞在後に出国する者でございまして、我が国社会や各種の行政にかかわりを持つことが少なく、指紋の捺捺を求めてまでこの人物を特定するという必要はないのではないかと、この考えに基づいてでございます。

○谷村委員 問題ですね。法務省は、今おっしゃったように写真、署名、家族事項の三点セットで同一人性を確認する、こういうことで代替措置といえますかそんなことをやる、こういうふうな決めたおるわけでありませうけれども、やはりこれも、法のもとの平等、外国人によつて対象としたりしなかったりするというようなことが現に起るわけですね。こういうことを考えてみますと、法的整合性などを根拠に、国籍による不平等や今回のような登録の二本立てに反対してきた、法務省はそういう態度をとってきたことは間違いないと私は思うのですが、この原則というものはやはり守られるべきでなかったか、こう思えてならぬわけ

です。しつこいようですが、この原則を踏み外したというかそれを放棄した根拠といたしますか、もう一回お尋ねしてみたいというふうに思います。

○高橋政府委員 もちろん私たちがいたしまして、新しい制度、仕組み、手段を開発あるいは実施するに当たりましては、特にそれが人間に関する限りは、内国人であろうと外国人であろうと、日本国憲法のもとで、それから人権が保障されるだけ、もちろん基本的人権が確保されるという観点から、それから先生がおっしゃいました法的整合性、こういうあらゆる観点から検討しなければならぬというところは重々承知しております。そういう観点と行政のしやすさ、そういういろいろなところから考えて、今回もこの新しい制度、仕組みについて検討したところでございます。

それで、何度でも同じことになりませうけれども、やはり基本的に必要なことは外国人の同一人性の確認の手段ということで、それが一番問題ですが、何が一番いいのかということ、現行の指紋捺捺制度というのはどうしても必要でかつ合理的な制度であるというところは、これはそうだと私たちはまだ信じているわけでありませう。しかし、永住者及び特別永住者にきましては、私たちが今新しく開発した写真と署名と一定の家族事項を登録してもらうことによってかえ得るという結論に達しましたので、国籍による差別じゃございませうし、我が国社会への定着性の有無、こういう合理的な理由による区別といえますかそういうことであるので、法のもとの平等に反しないというふうに考えてこの新しい制度を提案しているわけでございます。

○谷村委員 ちょっと視点を変えますが、今回の改正という改悪というか、この法案は、自治体の外国人登録事務がこれまで以上に煩雑になるのではないかと、思うのであります。現行制度では、一年未満の在留者は写真だけでいい、それ以外の外国人については写真と指紋の二本立て。しかし、今回の改正案によると、一年未満の在留者は現行と同じで写真のみでございませうけれども、一年以上の

在留者は写真と指紋、在日韓国人など永住資格のある人には写真と署名と家族事項、今も説明がございましたが、こういうふうになっているわけでございます。したがって、同じ外国人の登録事務が従来より複雑になることは必至だと思ひます。市町村の窓口の仕事量は若干ふえるのじゃないかと思ひますし、制度の変更で現場での混乱も予想されるわけでありませう。このことについて、現場を担当する自治省はどういうふうに見ておるか。また、機関委任事務でありますから、法務省の方はこういう事態が起きることをどのように考えていらっしゃるのか。この点について両省に聞きたいと思ひます。

○芳山説明員 お答えいたします。外国人登録法に基づく事務は、先生御案内のとおり法務大臣の機関委任事務として市町村長が処理しているものであります。自治省もいたしまして、今回の改正に当たりましては、法務省に対して、市町村の窓口での対応も含めた事務処理のマニュアルを作成するなど円滑な施行が図られますよう要請しているところでございまして、また法務省の指導のもとで当該事務が円滑に行われることを期待しております。

○高橋政府委員 確かに窓口に関する限りは先生おっしゃったように事務が複雑化することは事実でございます。私たちは、新しい制度、仕組みを考へるに当たっても、できるだけ簡素な仕組みの易しいやり方、それから整合性のとれたものが望ましいという観点、正確性、いろいろな観点から考へておりますけれども、今おっしゃったような点も非常に重要なことではないかと思ひます。法務省におきましても、市町村の窓口が混乱しないように、市町村の職員に対して事前に十分に改正法の説明を行うとともに事務取扱の指導を行う、それから事務の合理化を可能な限り行うことといたしたいと考えておるところでございます。

○谷村委員 くれぐれもそんなことが起こらないように適切な指導といひますか、そういったこと

をぜひ要望いたしておきたいと思うのであります。

今回の法案は、先ほどもそうじゃないとおっしゃるのですが、私どもはやはり法務省の主張というものは別にあったと思つてゐるわけでありまして、そういった意味で、警察庁の主張の方が重視されたといえますか押し切られたといひますか、そういう経過の中で二本立ての登録制となつたと理解をしておるわけでありまして。

そこで、法務大臣にお尋ねいたしますけれども、将来、我が国の指紋捺捺制度を基本的な一体とするのか。全廃に向けて立法化を進める方針というものはないのかどうか、全廃するとするならばいつの時点までこれらの諸点をするのか、そういった方針もしお持ちなら、あるいは無理かもしれませんが、ひとつお答えを願ひたい、こういうふうに思います。

○田原国務大臣 現在のところ持つておりませんが、ただ、今、今までと違つた新しい法律を出そうとしておるやさきでございまして、今のところそういう先生おっしゃつたようなことは全然頭に浮かんできていません。

○谷村委員 次に移りますけれども、一九九〇年十二月に国連で採択された外国人労働者権利保護条約というのがございます。御承知のとおりであります。これについての政府の対応についてお尋ねしたいと思つております。我が国は、この条約の採択に当たつて賛成というふうになつておるわけでありまして、この点をまず確認しておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○古澤説明員 御質問にございました、移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約につきましては、一九九〇年の十二月十八日の第四十五回国連総会におきまして無投票採択ということとで、投票なしに採択されたものでございます。私ども、我が国といたしましては、本条約の理念自体は理解するけれども、雇用国にとつて問題となる規定があるので、各国が受け入れられるような現実的、弾力的な内容のものであるべきであると

いう旨の立場説明を行った上でこの無投票採択に加つたという経緯がございます。

なお、この条約の採択に先立ちまして、先進国の間では投票に付すべきではないかというふうな意見も出されましたけれども、この条約の理念自体は理解し得るものであつて、この問題については南北対立ということがあることを印象づけることは適切でないという判断から、無投票採択に先進国としても臨むことになつたとして、我が国もこれに加つたという経緯がございます。

○谷村委員 今おっしゃる答弁の中でもその姿勢がうかがえますけれども、東京新聞の九〇年十二月二十七日を見ますと、先ほどの御説明の外国人労働者権利保護条約、正確に言いますと、移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約、この批准には日本政府は二の足を踏んでおつた。今もそういうニュアンスの御説明があり、結論的には、この国連の決議というものはおもしろい決議がたくさんございまして、投票でなくコンセンサス採択、こんな言葉でも表現するようでありまして、日本はそれでほつとした、そういうふうなことでございまして、この新聞を見る限り、国連中心という政府がよくおっしゃる精神はどこへ行つたのかという大きな見出しが真ん中に踊つておるわけでございます。もちろん、厚い国内法の壁というふうなものも今おっしゃるようにあるわけでありまして、いづれにしても、しかし賛成はされたわけですね。先ほどおっしゃつたように賛成をされた。その賛成をされた理由をこの際明確にされたいと思ひますし、本条約のポイントも、簡単に結構ですから御説明願ひたいというふうな思ひでございます。

○古澤説明員 この条約につきましては、先ほども申し上げましたとおり、いろいろ経緯がございましたので、我が国といたしましては立場表明を行った上でこれに加つたということでございます。

それで、この条約の内容のポイントでございます。

すけれども、この条約は移住労働者とその家族についてその権利の保護を図ろうとするものでございまして、その出身国からの出国、旅行、雇用国への入国、滞在、出身国への帰還といったすべての移住過程において生ずる法的手続、労働関係、社会生活関係、失業、社会保障、教育等のいろいろな方面にわたる問題につきまして、移住労働者及びその家族の権利保護という観点から包括的な規定を置いた条約でございます。

○谷村委員 今御説明があつた点がこれに載つておりますけれども、要約すると、不法就労を含めた外国人労働者にその国の国民と同等の労働条件や社会保障を認める、こういうものであるというふうに伺つておるのであります。

そこで、外務省に要求したいわけですが、この条約の英文と日本語訳の写しを資料として提出してもらいたい、こういうふうに思います。いかがでしょうか。

○古澤説明員 この条約の国連で作成されました英文につきましては提出させていただきますが、できると思ひますので、後刻お届けしたいと思ひます。

それから和文につきましては、条約の和文と申しますのは、国会に御承認いただくために御審議を得る際に提出するというものをこれまで私どもの慣行としておりました。この条約というのは国会に御審議いただくことがあり得るものでございまして、その前に政府内部で詰めていまい訳文をお出しするということ、こなれていないものをお出しするということ、従来から国会に招く可能性もあるということで、従来から国会に御審議をいただく前にお出しするということはないというふうにしておりますので、その日本語訳の方につきましては提出させていただきますことにはできないというところで御理解いただきたいと思います。

○谷村委員 なぜこの問題をこの際質問し、資料要求するかといひますと、この条約自身が今回の外登法の問題とも大きく影響を持つておる、深い影響を持つておる、こういうふうな私どもは判断をするわけでありまして。英文は出されども和文は出せないという、そんなばかな話がありますか。

○古澤説明員 条約の訳文というのにつきましまして、先ほど御説明いたしましたとおりでございますけれども、今先生がお話しになりました趣旨を踏まえて、この条約の骨子のようなものをお届けすることは後刻させていただきますと思ひます。

○谷村委員 和文に訳したものは存在しないんですか、存在しているんですか。

○古澤説明員 条約一般につきまして検討作業のために省内的にいろいろ準備したりすることはございまして、これは政府としての訳文であることは外務省としての訳文というふうには申し上げることはできないものでございまして、そういう意味では訳文は存在していないというふうに申し上げた方がよろしいのではないかとこのように思ひます。

○谷村委員 よくわかりませんね。あるにはあるが、それは政府のものでも外務省のものでもないという御答弁ですか。あるのはあるのですか。

○古澤説明員 外務省としてお出しできる形の訳文はないということでございます。

○谷村委員 聞くところによりますと、各省庁がまちまちになつてはだめだ、こんな理由で日本語訳をつくらぬようにというふうな、外務省がそういう方針を示しておる、こんなことも聞きますが、いかがですか。

○古澤説明員 申しわけございません、今先生のお尋ねの趣旨がちゃんと聞き取れませんでしたので、もう一度御質問をお願いできますでしょうか。

○谷村委員 つまり、この種の条約の訳文については、関係の省庁によつてまちまちの日本語訳ができるおそれがある、こんなことで、外務省の方でそんな作業はしないようにというふうな、一徹命令」といふ言葉がこちらの資料にございました。

けれども、そんなことがある、こういうふうに関くわけでございますが、そんなことがあるのですか、そういうふうな質問です。

○古澤説明員 この条約の政府の訳文ということにつきまして、先ほど申し上げたとおり、それを国会に出すまで基本的に政府としてはお出しすることはできないという一般論としてはあると思ひますけれども、例えば関係省庁が勉強されるために関係省庁がお話しになるというようなことを、外務省としてそういうことはするなというものを申し上げるということが少なくともこの条約についてあったということは、私は承知しております。

○谷村委員 先ほど申し上げましたように、もちろん政府はこの条約については非常に消極的な態度をおとりになっております、採決が先ほど言いますようなコンセンサス採択、こんな言葉が使われておりますが、そんなことにほつておいて、いろいろなこととございまして、これ幸いというふうなことでございまして、そういう姿勢から見て私も外務省の立場、言ひ分というものはわかるわけでありまして、先ほど指摘しましたように、この外国人労働者権利保護条約というものが今回の外登法と極めて、私どもにとつて、議員にとつて極めて関心の深い問題である、こういう点を指摘してその資料が欲しい、こういうふうな申し上げておられるのです。外務省の方は、この条約を批准する際、国会に出すときにしませんが、それじゃ遅いんだと言っておられるのです。そんなものは出すべきじゃないか、積極的に出すべきじゃないか、こういうふうな主張をされているのです。したがって、ないとおっしゃっているのです。全部英文でやっておられるわけじゃない、その点について、私はやはり今の議案の問題に関係があるから言っているのです……

○浜田委員長 谷村委員に確認をいたします。委員の御要求は、正式な資料として当委員会に

和文を提出せよという御要請ですか。

○谷村委員 そうなんです。

○浜田委員長 そうであるとなれば、その要請は私ども理事会で検討させていただきます。

○谷村委員 それじゃ、その問題、今委員長御集約のとおりぜひともお願いをしたい。

ただ、一つ聞いておきますが、この条約は外国人労働者に対する人権擁護の重要性を強調している。その精神に沿った施策を批准国に求めているわけでありまして、しかし、我が国の外国人労働行政の実態を見ますと、この条約の水準とのギャップは非常に大きい。今直ちに批准をして関係国内法を整備することは困難だというふうに私も思ひますけれども、将来批准する方向で検討をしているのか。批准するとすれば、いつごろをめどに考えているのか。この際、念のために聞きましておきたいというふうに思ひます。

○古澤説明員 この条約の移住労働者及びその家族の権利保護を図ろうとする理念そのものは評価できるところである。私も考えておりますけれども、その目的を達成するために必要な限度で既存条約との整合性とかそういった問題を考慮する必要があります。そういうことで私も主張してきたところとございまして、結果的にこういう形で採択されたわけとございまして。

これを我が国において締結しようとする場合、移住労働者が国民あるいは移住労働者以外の外国人よりもかえって優遇される結果となつて、平等原則との関係で問題を生ずる可能性はないか、あるいは我が国の基本的な労働政策とか出入国管理、選挙、教育、刑事手続、社会保障等の国内のいろいろな制度との関係において問題とならないかといった点を十分慎重に検討する必要があるかと、現在、どういった形で締結し得るのか、あるいは締結のスケジュールというものがどうなるのかといったことについて申し上げられる段階にないということをお願いしたいと思ひます。

なお、この条約は一九九〇年の十二月に採択されたわけとございまして、現在に至るまで署名国が二つ、締結している国は一つもないという状況にございまして。

○谷村委員 おっしゃる通りに、この保護条約と日本の国内法の間に相当の差があります。先ほどもおっしゃいましたように、出入国、国籍、あるいは社会保障、医療、労働、教育、いづれをとりますと、出入国については余り矛盾しないというふうな新聞ではなっておりますけれども、例えば医療、労働、教育、そういった点についてほとんど国内法との間に大きなギャップがあるというところは承知をいたしておりますけれども、いづれにいたしましても、この新聞ではありせんけれども、ともすれば、国連中心と言われているという政府の、最近とみにそういう姿勢が強いわけでありまして、この種の問題については、やはり困難はあつても早くその点については、その方向について賛成をしておる限り批准を早めていくというところ、これがやはり国際社会といひますか国際化の時代への対応ではないかというふうな思ひます。外登法等の問題もあり、ぜひ早急な批准というものを考えていただきたい。強くその点は要求しておきたいのであります。もう一回答弁をお願いしたいと思ひます。

○古澤説明員 先ほど御説明いたしました趣旨、また先生からも御指摘あつたとおり、この条約の批准に当たっては相当慎重に検討すべきものが多くあるというところとございまして、現在のところ、締結のスケジュールといったことについては申し上げられないということで御理解いただきたいと思ひます。

○谷村委員 スケジュールは申し上げられないと言ひながら、取り組んでいるのでしょうか、それ

もいろいろの問題点を指摘したところでございまして、そうした問題を今後検討していくに当たつて、この条約に果たして入ることができぬのかどうかというところは慎重に検討しなければならぬ問題であるというふうに考えているところとございまして。

○谷村委員 次に進みます。

いづゆる外国人の不法就労の問題で関係省庁にお尋ねしたいのでありますが、法務省入国管理局の調査によりますと、在留期間を超えて滞在する不法残留者が十万人強、そのうち八〇%以上が不法就労していると予測されておられるわけですが、簡単に最近の傾向を御説明願ひたいと思ひます。

○高橋政府委員 不法残留者についてのお尋ねでございますが、当局の電算統計に基づく推計によります平成三年五月一日現在の不法残留者は十五万九千八百二十八人でございまして、そのほとんどが不法就労活動を行っているというふうに推定されるところでございまして。これは前回の調査時、平成二年七月一日現在、十六万四千四百九十七人に比べて五万三千三百三十一人の増加という傾向にございまして。

○谷村委員 最近、アジア、南米諸国などで、日本は低賃金、身分保障なしで外国人を働かせておる、都合が悪くなると国外に追つ払い国だ、こういう国際的な批判が我が国に寄せられておる。これは私も否めないとはいふに思ひます。不法就労問題をこのまま放置し続けますとそうした批判が一段と高まってくる、こういうふうな外務省の首脳が懸念を表明いたしておられるわけでありまして、この点について、外務省から実情を説明願ひたいと思ひます。

○宮下説明員 先ほど法務省の入国管理局の方からもお話ございましたが、平成三年五月一日現在で約十六万人の不法残留者がいる、このほとんどが不法就労者、例えば工員、土木作業員あるいはホステスというふうなことで、単純労働に従事しているのではないかと、いふふうに推定されて

す。かかる不法就労外国人につきましては、劣悪な雇用条件あるいは賃金の不払い等の人権にかかわる問題といえますか、そういうものも生じているというように、ことが多方面で最近言われ出されてきております。

外務省といたしましては、こういう状況がさらに一層進んでいきますと、我が国は外国人労働者を不法あるいは非人道的といえますか、そんな形で受け入れているのではないかと、いふうな非難がもし生じてくるというように、ことあれば、これは非常に憂慮すべきじゃないかということで、懸念をいいますか心配をしております。

○谷村委員 以上のように、外務省の方も大変心配なさっておられることとありまして、私もその対策は急がねばならぬというふうに思っております。政府が外国人労働問題の解明とその対応策を本気になって取り組もうとするなら、その前提として実態を正確に把握して、いなきやならぬというふうに思っております。実態が正確に把握をされないといふことは出てこないわけですから、そう思うわけでありまして。

しかし、この一月に総務庁の行政監察局が公表をいたしました「外国人の就労に関する実態調査結果報告書」によりまして、外国人労働問題が深刻化しているのに、政府全体として就労の実態を全く把握できないことが明らかになった。この報告書で指摘のあった労働省、建設省、通産省、中小企業庁は、この監察局の指摘をどういふふうに対応とめていらっしゃるのか、この指摘に対して今後どういふふうに対応をされるようとしておられるのか、それぞれ関係者の方から御答弁を願いたいというふうに思っています。

○新潟県説明員 ただいまの御質問でございますが、労働省におきましては、公共職業安定所における窓口等において、事業主から外国人の雇用に関する情報把握を行う、また労働基準監督署においても、臨検監督の場合等において外国人の就労実態について調査を行うということで、外国人労働

者の就労の実態の把握に努めているところでございます。

しかしながら、合法、不法を含めての外国人労働者の実態ということになりますと不法就労者についての把握というのが技術的に非常に困難な問題もあるということでございまして、大がかりな調査はなかなか難しいのじゃないかと思っております。

いずれにいたしましても、外国人労働者の対策を進めていくに当たっては当然基本となることとございまして、労働省といたしましても、今後とも外国人労働の実態の効果的な把握としてどんな方法があるのか、検討を進めてまいりたいと思っております。

〔委員長退席、田辺(広)委員長代理着席〕
○尾見説明員 お尋ねの点でございまして、建設省といたしましては、改正入管法の成立と同時に、建設業界に対して改正入管法の内容等について通達をいたしまして、これをきっちり遵守するようにというふうな指導をさせていただいたところでございまして、つい最近も通達を新しく出しまして、一層その入管法の遵守をするようにという指導を続けてきたところでございます。

不法就労等の実態把握の問題でございまして、例えば建設工事を直接受注した請負業者を通じてその実態を把握する方法がないものかというように、なことは一つ問題になるかと思っております。ただ、この点につきましては、例えば建設業の場合は重層下請構造というふうな面がございまして、直接受注した建設業者が必ずしも労働者を雇っていないというところで、その下請さらにはその下請の企業が労働者を雇うという形になっております。それから、五十一万という大量の業者数がございまして、労働省の方からの御説明も今ございましたように、就労の実態ということになりますと不法就労の実態ということに事実上なってしまうので、事柄の性格上なかなか正確なところはわかりにくいという面があるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、この不法就労の実態把握が対策の前提であるというのには先生御指摘のとおりでございますので、私も法務省、警察庁、労働省など関係省庁とも連携を図りながら、より効果的な方法について勉強していきたいと考えております。

○生田説明員 通産省といたしましても、改正入管法以来、合法的な形で受け入れたいものについての指導を十分にやってきましたところでござい

ただ、今後、不法就労も含めてそれをきちんと把握した上での対策、それから今後の制度的な議論等を行う上でも基本的な実態把握というのは非常に重要なものだと思っております。そういう意味で、関係省庁とも連絡をとりながら今後その充実を図っていきたいというふうに認識しております。

○谷村委員 時間ですから終わります。ありがとうございます。

○田辺(広)委員長代理 御苦労さんでした。それでは、引き続き高沢実男君に質問を許します。

○高沢委員 私は、今の外登法の審議に関連いたしますが、第二次世界大戦の段階において朝鮮人の徴用工あるいは強制連行の人たちを雇用している、その未払い賃金がどうなっているかというように、なことを質問をしながら、現に今長崎でその具体的なケースも起きておりますので、それにも触れる形でひとつ質問をいたしたい、こう思う次第であります。

初めに、これは法務大臣にお答えをお願いしたいのでありますが、第二次世界大戦で我が国が朝鮮あるいは韓国、中国、台湾あるいは東南アジア、こういう国々の人たちに非常に大きな被害を与えたわけでありまして、これは具体的に言えは例えは従軍慰安婦というふうな形であらわれたり、あるいは強制連行されて強制労働をさせられたというふうな人たちのケースであったり、あるいは日本へ連れてこられて働いていた朝鮮、韓国

の人が広島、長崎の原爆によって被害を受けたというふうな人たちの問題であるとか、また日本軍に徴兵されてそのために戦死した人、こういうふうな人々たちであるとか、数えれば実に多くの被害を受けた人々、こちらからすれば被害を与えた、そういう人々たちがあるわけでありまして。

これらの人々たちに対して、今その関係国の中から、日本はその償いをすべきである、その責任をとるべきであるというふうな声が最近特に激しく燃え上がっているわけでありまして、また日本の国民の中からも、それは我々日本の戦争の反省の具体的な姿としてそういう人々たちに対して謝罪もするあるいはまた償いもするということをすべきだという日本の国内の世論も非常に強く盛り上がっているわけでありまして。具体的には、我々日本社会党の立場で言いますと、昨年の十二月八日、あの真珠湾の戦争が始まった当日、社会党の田邊委員長がこのことについて演説をされました。そして、日本はアジアの人々に対して謝罪をすべきであるし、謝罪をするとなればその裏づけとしてはやはり償いをすべきであるというふうなことも社会党の委員長が党の見解として天下に表明したということもございまして、こういう意見、考え方、主張に対して法務大臣はどういう御所見をお持ちであるか、冒頭にそのことをお尋ねしたいと思っております。

○田原国務大臣 高沢先生がただいまおっしゃったような過去の戦争が韓国を始め多くの国々の人々に非常に耐えがたい苦しみを与えたということとは、恥ずかしい思いもするし悲しい気持ちでいっぱいですが、今後再びこういうことがあってはならないという気もします。ただ、その後のいわゆる責任、償いとかいう問題になりますと我が省を超えるものがございまして、総理官邸に官房長官が中心になって関係各省を調整してとりまておられる状況でございまして、法務省としてどうするということはお答え申し上げられませんが、私としては非常に苦しい、悲しみに満ちた感じでございます。

○高沢委員 今の大臣のお答えであります、大臣は、法務大臣であると同時に国務大臣であります、そしてまた大憲法連達の政治家であります。したがって、そういうお立場で、日本の要するに責任の問題とか、償いをすべきであるという問題は、これはまさに日本国民がみんな負っている責任だと私は思います。そういう日本国民を代表する政治家としてのお立場で、あなたのそれこそ御所見、そこにおのずからあなたの哲学もあるであらうし、そういう責任の観念もあるであらうし、そういうものを、総理官邸がやっているからということではなくて、やはり一回ここでずばりと御所見をお聞きしたい、こういうわけでありす。

○田原国務大臣 無責任に勝手なことを言うのは私どうもできない性格でございます、今私が真情を吐露したように、本当に何十年前のことだけれども、あの時代は日本が大変思い上がった時代であり、近隣の諸国を初め世界各国の人につらい思いをさせた。これについては国際的な、外交的ないわゆる事務的なものでは解決したのも多々あるであらうけれども、人間として見た場合にはまだまだこれからその批判が続くであらう、これに耐えていかなきゃならぬが、同時に二度とこういうことがないようにするとか、また官邸の名前を出すと怒られますが、官邸で取り組んでいることに對して積極的に協力し、推進するというのが私の個人的立場は国務大臣としてとりたいと思っております。

○高沢委員 それではもうちょっと具体化してお尋ねしたいと思うのですが、この種の問題について今までの日本政府の立場は、それはもう日韓の条約ができております、日中の条約もできておりますというふうな形で、東南アジアの国とそれぞれにもうそういう戦後処理の条約はできております、そういう中で賠償問題とか請求権の問題はもう解決済みでありますというのが今までの我が国政府の公式な立場であつたわけでありすが、先ほど私が例示で申し上げたそれらのことは、今

までそういう協定や条約がある、それでもう済んだんだ、こういうことではないのかどうか、この辺の大臣の御判断はいかがでしょう。

○田原国務大臣 私は先ほど国家間の実務的な、事務的なレベルのことは解決していることが多々あると思うがと申し上げたのはその辺でございす。総理もこの前たしか申し上げたと思ひますが、二国間、多国一過でなく二国間ずつやっているわけですから、二国間においているという条約その他で解決しているかもしれないが、個人が物を言う権利を奪うのではない、何かそういう意味のことを総理が言っておられたと思ひますけれども、私もそうだと思います。

○高沢委員 そういう問題の一つとして従軍慰安婦の問題がありますね。このことで、宮澤総理が韓国を訪問されて非常にそういうことについての陳謝をされた、謝られたけれども、そのことに對する償いをどうするというのが具体的な問題の出方は宮澤総理はなかつたわけですから、今度は韓国の政府側から、政府です、韓国の政府側から日本に對してこの問題はやはり何とかしてやらねばいかぬというふうなことも出てくるというところ、これは大臣も御承知かと思ひますが、この韓国のそういう動きについて、これは今度は外務省がおられます、外務省として韓国が本当に外交ルートで日本政府に對してそういう賠償を求めてくるまでいくのかどうか、あるいは今のところはそこまでいかないが、韓国政府として強く日本に對しておれたちにはそういう権利があるぞということを言っておられたのかどうか、その辺の状況判断はどうですか。

○武藤説明員 お答え申し上げます。本年一月に宮澤総理大臣が訪韓されましたとき、二回首脳会談を行いましたけれども、第二回の日韓首脳会談におきまして盧泰愚大統領は、いわゆる従軍慰安婦問題につきまして真相究明に引き続き取り組んでいきたい、その上でしかるべき措置をお願いしたい旨発言されました。現在の韓国政府の公式見解は、大統領が言われたとおりで

あるというふうに私も承知しております。なお、つけ加えて申し上げます、これに引き続き首脳会談の直後に行われました両首脳による共同記者会見におきましても、大統領から、私は挺身隊など過去の問題に對し日本政府がより積極的真相を究明し、その結果に従つて相当の措置を誠実に行うよう要請しましたといった発言がございました。

〔田辺(広)委員長代理退席、星野委員長代理着席〕

○高沢委員 今の武藤北東アジア課長の御説明の中に、盧泰愚大統領がちゃんとした調査をしてくれ、その調査に基づいて言うならばしかるべき措置を、こう言われたら、そのしかるべき措置という言葉の意味が、これはまあ相手のことですからあなたから今確定的に言えといつても無理でしょうが、しかしこれは極端に言えば、日本政府と韓国政府との間にこれほどの賠償要求というふうな形になり得る可能性があるという性格のものなのかどうか、その辺の判断はどうでしょう。

○武藤説明員 盧泰愚大統領がしかるべき措置と言われた内容について、私も推測する立場にはございせんけれども、いずれにいたしまして法的には、先ほど先生もおっしゃいましたとおり日韓間では六五年の日韓請求権経済協力協定によりまして、御指摘の問題も含めまして日韓両国及び日韓両国民間の財産請求権の問題は、政府間の問題としては完全かつ最終的に決着済みということでございます。

○高沢委員 なおもうちょっと進めますと、このことについての国会のやりとりの中で渡辺外務大臣は、この件については何らかの措置は必要だと思ふという言い方をされておられるわけですね。これは、外務大臣だから当然といえそうですが、けれども、やはり恐らく渡辺さんという政治家の立場から、外務省の役人の人たちのあれを乗り越える形で渡辺大臣の何らかの措置が必要だ、こういう発言があつたかと私は思ひますが、この辺の渡

辺大臣の発言なり態度というもののについて、法務大臣、同じ国務大臣としていかがお考えでしょうか。

○田原国務大臣 渡辺大臣は副総理でありまして、私たちが相当見上げるようなところにおられる、渡辺大臣が通産大臣をしておるときに政務次官をやつたり御批判など申し上げる立場にはございせんが、渡辺さんらしい表現をされたと思っております。

○高沢委員 武藤課長にお尋ねしますが、とにかくあなたの上司である外務大臣が何らかの措置という言い方をされたとき、あなた方はその何らかの措置とは一体どういうことになるのか、どういうことにするのかというふうなことを大体省内で協議されていすか。どうですか。

○武藤説明員 渡辺大臣が国会等の場におきましていわゆる従軍慰安婦の問題について、申しわけないという気持ちが目に見える形で何かするのが政治ではないかといった趣旨の御発言をされましたことは事実でございますし、私もそれは十分承知しております。これは大臣が政治家としてみずからの心情を述べられたものだというふうに私も考えておりますけれども、これについて現時点で事務当局としてあれこれ申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○高沢委員 じゃ、これはここまでにして、いざれ機会を改めてまた大臣にいろいろお聞きすることとあらうかと思ひますが、次に行きたいと思ひます。

ここに資料がありますが、昭和二十一年の十月十二日に当時の厚生省労働局長、こういう名前、しかしこれはその後労働省へ移された、こういうふうな聞いておられるわけですが、その局長名で「朝鮮人労働者等に対する未払金その他に関する件」という通牒が各地方長官あてに、その当時は日本はまだ都道府県の知事は公選になつてないからいわゆる官選の知事の時代、そういう知事さんにあてて通牒が出されたということであ

ります。その通牒の内容は、要するに戦争が終るまで日本の企業で朝鮮人の労働者が働いていて、そして、その人たちに對する、帰国してしまつたとか等々の状況の中で、払うべき賃金でまだ払つてない未払い賃金であるとかまた出すべき退職金であるとか、あるいはそういう人たちに強制的に貯金をさせたという貯金の払い戻しであるとか等々、そういうものの扱いを、これをひとつ供託の措置をとるように、それぞれのそういう人たちを使つていた事業所に対して指導するよう、こういうふうな通達が出されたわけでありまして、この通達が出されたということについて、今度は労働省になりましたが、その当時どういう状況、またどういう目的を持ってこの通牒を出されたと認識されているか、御説明をお願いします。

○朝原説明員 お答えさせていただきます。

当時、非常に日本も戦後の混乱期にございました。また、韓国あるいは朝鮮の方に御帰国するというようなことで、そういう外国人、特に朝鮮人の方々にいつどこにいらつしやるかというようなことは非常に難しい状況にあつたわけでございます。そういうようなことから、もし居場所等がなかなかわからないというような場合については供託という手段によつてそういうふうな賃金債権をきちんとしておくようにということでこのような通達が出されたというふうに理解しております。

○高沢委員 この通牒の中にこういう言葉もあるのです。『追つて本件供託事務については、司法省民事局長と打合せ済につき念のため申添へる。』この場合の司法省というのは今は法務省ですね、法務省の民事局長。この当時、今の労働省の労働局長からこういう通達が出された。出すに当たつて法務省の民事局長に協議があつた、打ち合わせがあつたということ、これは法務省としては今そのことをどういうふうな掌握されておりますか。

○清水(達)政府委員 お答えいたします。

民法の規定によりますと、債権者の居所が不明であるとかあるいは債権者が債権を受領すること

ができないという場合には弁済供託をすることが一般的に認められているわけでございます。これは現在でも労働者の賃金を支払うことができない、居所不明あるいは受領不能等によつて支払うことができないという場合には供託することができるとございまして、そういうような一般的な民法の供託の規定によつて供託することとしてよろしいかということに對しまして、法務省の方ではそれは差し支えないことであるという御返事を差し上げた、こういうふうな承知をいたしておるわけでございます。

○高沢委員 そういう場合に、支払うべき相手とありあへずいまいというふうな状況でそういう供託をするというときに、こういう供託はしてあるよというのを相手に知らせて、相手が、じゃ、自分の取り分が行けばもらへるというふうなことで手続をとつてその分を受領するというふうなことで初めて弁済が成り立つわけですね。そういうときの供託をした相手の人に対してこういうふうな供託してあるよということを通告する義務という責任というか、これはどんなふうになるのですか。

○清水(達)政府委員 もともと居所がわからないというところで供託されたものでございますので、当時の供託所としてはこういう供託がされたということを通知することができなかった。つまり、そういう場合には通知をする必要がないという扱いに現在なつてゐるわけでございます。

○高沢委員 それから、この通達の中には、そうやって事業主が供託の手続をとつた場合は、その供託書の番号とか供託の年月日、供託した場所の名前、受取人の氏名、受取人の本籍地とか、雇用、解雇の時期、解雇の事由、未払い金の内訳などなどを記載した報告書を地方長官に三部出しなさいというように書いてあるわけですね。この三部出しなさいというのの意味というかわねいというか、これはどういうこととこういう条件がつけられたのか、これはどうでしょう。

について必ずしもはっきりした当時の資料等は残つておりませんけれども、推測の域は出ませんけれども、そういうふうな状況について、当時未払い賃金について所掌しておつた地方長官がしっかりそれらのことについて把握しておくということとでなかつたかと考えております。

○高沢委員 なぜ三部かということ、これは労働省からの御説明あるいは法務省からの御説明では、三部という中の二部はこれを本省の方へ送りなさい、一部は県庁に保管しておきなさいというふうな意味で三部、こういうことであつたと聞くのですが、本省へ送られてきた二部というものが今労働省に、何々県から来たもの、何々県から来たものという書類というものがあつたのかどうか。それからもう一つは、今度は各都道府県に一部ずつは残されていたはずであるわけですが、そういうものが今でもある、こういう都道府県があるのかどうか、この辺の現状はどうですか。

い、一つもない、こういうことになつてゐるのは一体どういうわけでしょうか。その理由はどんなふうな考えますか。

○朝原説明員 一つは、当時労働省ができました、その際文書の移管等が行われたわけでございますが、そのときの県から都道府県労働基準局への移管あるいは厚生省から労働省への移管の際の問題があつたかと思ひます。

それとも一つ、しっかり移管されたといひまして、通常、文書の保存年限というものがございまして、これらの書類については長くて十年というふうなことでございまして、そういうことから当時の文書については現存していないというふうな考えでございます。

○朝原説明員 そのとおりでございます。

○高沢委員 そうすると、その当時といへば今から四十年前の話になりますけれども、確かにそういう文書が本省へ送られてきたはずであるし、確かにそういうものが各県庁にその段階ではあつたはずであります、それが今どこにもない、一つもない、こういうことになつてゐるのは

○清水(達)政府委員 当時の朝鮮人労働者の未払い賃金の供託というのは、一般の、例えば現在の会社の社員の賃金の供託と同じような弁済供託という形でされるわけでございます。このような供託金につきましては、民法の規定によりまして、供託のときから十年たつちますと、十年間供託金の還付請求がありませんと、時効によつて消滅する、これは民法の規定によつて消滅する、この解釈は現在も変わつてないわけでございます。

入れることができるわけでございます。しかしながら、昭和二十七年に平和条約というものが締結されて、その平和条約の四条だと思えますけれども、その四条の中で、朝鮮とかそういう関係者の請求権については特別に取り決める、それによって処理をするということにされたわけでございます。そういたしますと、十年たてば、例えば会計法の債権ですと五年たてば、当然絶対的に消滅しますけれども、民法の規定による時効消滅でございますので、時効で消滅した場合には、日本政府の方でこれは時効によって消滅したということを用意するという行為がありまじと時効によって消滅するということにはならないわけでございます。そういうような平和条約の関係がございまして、援用するかどうかというのを暫時留保するというところで、とりあえず十年間によって、時効によって消滅したという見解はもう変える余地はないけれども、これを援用して歳入納付をするかどうかということについては請求権についての特別取り決めが確定するまで待とうということ、当時の通達が出されたというふうに私も理解しているわけでございます。

○高沢委員 今の清水局長の御説明であります、これは対日平和条約の第四条の中の条項をもとにして御説明になったと思えます。そうすると、つまりこの平和条約の第四条は、例えば韓国の人が日本に対して持っている請求権、そういうものを処理するには、相手の韓国と日本との二国間の協定に基づいて処理しないというふうなことがこの平和条約の第四条にあるわけですね。だから、中国人が日本に対して持っている請求権処理は日中の条約の中で処理する、韓国の人は日韓の条約で処理する、こういうふうなことになるわけだと思えます。そして、その後、現実に昭和四十年に日韓条約が結ばれて、請求権の協定もできた、となれば、今やもうこの時効になった供託の関係はもうや国庫納付していいという条件が整った、こういうふうに見てもいいわけでしょうか。

この辺、どうでしょう。

○清水(港)政府委員 御指摘のように、昭和四十年の日韓請求権協定によりまして、韓国民の日本国に対する請求権、これは供託金の還付請求権は日本国に対する請求権になるわけでございますけれども、これは放棄されたわけでございます。そして、さらにそういう請求権協定を踏まえまして、協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律という法律までつくられまして、そういう韓国民の還付請求権はもうないということが国内法においても明定されたという経緯があるわけでございます。

ただ、そこで私も一つ問題になると考えますのは、韓国との間にはこのようなこととございまして、韓国民が請求権を行使することはあり得ないわけでございますけれども、北朝鮮との関係においてどうなるかという問題が残されておる。このことは必ずしも定かではございませんけれども、そういう問題があるのではありませんかということ、それから被供託者として掲げられておられる方が韓国の方なのか北朝鮮の方なのか、もし韓国、北朝鮮というものを区別するということになりましますと、果たしてその方は韓国の方なのか、いわゆる北朝鮮の方なのかということについては判別資料は何もございませんので、現在のところそのまま供託を継続させるという措置と申しますか、特段の措置をとらないということにいたしておるというのが現状でございます。

○高沢委員 今のお答えに関連して幾つかお聞きしたいのですが、一つは北朝鮮の関係ですね。今、現に日朝の国交の交渉が行われているわけでありまして、したがってあの交渉の中で、私はいずれ妥結すると思えますが、その妥結に至る過程で北朝鮮側からこういう請求権は一体どうするんだということは、必ず今度は日本政府に対して、日本の代表団に対してそういう問題の提起が出てくるんじゃないかという感じがします、これは外務省にお聞きしますけれども、日本と北朝鮮の交渉の中で、今のところはまだそういう問題は出ていないということですか、もう出ているのですか、どうでしょうか。

○武藤説明員 お答え申し上げます。日朝国交正常化交渉におきまして、経済的な問題につきましては現在北朝鮮側と話し合っているところでございますけれども、現在までのところ先生御指摘のような点については議論は至っていないというところでございます。

○高沢委員 私の理解するところでは、北朝鮮側は、戦争終了まで日本が朝鮮を植民地として支配していたそのころに対する賠償、それから今度は第二次大戦後今日までのいろいろな日本の北朝鮮との関係に伴う償いというような両面の立場の主張が北朝鮮側にある、こう私は承知しているわけでありまして、この問題も戦争が終了するまでの間は関連するわけですね。今までのところはまだ具体的に北朝鮮側から出ていないというふうなことは言われましたけれども、これから出る可能性は、武藤説明員、どう考えますか。

○武藤説明員 北朝鮮との国交正常化交渉におきまして経済的諸問題の交渉の状況でございますけれども、現状は、日本側から、これは財産、請求権として処理すべき問題であるということをお説明いたしました、こういった形で処理するためにはどういった事実について請求するのか、その根拠となるものは何か、法律的な根拠は何かということを示していただきたいということをお願いしているところでございます。現在までのところ、私もこういった点について十分御説明いたしたいわけでございますので、それ以上の問題についてまだなかなか今突っ込んで議論できないという状況でございます。

○高沢委員 では、この問題は今後の問題ということでわかりました。

武藤説明員 今度は、日韓の請求権協定によって、供託されたものの請求権ということもこれでもうなしにした、こういう清水局長の先ほどの御説明ですが、しかしこの日韓請求権協定のときにこれらの問題に触れて、例えば徴用された朝鮮人

労働者の未払い賃金はどうか、それはもうなしにしましうとか、日韓協定のときにその種のこと触れた話し合いがあって、それでもうなしというふうな合意になったのかどうか、これはどうですか。

○武藤説明員 お答え申し上げます。韓国人労働者に対する未払い賃金の問題を含めまして日韓間の財産、請求権の問題は、六五年の日韓請求権経済協力協定により完全かつ最終的に解決済みということとでございます。韓国側から対日請求要綱、いわゆる八項目と言われるものでございまして、これが出されておりました、完全かつ最終的に解決済みの内容でございますけれども、この八項目に含まれるもの、また含まれないもの、すべて解決済みということとでございます。

なお、被徴用者韓国人未収金の問題につきましては、対日請求要綱八項目の中の第五項に含まれておりまして、そういった見地からこれで解決されているということは明らかだかと思えます。

○高沢委員 先ほどの清水局長の御説明の中で、この人は韓国の国籍がある人は北朝鮮の方なのかという識別が非常に複雑で難しい。確かに、日本に在る在日の人たちの中にも朝鮮という国籍を持っている人もいます、韓国の国籍を持っている人もいます。だけれども、朝鮮という国籍を持っている人も、よく聞いてみると出身は南朝鮮だという人が非常に多いという状況の中で、そういう関係者の朝鮮人、韓国人、こちらは韓国だ、こちらは朝鮮だという識別は現実には非常に難しい、私はこんなふうに思っています。そういう難しいことを考慮してこの供託問題の処理はなおそのままだとして保留しているときき局長のお話がありました、そういうふうな理解でいいですか。もう一度御説明願います。

○清水(港)政府委員 昭和四十年の日韓請求権協定というものが、要するに現在の韓国だけの範囲に限定された協定であるということになりますと、

朝鮮半島のその余の分の問題は積み残されることになるのではないか、こういう問題意識から私も残しているわけでごさいますけれども、実際問題といたしまして、先生先ほど御指摘のようにどちらかわからない、私も調べたわけではございませんけれども、一、二当たってみますとそれはわからないというのには正直言つてそのとおりでございますので、現在のところはそのままにせざるを得ないと考えているわけでございます。

○高沢委員 その点はよくわかりました。もつとも、この点はまた後でちょっと触れることになりましたが、一応次に進みます。

それで次に、一九九〇年に韓国政府から要請があつて、日本政府は強制連行されてきた朝鮮人の名簿の調査をする、そのことを一昨年の五月二十九日の閣議で決定をされた。そして、その調査の作業に取り組みをされて今日に至つておる。その調査の中心のあれは労働省がおやりになるということも申し合わせされている、こう聞いているわけですが、労働省、その後そういう強制連行の私たちの調査で今までにどの程度のことかわかったのか。向こうの要請で始めたわけですから、それを韓国の政府に報告するとか通告するとかいうか、そういうことも当然必要になるかと思ひますが、そういうふうなことは今までにどういふうにされてきたのか、現状を説明してください。

○朝原説明員 いわゆる朝鮮人徴用者にかかわる各簿の調査ということでございまして、これにつきまして労働省といたしまして調査していったわけでございます。調査範囲としては、都道府県あるいは公共職業安定所等を中心にやっていたわけでございます。ただ、これに基づきましての調査の結果自体は、私どもの職業安定局の方でやっております、今ちょっと手元に資料を持ち合わせてございせんので、そのことにつきましては今はお答えは控えさせていただきますと思ひます。

○高沢委員 では、今言われた、ここでは説明できないという資料は、また別途私の方へ説明をお願いします。たいと思ひます。

願ひしたいと思ひます。

ただ、ある程度まとまったものを韓国政府に対して、このくらいありましたよということ報告というか通告をされたやに聞いておりますが、その辺はどうですか。

○武藤説明員 お答え申し上げます。

一昨年五月の盧泰愚大統領訪日時の日韓外相会談におきまして、韓国側より、終戦前に徴用された方の名簿の入手について協力要請がございました。これに日本政府として協力をするを受けまして、労働省が中心となつて調査を行ったわけでございます。その結果、昨年三月、調査によつて存在が確認されました九万八千名分の名簿を韓国側に引き渡しました。

○高沢委員 戦争中に日本へ連れてこられた朝鮮人の数は百何十万というふうに伝えられているわけですが、今のお話ではその中でとりあえず九万という報告ですけれども、これはまだまだですね。これからそういう調査を当然続けて、より多くこの名簿を見つけていかなければいかぬということだと思ひますが、今後さらに進めて調べていくというのは労働省が中心でしょうか、それか他のやり方はどんなふうに行つていくというふうなプランを持っておられるか、お考えを持っておられるか、労働省の立場をお聞きしたいと思ひます。

○朝原説明員 先ほど外務省の方がおっしゃられたように九万人というふうな調査結果が出ておりますけれども、引き続きまして労働省といたしましてはその調査を続けていくということで考えております。またその結果等についてはまたまとめた数字はありますが、今現在もそういうふうな調査は引き続き行つていくということでございまして。

○高沢委員 先ほど私は、昭和二十一年に当時の厚生省の労働局長から出された通達の中で三部の報告を二部は本省に置きなさい、一部は都道府県の県庁に置きなさいと言つておられるけれどもそれは今どうなつておられるんだと聞いたら、一切ない、そういうものは今一つも見つからないというふう

な報告であつたわけですが、こういうものがあれば、その中に供託をして、相手の朝鮮の人、当時は朝鮮の人みんな日本名を名のつておることが多かったからそうでしょうけれども、それにしても、だれだれ、だれだれ、だれだれ、それは幾ら、幾ら、幾らというものがあればちゃんと資料が発見されるということになつたと私は思ひます。そういうものが一つもなかった。しかし、これからさらに調査を進めようということになりまして、どういふところへ、どういふ方法で調査をするか、どういふやり方がある程度見つかるだろうとわかるような説明を願ひたいと思ひます。

○朝原説明員 先生の御質問でございますけれども、我々としてもどこにあるかということがわからぬ、実際にどこにあるかということがわからない中で調査するということでございます。非常に難しい状況にありまして、先ほど言ひましたように、今までのところは九万人ほどについて判明したという状況なわけでございます。そういう状況ではございますけれども、これぞということはないかなと言へませんけれども、地道に我々といひました問題は関心の高まり等の中で、こういう強制的に連れてこられた労働者の名簿等についてさらに新たな発見が出てくるのではないかと考えておるところでございます。

○高沢委員 私が労働省に教えてあげると言つては大変失礼かもしれませんが、こういう方法はどなんですか。戦争中に朝鮮人徴用工を使つた会社、企業はどれとどれとどなか、これは恐らくわかるでしょうから、そういうところが名簿を持つておられるとすれば、持つておられるはずなんであつて、そういうところに照会されて、戦争中の朝鮮人の労働者を使つた名簿を出しなさい、資料を出しなさいということではできないのじゃないですか。それからもう一つは、日本でもそういう問題に非常に熱心に取り組んでいる個人や団体がありま

して、そういう人たちがどこどこへ行つてこういう資料を見つけた、どこどこを探したらこういう名簿が見つかったというふうな形で随分、言うならばボランティアの形で、あるいは別な言葉でNGOと言つていいのかな、そういう運動をしている人が非常にたくさんありますね。労働省はそういう人たちに協力を求めて、教えてくれ、資料を提供してほしいというふうな形で求めるのも一つの方法じゃないですか。どうですか。

○朝原説明員 関係のありそうな企業については前回の調査でもいろいろお聞きしたところでございます。今先生がおっしゃられたそういうふうな団体等を通じてのいろいろな情報提供がありまして、我々としては十分そういうものを受けてさらにその実態について明らかにしていきたいと思つております。

○高沢委員 もう一つの方法は、さっき清水局長から、朝鮮、韓国のいろいろな状況を考慮して、既に十年の時効が済んだ、本来ならば国庫へ納付すべき供託についてもそういう措置はとらないでなお留保しているというお話がありました。そういういたしますと、供託を受けた全国の法務局を調査されて、法務局がなおそういう資料を持つておる、その法務局の持つておる資料を収集されることも最も有力な調査の方法としてあるのじゃないかと私は思ひますが、これは労働省、法務省が協力されればそういうものが出てくるのじゃないですか。どうでしょう。

○清水(港)政府委員 これは先ほど来答弁しておりますように、普通の弁済供託という形でされたものでございまして、現実には年間六十万件の供託があり六十万件の還付がある、常時数百万の供託案件がある、こういうことになつておるわけでございます。そういう状況の中で具体的にその一々をチェックするということには非常に難しい問題がありますとともに、もう一つは、これはいささか形式論かもしれませんが、供託書というものは利害関係人、つまりその供託金還付請求権を差し押さえるとする者とか、供託金について

相親人として還付を受けようとする者とか、いわば銀行預金と同じような性格を持つものでござい
ますので、そういう法律の意図での利害関係を
有する者には見せられないというようにことに
なっているわけでございます。供託関係を通じて
調査をするというところは非常に難しいことでは
ないかと私も今のところ考えているわけでご
ざいます。

○高沢委員 清水局長の答弁ですが、これは
ちょっとだけ足りない。大体この種の供託は、昭
和二十一年、二十二年、二十三年、あのころの
イメージで供託されているわけですね。ですから、
そういう年に限って供託された件数を調べるとい
うことはそんなに困難なことじゃないと思うし、
その供託がいずれもだれに幾ら、だれに幾らとい
うような関係がちゃんと身もある供託として出
されているわけですから、それを調べるとい
うことをやれば、少なくとも法務局で、もうそんな資料
はありまじやないと言ふ法務局ならいざ知らず、法務
局によってちゃんとありますと言ふ法務局がある
わけですから、そういうところを調べることは十
分可能であると思ひます。

それから、今個人関係、権利関係に絡むからと
おっしゃるけれども、この場合は国がやる調査で
すから、政府がやる調査ですから、したがって政
府の機関である法務省法務局にそういう資料の提
供を求める。この場合には供託をした企業と相手
の朝鮮人、韓国人との権利関係ということになる
わけですから、そこへだれか第三者がしゃしゃり
込んできてその権利をとってしまうというような
こともあり得ないケースですから、これはそこを
ちゃんと調査されるのが一番確実な道じゃないか
と思ひますが、どうでしょう。

○清水(港)政府委員 私ども一、二そういう例を
たまたままわっているものについて見たこともあ
るわけでございますけれども、日本名のものか
なりたくさんございまして、果たして正確な事実
をそれによって掌握することができるとは、どう
か。それから、私も聞くところによりますと、

供託後に未払い賃金、当時の供託額は一人につ
いて数十円というふうな供託金額でございませ
ん、この還付を受けた方もかなりおられると
いうことでございまして、そういうものが果たし
て正確な数字をあらわし得るものであるかどうか
ということについてもやはり問題があるのではな
いか。そういうようなことを考えますと、先生の
御指摘ですから研究はいたしますけれども、なか
なか難しい話ではないのかなというふうに思つて
おる次第でございます。

○高沢委員 次へ進まなければいけません、
じゃ、もう一回だけ言っておきます。

朝鮮の人で日本名を名のつた人は、例えば金さ
んは金山さんとか金本さんとか、朴さんは新井さ
んとか大体決まった名前の方をされている
ケースが多いのです、そうでない人もあるかも
しれません。ですから、名前が日本名だから判
別はできないということだけではこれは通らない
ことなのであつて、そしてその当時に供託された
ものと見れば、大体中身は朝鮮人の労働者対象の
供託なのですから、大体これは皆朝鮮の人、韓
国の、こういうふうに見て私は間違いないと思
ております。そういう意味で、既に還付されたも
のがあつたとしてもそれならその還付された人の
名前がわかるわけだし、まだ還付してないものは
してないものでその名前や金額があるわけです
から、それを調べるといふことはぜひひとつや
つてもらいたい、やるべきだ、こういうことを要
望として申し上げます。

次へ進みますが、きょう本来お尋ねしたかつた
ことは、これに関連して三菱重工の長崎造船所
で働いていた金さんという韓国人、この人から実
はこの供託に関連して三菱重工に対して自分の未
払い賃金の請求が出されているということに關連
して、あとお尋ねをしたいと思ひます。

この金さんという方は、金順吉、韓国読みにな
ればキム・スングルという人だそうですが、この
人が徴用工として昭和二十年の一月から八月ま
で長崎の造船所で働いた。そして、長崎に原爆が落

とされて、この人のいた場所は爆心地から遠かつ
たから幸い重大な障害は受けなくて、そしてもう
おれは帰ろうということで韓国へ帰つたそうで
す。

この人が昨年の夏長崎へやってきました、三菱重工
に対して、私の未払い賃金があるわけだがそれを
ひとつ払ってくれというふうに申し込んできた。
それに対して三菱重工長崎造船所では、それはあ
なたの分も含めてそういう朝鮮の人のものは全部
昭和二十三年に供託しました、供託したからもう
我が社としては関係ないのだ、この件は済んで
いるのだ、こういうふうには会社は答えるというや
りとりから事が始まつたわけですが、この金さん
は韓国の釜山にいた人だそうなんです。したがつて、
しよつちゅう日本に来るわけにいかないから、そ
れで長崎造船所の労働組合にこの交渉の権利を委
任したということでもって、後この労働組合が
いる会社側あるいは法務局あるいは県庁とや
つておるということになります。

供託したということに対してそれを確認しなけ
ればいかにぬというので、造船の労働組合が昭和二
十一年通達では各地方長官のところへ一部残す
というところになつてゐるから、そういう供託の資料
がありますかと云つて県庁へ行つたら、もう県庁
にはありません。それから、法務局へ行つたら、
長崎の法務局では、そういう資料はないという言
ひがあるいは見せられないという言ひがあるいは
既にそういう資料を廃棄したという言ひ方、何か
いろいろの言ひ方で答えているらしい。要する
に、ないというふうには長崎の法務局では言つて
いるということになります。それから、会社側もそ
の供託の件を法務局へ聞きに行ったが、法務局で
はその供託の番号、ナンバーを言わなければ何も
見せられないと答へられたというのです。

そこで、まことに奇怪なことではありますが、三
菱重工長崎造船所が本場に供託したとすれば、そ
の供託書の正本は長崎造船所の会社がつておる
わけですね。それで、法務局にはその副本があるわ
けですね。したがつて、副本のあるなしは別とし

て、まず本来持っているべき第一義的責任者であ
る長崎造船所がその大事な正本の供託の書類がな
い、こういう状況にあるわけですが、これは三菱
はどの、三菱ともあるものがあるという大事な書
類が今ないというふうなことを、ああそうです
か、ないですかというところでは到底済まないこと
だと私は思ふのですが、この辺は法務省にお聞き
したらいいの、やはり法務省でしよう。今な
いというこのことを一体どう考えたいのか、
お聞きしたいと思ひます。

〔星野委員長代理退席、委員長着席〕

○清水(港)政府委員 御指摘のように、長崎の法
務局に金順吉さんという方の供託があるかどうか
というお尋ねがあつたということでございます。
そこで、現地の法務局でいろいろ調査をしてみた
わけでございますが、金順吉さんを被供託者とし
る供託書副本は見つかることができなかった、見
当たらないかつたというふうには私も報告を受け
ておるわけでございます。

もし、本場に三菱重工長崎造船所が供託をして
いるということであれば、先生御指摘のように供
託書正本はそちらにあるはずだということになる
わけでございますけれども、これは三菱重工株式
会社の内部の問題でございますので私も私として
はどういうことなのかとわからりませんけれど
ども、果たして供託がされたのかどうか、私ども
の方からいたしますと、供託書副本がございま
せんのでこの点についてはないという事実だけをお
答へすることしかできない、こういうのが現在の
実情でございます。

○高沢委員 これは、同じ三菱で広島にも造船所
があるのです。それで、広島も三菱の造船所は
同じ時期に同じように朝鮮人の労働者の未払い賃
金などを広島法務局へ供託したというわけであ
る、広島でそういう供託の資料があるかどうか、
この間、事前のあれでは法務省からはそれはある
というお答えでありましたが、もう一度ここで広
島の状況を御説明ください。

○清水(港)政府委員 広島法務局には三菱重工株式会社がした供託がございます。たしかこれは昭和四十九年でございませうか、三菱重工広島造船所自身が、これは御本人は供託者でございませうので当然そういう供託関係の書類を閲覧することができるとは思いますが、閲覧をしたという事実がございませう。

○高沢委員 同じ三菱で広島はある、長崎はない。このことを考えるときに、一つの私の仮定の考えですが、そもそも供託したと言っているけれども、しなかったのではないのか。しなかったのならあるはずがない。そして、しなかったのにしただと言っているのではないのか、こんなことが一つのケースとして考えられる。

それから第二のケースは、供託はしたけれども、何らかの理由で長崎の法務局が供託の金を国庫へ納入してしまったのか、それに関連して供託の書類を廃棄してしまったのかというふうなことで今長崎法務局にありません、こうなっているのかどうかですね。

それから第三は、十年の時効になる前に三菱が長崎の法務局へ一たん供託したのを、あれはもうやめた、返してくれ、取り下げというのか取り戻しというのか、そういうふうなことをやったのか、それで法務局には今は何もないということになっているのか。こんなふうな、一のケース、二のケース、三のケースでそれを考えてみたわけですが、私は素人ですが、そういうケースの考え方はどうか。法務省は専門家としてどうお考えですか。

○清水(港)政府委員 これは本当に仮定の事実で、理論的な可能性としてお答えするしかないというふうなところの思ひでございますけれども、供託がなければ供託書副本がないのはこれは当たり前というふうなところの思ひでございます。あるいは、供託があつたけれども、法務局の方でこれは時効だということと処理をしてしまったということも、それは全くあり得ないことではないのかなというふうな感じは、それはしないわけではございませう。

ん。しかし、これはまことに古い話でございますし、現在の長崎の地方法務局の責任者としては、関係書類を調査したところ見当たらない、これだけが責任を持って言える事実であるということでございますので、その事実を超えているという想像を交えて申し上げることは、ちょっと現段階においては差し控えていただきたいと思います。私どもも思ふ次第でございます。

○高沢委員 それじゃ、先ほど三菱は広島ではちゃんとやって広島には資料があるということが確認されました。

ではもう一つ。同じ長崎で戦争中に朝鮮人の労働者を使っていたという企業はほかにあるわけですね。川南造船とかあるいは高島炭鉱とか、そういうものが長崎にあるわけだから、そういう企業、会社は朝鮮人労働者の未払い賃金のそういう供託をしているかどうか。その資料は今でも長崎法務局にあるのかどうか。私は、これは一回法務省で、今ここでお答えをもらえれば一番いいんだけれども、もしそうでなければまた改めて調べてお答えをいただきたいと思います。もし、そういうところはないかと思ふんです。しかし三菱はしていないということになると、どうも初めからしなかったんじゃないかというふうな感じにもなるわけですが、この辺のところはどうでしょうか。

○清水(港)政府委員 私ども、三菱重工以外にどういう会社が供託をしたかということについては現在資料を持ち合わせておりませんので、答弁は現段階ではちょっと留保させていただきますと思ふいます。

○高沢委員 それは結構です。今ここの質問です。後で調べていただいて、そのことのおわった結果をまた教えていただきたい、連絡していただきたい、こう思ひます。

それで、そうなつてまいりますと、供託をしたかしないかは一応別として、請求権者である金順吉さんからすれば、自分の受け取るべき権利のあるそういう請求権はあるんだ、だけれどもとにかく今まで受け取っていないというふうになります

と、これをとにかく私はいたい、請求するといふときに、請求の相手はその供託を受けた国であるのか供託をするべきであった三菱重工であるのか、この辺は裁判の關係からするとどっちになるんでしょ。

○清水(港)政府委員 供託の事実があつたという前提をとりますと、金順吉さんは国に対して還付請求をするといふことになるわけでございますが、この点については先ほど来御答弁申し上げておりますように時効によつて消滅し、かつ四十年の請求権協定によつて、韓国の方のようでございますから絶対的に消滅をしているということでございます。もう既にその請求権を行使することができない、こういうことになるかと思ひます。

それから、供託をしていないということになりますと、三菱重工に対して未払い賃金の支払い請求をするといふことになるかと思ひますが、これについては恐らく時効の問題が生じ、かつ先ほど来申し上げておりますような日韓請求権協定によつて韓国民の日本国民に対する請求権は放棄され、またそれに基づく国内法によつてそういう権利が消滅しているといふことになるかと思ひます。これは、三菱重工と金順吉さんの關係については私も申し上げるべきことではないかと思ひますが、私どもが申し上げるべきことではないかと思ひます。そういふふうなことになるのではないかと申すに思ひます。国に対する關係においては請求権は絶対的に消滅している、このことについてはもう争う余地がないというふうな思ふ次第でございます。

○高沢委員 請求権者の金順吉さんからすれば、供託をしたという三菱重工がそれを立証する大事な大事な書類を持ってない、しかも先ほど言いました三菱重工の大企業、ちゃんとした事務の体系の整つておる会社がそれを証明する資料を持っていないといふことは、供託しなかったという認定もできるし、供託をしたにしてもそれを証明するものを失つたといふことはやはり三菱重工の大きな責任である、当然そういうことになるかと思ひます。

私は思ひます。そういう点においてその場合には金さんから三菱重工に対して支払いの請求を提起する、裁判の提起もしたいというふうな言つておられるようでありませうが、いずれそういう展開になるかもしませんが、私はそういうことになるかと思ひますが、そのときに、さっきの局長の説明では、日本国民に対しての請求権も既になんないから、もう金さんはそういうことを三菱重工に対して提起する根拠という権限もないんだ、こういうふうな御説明であつたように聞きますが、そう理解していいのか。あるいは権利があつたにしても、もう時間が四十年以上たつていて、だから時効で、この請求は時効によつても請求できないというふうな意味も含めて何かお答えがあつたような気がしますが、それはそういうことなんでしょうか。どうですか。

○武藤説明員 お答え申し上げます。

六五年の日韓請求権・経済協力協定第二条一項は、日韓両国及び両国民間の財産、請求権問題は完全かつ最終的に解決したことを確認しておりませうけれども、この規定は、日韓両国民間の財産、請求権問題については日韓両国が国家として有している外交保護権を相互に放棄したことを確認するものでございまして、いわゆる個人の財産、請求権そのものを国内法的な意味で消滅させているものではございません。同協定におきましては、第二条三項におきまして、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて同協定の署名の日に他方の締約国の管轄のもとにあるものに對してとられる措置については今後いかなる主張もなされないと規定しておりますけれども、これを換言いたしますと、同協定の対象となつてゐるこれらの財産、権利及び利益について具体的にいかなる措置をとるかについては他方の締約国の決定にゆだねられることを意味しております。同規定を受けまして、我が国は韓国及び韓国民に係る財産、権利及び利益につき国内法を制定して処理してまいりました。

○高沢委員 私、素人だから、今の武蔵課長の説明は、いろいろ言ったけれども、要するに三菱に對して金さんが請求を提起する根拠はもうないんだ、こういうことですか。わかりやすく言ってください、根拠はないのかあるのか。

○武蔵課長 日本国及び日本国民に対する債権については消滅しているということでございます。日本国民でございます。

○高沢委員 すると、仮に金さんが今度三菱を相手取って請求の裁判を起こしたときに、もう裁判所は入り口で断るんですか。根拠はありませんですよ、こうなるんですか。どうでしょう。それは裁判官の判断になりますか。裁判官が、これはやはり三菱は払うべきであるというふうな判断もできるわけですか。

○清水通商政府委員 先ほど外務省の方からお答えがございましたように、四十一年の請求権協定第二条に基づく日本の国内法としての法律が別途制定されて、この法律の中で日本国及び日本国民に対する債権については消滅をするというふうに、国内法としてもそういう法律がつくられたわけでございます。

それで、先生の御指摘は、訴訟法的に申しますと、門前払いの判決をするのかあるいは裁判所は本案について裁判をするのかといういささか訴訟法的な分類に伴う御質問だということに考えますと、門前払いということではございませんで、やはり権利はもうこの法律の規定によって消滅したという認定をして、請求棄却をするということになるのではないかと、私どもは思っております。ただ、これは先ほど申しましたように三菱重工と金順吉さんの間の問題でございますから、私どもが確定的にその間の訴訟がどうなるかというふうなことを申し上げるべき立場ではないということは前提として御理解いただきたいと思つて次第でございます。

○高沢委員 もうこれで終わりますけれども、私はこれに関して、この金順吉さんの委任を受けていろいろやっている長崎の造船の組合の人たちあ

るいは長崎でこの問題にかかわっておる我々社会党の仲間の人とか、あるいは金さん本人と十分協議してこれからの対応をひとつ決めていきたいと思つています。

ただ、一言言いたいことは、金さん自身は自分のそういう権利が供託されているということ自体も知らされずに、全く知らずにずっと四十年たつてきて、そして今こどももつてそういう自分の権利があるということに気づいて求めてきたことに對して、もう済んでいるよというふうなことで、それはそれ日本の第二次大戦に対する責任として済まぬじゃないか、こんな感じが私はするわけです。これは最後に私の見解として申し上げて、終わりたいと思つています。

○浜田委員長 北側一雄君。

○北側委員 公明党の北側一雄でございます。

まず最初に、今回の法案では、永住資格のない長期滞在者につきましては指紋捺捺制度を廃止しないということになっております。この長期滞在者については指紋捺捺制度を廃止しない合理的な理由というのは一体何なのか、具体的に説明をお願いしたいと思つています。

○高橋政府委員 今回採用することとしたしました同一人性確認の手段と申しますものは、長年我が国に在留する外国人の定着性、我が国の社会における定着性に着目したものでございますけれども、永住資格のない長期滞在者、一年から三年の滞在資格を持っている人でございすけれども、そういう非永住者については、長期に在留している人でありまして、一般的に言ひまして永住者や特別永住者のような我が国社会への定着性というものが認められませんが、これらの者については、写真、署名及び家族事項の登録による新たな同一人性確認手段を採用するというのは適当ではないのではないかと、この理由でございます。

○北側委員 私が答弁を求めておりますのは、長期滞在者について、なぜ指紋捺捺制度を廃止すると同一性の確認の支障になるのかということと具

体的に説明してくださいということを求めているわけですが。

○高橋政府委員 別の言い方をいたしますと、外国人が、この人がAであるということを確認するために現在指紋捺捺制度を採用しているわけでございます。今度の改正は、新しい制度をもつてそれを指紋捺捺制度にかえようというものでございまして、永住者、特別永住者についてはこの新しい制度が有効であるという結論に達しましたので、それ以外の人は、しかしそうでない人については現行どおりで、そういうことでございす。それを別の表現で言いますと、この新たな同一人性確認の手段は、日本社会に定着性のある永住者及び特別永住者にとっては有効であるが、長期滞在者といつても非永住者については有効ではないといふことが適当ではない、こういうことになるわけでございます。

○北側委員 では、私の質問を変えましょう。永住資格のない長期滞在者について、鮮明な写真そして署名でどうして同一性の確認ができていないのか、そこを具体的に、どういふ場合を想定して同一性の確認がしにくいとおっしゃっているのかを答弁してくださいというふうに質問しているわけですが。

○高橋政府委員 長期滞在者といつても我が国の社会に定着性というものが無いわけでございます。今度の手段は写真と署名と一定の家族事項、この三つの組み合わせによってその人の同一性を確認しようというわけでございますので、その定着性がないとこの三つがうまく働かない。そういうわけで、この三つがうまく働かない一般的な言ひで永住者である、しかし永住者でない人はこの三つの複合的手段がうまく働かない、そういうことでございす。

○北側委員 鮮明な写真と署名でどうして同一性の確認ができないのかと聞いています。

○高橋政府委員 同一人性の確認のためには、鮮明な写真と署名だけでは成りかわるのを見分けることができない、それが一番うまく、完璧にわか

るのには指紋でございますけれども、その指紋を外すためにはやはり別に三つの要素が必要だ、その三つの要素が有効であるのは永住者である、しかしそうでないのは写真と署名だけではやはりその同一人性の確認手段としては十分である、そういうことでございす。どうして十分かと言われると、写真と署名だけではその人が、AがAであるということを確認を持って判断し得ない、こういうことでございす。

○北側委員 通常は鮮明な写真と署名さえあれば同一性の確認はできるのじゃないですか。

○本間政府委員 指紋捺捺がいわゆる絶対的な同一人性確認手段であるということについてはほとんど疑いがないと思つておるのです。これを今度の制度では若干緩和したことになると思つて、要するに要したことでありますけれども、これに準ずる手段というふうに我々は考へてゐるわけでございます。

そのときにどういふ方法があるかということについていろいろ勉強してまいりました。その結果として、写真は今までよりもっと鮮明なものが必要とするのではないだろうかということが一つ。それから、同一人性確認としてよく西欧社会等で用いられている署名、これもかなり有効であらう。それだけでいいかという問題であります。それ以外にだれか人に聞いてみようじゃないかということでございます。それが一つは本人の家族関係でございます。したがって、写真を見ても署名を見てもはつきりしない場合には家族に照会してみようか。その三つが重なれば、三つの手段を併用するといふことが複合するといふことか、それによつてかえ得るんじゃないだろうか。

ただし、その対象者となりますと、家族がいるというところ、もう一つは家族とともにその付近の、近所の方とか、いろいろ社会の中で人と人とのつながり、人的関係というものがかなり濃密になつてゐるといふ部類の方々、これについてこそこの手段は有効ではないだろうか、そういう観点で対象者の範囲というものを確定しようといふこ

とになって、その結果として永住者、特別永住者としての資格を有する、いわゆる社会にすっかり根をおろした方、これについてはこの三つの方法の併用、複合的手段というものが有効である、この方々については指紋押捺を廃してもまあ大丈夫だ、こういうことでその範囲を決めたということでございます。

○北側委員 私は今回の法案についての説明を求めているのじゃなくて、そもそも長期滞在者について、私が思うには鮮明な写真や署名があれば通常は十分に同一性の確認はできるんじゃないのですかと、同じふうについているんです。それがだめだというなら、そのだめだという具体的な理由をおっしゃっていただきたいんです。後で答弁してください。

私は、法務省の考えが、今までの外国人登録法に關する基本的な考え方と今回の法案とは非常に整合性がないんじゃないかというふうに思うんですよ。

まず第一点目は、八七年のこの外国人登録法改正の審議の際に当時の小林入管局長がどういう答弁をしているか、ちょっと読みますから聞いてください。これは我が党の冬柴委員の質問に対して当時の小林入管局長が答弁しているんです。「一口で申し上げますと、不法入国者あるいは不法残留者というものが正規に在留者を装う場合に、装う対象として考えるのは、一過性の三十日なり半年なりしか日本に在留しない旅行者であらうかどうかということであり、事実上、経験的には全くそうではないということが知られております。すなわち、これらの在留者がもし可能であれば取ってかわらうあるいは成りかわらうとする相手は、ほとんど例外なく長期に在留者あるいは永住者であります。したがって、長期に在留者、永住者であればこそその身分関係、居住関係を明確にして、こうした不正規に在留者が利用する余地を排除する必要があるわけでございます。長期に在留者、永住者であればこそ、長ければ長いほど、不正規に在留者が利用する余地を排除する必要があると

言っているんですね。

さらに、そのために例えはこういう例を挙げています。例えは米国においても指紋の押捺を求められているのは永住者だけである。これは法的にはその他の部分にも及んでおりますけれども、例外なく最も厳しく指紋の押捺を求められているのは永住者であります。と言っているんですよ。「というの、永住者こそ不正規に在留者と区別して正規に永住している者であるというのを立証する手段を、本人にもあるいは行政側にも確保しておく必要があるということによるわけでありまして、明確に永住者ほど指紋押捺が必要なんだというのを当時の入管局長が言っているわけですよ。どうして永住者と長期滞在者を区別する理由があるんですか。

○本間政府委員 当時の小林局長の答弁を今お聞きかせいただきましたけれども、永住者に成りかわるのが一番例が多いんじゃないのかという危惧でございます。そういう意味で、指紋押捺を廃止するその代替手段としてなぜ三つも必要なんだと先ほど先生から御指摘がありましたけれども、私ども慎重にその代替手段を研究したということ、複合的で、一本あればよさそうだけれども二本にし、二本あればよさそうだけれども三本にしたというふうな形に見えるかもしれないけれども、三本の柱をもつて同一人確認の手段をとったというところでございます。永住者についてはどうでもいいた、同一人確認については適当にやっただけというところでは絶対にございせん、指紋押捺に準ずるものとして、その確度が高いもの、有効なものとして、私どもは選択したということでございます。

○北側委員 私は、法務省のこれまでの考えは長期に在留者さらには永住者こそ不正規に在留者と区別するために指紋押捺が必要なんだと言っていたんです。よ、その変更になるんじゃないですかというのを申し上げているのです。

○高橋政府委員 今先生がお読み上げになりました

た過去の答弁、考え方については承知しておりますけれども、現在、この現行の制度を前提としたしまして、六十二年の改正のときの衆参両院の法務委員会における附帯決議とか韓国のトップとの約束を考えたとして、我々新しい方向を目指していくとすると、今御提案しているところが妥当なところではないか、こういうことでございます。

それから、写真と署名でもってどうして同一人の確認ができないか、同一人性の確認ができるじゃないかという御指摘でございます。確かに国によつては写真だけでもいいという国もございまして、写真と署名でもいいという国もありまして、それから、物の性格によつて写真も要らない、ただ署名だけでもいいということもございまして、これは例えはクレジットカードのときとか、行為の性格によつていろいろな組み合わせがあらうかと思つて、それから、どれほど正確性を求めるかというその行政上のリクワイアメントと申しますか、必要性的問題もございまして、一〇〇%同一人性を確認しないと満足できない、そこまではつきり完璧に把握せよとなりますとやはり指紋ということになりますけれども、いや、そこまではいいじゃないかというんです。いろいろな考え方があるんじゃないかと思つて、

それで、現下の情勢におきましては、この三つの手段で代替できる、その上で外国人登録法上の「登録」の目的をそれなりに達成できるということだとすると、この新しい手段は、特別永住者を含めまして定着性のある永住者に適用するのが妥当ではないか、こういうことでございます。

○北側委員 どうも御答弁がでないようですね。もう一つ言わしていただきますと、やはり八七年の外国人登録法改正の際に同じく入管局長がこういう答弁をしているのです。永住者とその他の外国人を区別できないんだという答弁をなされたているのです。永住者とそれ以外の方とを区別することによつて不利益を他の国籍を有する外国人にもたらすという結果を生ずるわけで、立法論

的にも行政的にも實際的じゃないというふうに答弁を當時はしているのです。当時の法務省のお考えと今回のこの法案とは余りにも違い過ぎるんじゃないですか。

○高橋政府委員 確かに當時はその二つを区別することは困難であるということをおっしゃいましたが、それは當時の制度を前提とした話でございまして、私たちは今度指紋押捺制度にかわる新しい制度をそのためにつくったわけでございまして、その事情が変わってきたといふますか、新しいシステムになってきた、こういうふうにお考えいただければいいんじゃないかと思つて、

○北側委員 先ほど附帯決議のお話をされましたけれども、附帯決議では区別するなんというところは一つも書いてないですよ。衆議院の法務委員会での附帯決議は「同一人性の確認の手段について、指紋押捺制度に代わる制度の開発に努めること。永住者としてでない長期に在留者とを区別するだん」ということは全然書いてないわけですよ。附帯決議の趣旨にも私は反するといふふうに思つて、

もう一度お聞きします。なぜ永住資格のない長期滞在者について鮮明な写真と署名では同一人性の確認ができないのか。こんな例があるから困るのだというその具体的な例を出してください。○高橋政府委員 どの程度であれば満足するかどうかという問題でありますけれども、鮮明な写真であつても他人のそれと似たりとか、別のかつらをつけたとか、署名でも読みにくかったりして、署名というものは余りまねできないものではないけれども、しかしその二つだけでは必ずしも同一人性の確認に十分ではないか。それで第三の手段を設けたわけですから、先ほど審議官から御説明しましたように、この家族事項ですね。長期滞在者についてはこの二つでは十分に働かないのじゃないか、こういうことでございまして。

○北側委員 質問しても恐らく御答弁無理なのでしょうからもう質問はいたしませんけれども、要

するに今回の法案に長期滞在者について指紋押捺制度を残されたというのは、これまでの法務省のお考えとも反するし、理論的にもおかしい。そして実際のにも、私は鮮明な写真、署名で十分通常は同一人性の確認ができるのじゃないのか、そう思います。こういう区別をすることによって逆に不平等の問題が出てきたりしまして、入管局長も本当は内心はそう思っているのじゃないですか。

ちょっと質問を変えます。

例えば永住資格を取得している在日韓国または朝鮮人の方と結婚するために朝鮮半島の方から日本に来られたお嫁さん、この方は先般の永住資格がございせん。これらの方は韓国籍または朝鮮籍の配偶者ですね。指紋押捺義務が生じるわけですね。今回の法案によって、署名でいい人と指紋押捺をすべき人と一家の中で分かれてしまうのです。おかしいでしょう。

○高橋政府委員 今のように永住者の方と韓国におられる方と結婚した場合は、そういう一見おかしい状況が起きますし、それからこれは日本人と結婚した場合にでも、外国人と結婚した場合でも、そういう一見おかしい状況にございすけれども、この関係を見てみますと、基本的に当該身分関係が存在する限りにおいて在留が認められるという立場にあるわけでございすので、直ちに永住者や特別永住者のような日本社会への定着性が築かれるということではないので、やはりこういう方にはこの新しい制度ではなくて、今までどおりやってもらうのもやむを得ないというふうに考えておるところでございす。

ただし、これらの方は日本人や永住者の配偶者でございすので、一般の外国人と比較して社会への定着性が比較的早く築かれるという点を考慮されまして永住許可の要件が緩和されておりますから、永住が許可されればそういう今先生御指摘のおかしいじゃないですかという状況は解消されることになるのじゃないかと思ひます。

○北側委員 大臣、私今ずっと質問をやつてきま

して、そういう理由からもう指紋押捺制度について全廃すべきである、そして長期滞在者については鮮明な写真それから署名、これで同一人性確認の手段としていくという方法を採用すべきじゃないかなというふうに思ひますけれども、大臣いかがですか。

○田原国務大臣 どうか前の段階で御質問があったとき、法務省の中にもいろいろ議論があつて、そして各省との話し合いが最後に行われ、確認のし合いというのはあつたのですけれども、法務省の中にもいろいろ意見があつて、それで結局これになったのです。

今お話を聞いてみると、入管局長非常に苦勞しながらお答えしておつた感じがすけれども、私は同一人性の確認というのは、百点満点とれるのは指紋押捺だと思ひます。まず間違ひない。アローアンスは相当あるわ、エラーも相当あるわというのが写真と署名だろと思ひます。これは完璧、一〇〇%、一二〇%大丈夫というもののじゃないだらうと思ひます。そうすると、全体に入つてもいい。それで一番問題のある、問題のあるという表現は非常に悪いのですが、ちょっと語彙が豊富でないものですから、長期滞在者ですか、一年から三年までの方たちには百点を求めなければいかぬ、そのほかのここの人は、これは一過性の、通過する方々ですから、それまでやっていることともじゃないのでこれは問題にしないという三段階になつてきたと思ひます。私も実は、これは言い逃れじゃないのですけれども、来たとき、法務省にお邪魔になるようになったときに既にかなり進んでいて、がくがくやつていた最中で、だんだんこつちへ傾いていったわけなんです。――不規則発言がありました、それにお答えする意味じゃございせんが、お邪魔という言葉は取り消させていただきます。

○北側委員 いずれにしても私は、永住資格のある人と長期滞在者は区別する理由はないというように思ひます。ぜひこれは検討をしていただきたいと思ひます。こういう制度をつくつて三段階になります。そして、今度は欧米からの外圧があつてまた何か変えないといけないなんというものは本当にみつともない話だと思ひます。入管局長はそう思っているのじゃないですか。

○高橋政府委員 それぞれの国におきましていろいろその国に應じた事情がございすので、欧米とおっしゃいましたけれども、欧米と日本とはまた違ふ状況にありますので、説明を求められれば十分説明はできる、合理的な理由がある、そういうふうにご考慮しております。

○北側委員 これ以上質問しても仕方ないので別のにしますけれども、これまで採取された指紋はどういうふうな処置されるのですか。

○高橋政府委員 これまで指紋は登録原票と指紋原紙に採取されておりますが、登録原票というものは市区町村において保管されておまして、また指紋原紙というものは法務省に送られて法務省で保管しております。

それで、外国人登録法改正後、現在御提出申し上げているこの改正法が施行された後においても、永住者及び特別永住者が新制度に移行するまで、これは大体五年ぐらいかかりますけれども、この間は保存が必要であるというふうに考えております。完全に移行した後どうするかということについては、目下検討中でございます。

○北側委員 法務省の方に行つております指紋原紙はどのようにされますか。

○高橋政府委員 今検討中でございます。それから、これは五年後の話でございますので、私としてはこうなるといふことを確言できる立場にはございせんけれども、五年後全部入れかわつてしまふ、法務省にある指紋原紙というのは余り持つていても意味がないのじゃないのかなという感じはしております。ただ、そういうことを念頭に置いてこれから検討したいと思ひます。

○北側委員 この法案が通りまして、法務省に今保管されてございす指紋原紙を残しておく必要

性は全くないと思ひますけれども、どうですか。

○高橋政府委員 法務省に保管しております指紋原紙というのは、同一人性確認の最終的チェックのためにあるわけでございまして、新しい制度に移行しますとそれは必要なくなるわけですので、五年たつてしまふは確かにそういう意味では必要なくなると思ひます。

○北側委員 入管局長から必要がなくなるという認識の御答弁がございました。この指紋原紙を他に転写しているというふうなことはございせんね。

○高橋政府委員 ほかに転写しているということはお聞きません。

○北側委員 では次に、署名の問題についてお聞きをいたします。

今回、永住資格を取得されている方々については署名義務が出てきます。この署名、身体障害なんかで署名が困難な人、それから時には十分な識字能力がない人、さらには病氣等で本人が市町村に出頭できないような場合、こういう場合にどう取り扱われるのか。

○高橋政府委員 署名をすべきである申請を行つたけれども、身体障害や病氣などによりまして署名ができなくて、あるいは第三者を通じて代理人が申請したことによって署名してないという者、そういう人でも登録証は交付いたします。ただ、期間については、事情によりましてけれども、次回までの確認期間、これは五年ですけれども、これは短縮することがございす。

それから本人が署名できないという場合は、もし故意でなく署名できないという者については、これは別に罰則をかけるとかそういうことはございせん、で、こういう方にも署名なしで登録証を交付するということになつてます。

○北側委員 この署名したものを外国人登録証に転写するわけですね。この署名を転写する必要性というのが一体どこにあるのか、具体的に説明をしていただけますか。

○高橋政府委員 現場において本人かどうかを見分けるのに、まず写真でもって一発でばつとわかる場合と、ちょっとそれじゃ署名でもって確認するところの場合、署名をしてもらうという場合もあるかと思うのです。そういうことも考えまして登録証には署名も転写する、こういうことでございます。写真と署名とで、そこで組み合わせて即時に本人であることを確認する、こういう手段として署名をそこに転写する、こういうことでございます。これは先ほどどなたがおっしゃいましたが、パスポートにおける写真と署名というふうなものに似たような機能を果たしているというふうなことを考えてもいいんじゃないかと思えます。

○北側委員 ただ指紋と同じで、現場で署名義務なんというのはいないんですかね。

○本間政府委員 御指摘のとおり、現場での署名義務というものはございません。

○北側委員 だから、そういう意味では、現場での同一性の確認というふうな転写する必要性の理由をおっしゃったんですよね。ところが、署名義務なんかないわけですから、登録証にあえて転写する必要性はないんじゃないかというふうに私は申し上げておられるわけなんです。

○本間政府委員 何らかの手段で本人の署名というものがあつた場合には当然それは利用されますが、御本人であるかどうかということを確認する過程で、もし御本人が私がおっしゃいますと、言うのであれば、任意署名してみせるという協力行為というのは期待することは十分可能だというふうな考えです。そういう意味では、現場における署名の対価というものが十分機能するというふうな考えです。

それからもう一つ大事な点は、登録証に署名を転写する大きな理由の一つは、偽造の防止ということでございます。いたずらにこれが偽造されないように御本人の署名というものをそこに転写するということがございます。○北側委員 ほかにたくさん質問したいので次に行きますけれども、不署名罪の罰則が今回設け

られていくわけですね。これが十八条の一項の八号の二で新設されておられるわけなんです。一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金。これは余りにも重罰過ぎるんじゃないか、厳罰過ぎるんじゃないか、どうしてここまで厳罰にする必要があるのか、御説明をお願いしたいと思えます。

○本間政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますとおり、署名は同一人確認手段の一つとしてこのたび採用しようとしているものでございまして、すなわち、外国人登録制度上のもとなるもの、すなわち同一人確認の手段である。したがって、その手段はやはりどうしても確保しておく必要がありまして、その違反といふことが署名を拒否するといふ者につきましては刑罰に値するものではないかと思えます。

要するに、署名しないということによって害される利益というものが外国人登録制度の根幹を揺るがすものであるというふうな評価し得るので、指紋押捺拒否と同様の刑罰的な評価をしてもよいというのが私どもの考え方でございます。

○北側委員 よく納得できないですね。署名しないことによつてこうむる不利益ですか。署名しないことによつてこうむる損失、不利益がその懲役、禁錮刑また二十万円以下の罰金を科さなければいけないような結果だとして不利益なかどうか、ちょっと私には納得できないですね。

この改正法案が仮に通りまして施行されるまでには十カ月ですが、期間がございまして、それまでの、施行期日に至るまで、十六歳に至つた方々の指紋押捺義務の問題なんですけれども、私は少なくとも、制度として指紋押捺義務というものは廃止というのが決まつたわけですから、そして署名というふうな決まつたわけですから、これはもう経過措置として、十六歳に至る者の指紋押捺義務については免除をするような経過措置を設けるべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○高橋政府委員 現在の私たちの提出申し上げて

いる案によりますれば、その辺のところはある意味では運が悪いというか、その期間になつた人は従前の例によつて、この新しい改正法が施行されるまでは前の、現行法でいきますから指紋押捺の義務がある、それはやむを得ない、こういう考え方でございまして、今先生のおっしゃったことは、それはそれで一つの考え方かと思えます。

○北側委員 この法案が通りまして、この中では永住資格を取得された方々については指紋押捺義務はもうなくなるわけですね。それを、施行まで法律が生きているから形式的に、しゃくし定規に十六歳に至つたから適用するといふのはおかしいと思えます。これは当然何らかの経過措置を設けるべきであると思えます。

○本間政府委員 仮に公布から施行までに十六歳になつた方は指紋押捺を無条件に免除ということになりますと、結局写真と登録事項、これだけが残つて、指紋押捺がないものが登録になつてくるわけでございます。そうしますと、今度確認申請をするのは五年後でございますから、それから五年間たつたときに初めて新しい制度といふものが、確認をするといふことで家族事項、署名というものが入ってくる、こういうことでございまして、ですから、公布と同時にすぐに新制度というものが施行されれば別でございますけれども、遺憾ながらこの新法の施行につきましては相当期間の準備をする必要がありまして、どうしても公布と施行の間には期間がございまして、したがうまいし、その間に確実に同一人確認手段のない登録というものを認めるといふわけにはまいりませんので、従来どおり現行法に従つて指紋押捺をしていただくというのが私どもの考え方でございます。

○北側委員 もう廃止をする法でございますので、ぜひ経過措置をとっていただきたいと強くお願い申し上げます。次に、登録証の常時携帯義務の問題についてお聞きをしたいと思いますのであります。

昨年の日韓覚書の中では「外国人登録証の携帯

制度については、運用の在り方も含め適切な解決策について引き続き検討する」というふうに書かれております。この常時携帯義務についてはもう廃止をすべきではないかというふうに考えます。いかがですか。

○本間政府委員 常時携帯制度と申しますのは、当該外国人の身分関係、居住関係を現場で即時的に明らかにするために登録証の携帯を義務づけている制度でございます。外国人の公正な管理という観点から外せないわけでございますが、その必要性というものは、永住者であるか特別永住者であるか、そしてまたそれ以外の外国人の方であるかといふことによつて差を設けるというのはこの登録制度そのものの趣旨を没却することにはなりません。

例えば現在不法就労者の方、いっぱいおられます。外見から見ると、その方が永住者であるかどうかといふのはお尋ねしてみなければわからないわけでございますから、やはり常時携帯制度をとることによつてその人がその人であるといふことが判明するわけでありまして、もし、持つておられないといふか何も持つてない方、不法入国者が、私は永住者でございます、家に置いてありますと言つてそれがうそだつたらどうなるかといふと、その場で身分関係も何もわからないままに逃げられてしまふという事態も発生しかねないわけでございますので、そういう観点からいいますと、在留資格いかんというところによつて常時携帯義務を免除するあるいは廃止するといふことについては、私たちはそういう立場はとり得ないといふこととでございます。

○北側委員 これまで常時携帯義務について常議的かつ弾力的な運用といふことを何度かおっしゃつておられます。弾力的な運用とは何か、その基準を具体的に説明してください。

○本間政府委員 そもそも常時携帯しているかどうかといふのは提示を求めて初めてわかることとでございますので、権限ある者が提示を求めるそのやり方が機械的であつたり硬直化したというこ

とになります。といたすに人権を侵害するおそれ
が十分ある。よくおふろの帰りに理由もなく登録
証の提示を求めるというような事案が悪い例とし
て指摘されたことがございます。そういう機械的
なものではなくて、本場に必要状況がある場合
に、当該機関の職務の執行上必要だということが
真に認められる場合にのみ行うべきでありませ
ない、また、仮に提示を求めてそれを拒んでおられ
ないということでも形式的には違反になるけれど
も、いろいろ伺ってみれば無理もないというよう
な事情があれば、それは処罰面においても十分考
慮しなければいけないということも含めまして、
弾力的かつ常識的というふうに言うものだと思
うのは理解しております。

○北側委員 弾力的運用の基準を具体的に教えて
いただきたいと思います。例えば現場の警察官が、弾
力的運用と言われてもその具体的な基準がなかった
らわかりません。基準を述べていただきたいと思います。
○本間政府委員 警察官のお話でございますが、
警察がどういう基準でやっておられるのかという
ことは、私もその基準を今入手しておりませ
んので、果たして基準があるのかどうかはわかり
ませんが、確かにその基準はできかねますが、要す
るに、一般的に申し上げれば、不携帯の事実が判
明いたしました検査をするという場合につきまし
ても、単に画一的、機械的な処理をしない。その
不携帯に至った経緯とか事情、違反の態様とかあ
るいは本人の身分、生活圏との関係とか、そう
いったものも考慮して常識的な処理を
するということでございます。一律にあらわ
せる基準というんじやなくて、その際に考慮すべき
事項としては、ただいま申し上げたようなところ
を考慮して処理に当たるといふことだといふふう
に理解をしております。

○北側委員 きょうは警察庁の方も来られていま
すよね。この弾力的運用の現場での基準の判断は
一体だれがするのか。
○奥村説明員 お答えをいたします。

現場での判断でございますが、これは現場の警
察官等がやっておるわけでありまして、必
要に応じて上司等に伺って、それで検討して判断
をするというものであります。

○北側委員 原則としては、現場の警察官が判断
するにしましては、審議官が先ほどおっしゃったよう
な基準というものは余りにも不明確じゃないか、法
的安定性というふうな問答にもとんじやない
のか、そういうふうには私は思うのです。
そこで、ちょっと具体的な事例を通して話を
させてもらいたいと思うのですが、外国人登録法
違反被告事件で、大阪高等裁判所が無罪判決を出
した事案がございまして、一九八八年四月十九日の
無罪判決でございます。

簡単にそのときの事案の概略を申し上げます
と、被告人は、事件当時二十一歳の大学生でござ
います。下宿から外出の際、外国人登録証が見当
たらず不携帯のまま、それをわかった上で家を出
たわけですね。ですから、これは過失犯じゃなく
て故意犯でございます。それで、居住地と實際警
察官によって検査された現場とは、電車を利用し
て約一時間を要する距離関係にございまして。当
時、その大学生、彼は学生証と運転免許証を所持
しておりました。警察官の求めに応じて素直に提
出した、こういう事案の内容なんです。これ
は、形式的には外国人登録証の不携帯に当たると
は、でございます。

ところが、大阪高裁は次のように言っております
して、まず外国人登録法というものの目的なんで
すけれども、これは、「本邦に在留する外国人の
登録を実施することによって外国人の居住関係・
身分関係を明確にし、在留外国人の公正な管理に
資することを目的とする」といふふうな言った上
で、このように認定しているのです。『運転免許
証及び学生証はその文書としての性質及び発行
者の社会的信頼性に照らし被告人が不法在留者で
ない事実を公的に証明するだけの信用性を備えて
いるものと評価でき、かつ、貼付写真などによって
その証明書等の名義人と被告人との同一人性を確

に確認し得ること、更に、これらの文書の記載事
項などにかんがみると、比較的容易に被告人の居
住関係及び身分関係を正確に把握することができ
き、おおむね外登録に代替するに足りるものとい
い得る」といふふうに認定した上で、本件につ
いては、実質的な違法性を欠き無罪である、こうい
う認定をしているわけでありまして。

このような事案については、先ほどの弾力的な
運用という基準から、どう判断できるのか。どう
ですか。
○奥村説明員 御指摘の件におきましては、第一
審が有罪、それから第二審が無罪となりました
後、検察官上告中の平成元年の十一月に大赦によ
りまして免訴判決が出たものと承知しております
が、この判決をもってこの種事案のリーディング
ケースにするのはどうかという点も考えておる
わけでございますけれども、今後とも、登録証明
書の不携帯事案につきましては、できる限り常識
的かつ柔軟な運用に努めてまいりたいと考えてお
るところであります。

○北側委員 だから、その常識的かつ弾力的な運
用といっても、現実にはこの種のケースで検査され
ているわけですよ。それで高裁で無罪になってい
るわけですよ。弾力的運用、常識的な運用と言っ
ても明確な基準がなかったら現場の警察官は判断
できないですよ。
○奥村説明員 警察におきましてこの登録証明
書の常時携帯制度の運用につきまして申し上げま
すと、警察官が登録証明書の提示を求めますの
は、条件が二つございまして、一つは職務質問、
犯罪の捜査、交通の取り締まり等、さまざまな職
務の執行に当たっているといふことが一つ。それ
からもう一つは、外国人の身分関係、居住関係を
確認する必要がある場合であります。

したがって、例えば交通検問の折に、外国
人であるというそれだけの理由で自動的、機械的
に登録証明書の提示を求めるということはないわ
けでございます。そして、外国人登録証明書の提
示要求や不携帯の取り締まりにつきましては、場

所のあるいは時間的な条件や被疑者の年齢、境遇
あるいはまた違反態様など総合的に判断をいたし
まして、個々の事案ごとにできるだけ常識的かつ
柔軟な姿勢で処理をしているところでございま
す。したがって、統一した運用の基準のよう
なものを示すことは大変困難であるといふことを
御理解いただきたいと思います。

○北側委員 それでは、別の観点から質問しま
すけれども、登録証不携帯で検挙された件数はど
ういう推移をしておりますか。
○奥村説明員 登録証明書の不携帯事件の送致状
であります。平成三年中における送致件数、受
認がそれぞれ四十二件、三十四人でございます。
昭和六十二年当時と比べますと、昭和六十二年が
千四百二十八件、千三百八十八人というところで
ございますので、著しい減少傾向にございます。

○北側委員 その昨年の四十二件、三十四人の検
挙の内容はどんな内容ですか。不携帯のみで検挙
されている事例はありますか。
○奥村説明員 この中身を申し上げますと、他の法律
違反を認知、検挙した際に不携帯事実が発覚をい
たしまして余罪として不携帯罪を添付したものが、
それから不携帯事実を認知した際に本人が不法残
留者であることが発覚をいたしまして、当該の不
法残留事実とあわせて送致したものでございま
す。

○北側委員 不携帯のみで検挙されている事例は
ありますか。
○奥村説明員 不携帯のみで検挙した件数は十一
件でございます。

○北側委員 去年は、今御答弁がございましたよ
うに不携帯で検挙された件数、四十二件、三十四
人。そのうち不携帯のみで検挙されたのは十一
件。たった十一件なんです。そのために、そ
ういう処理状況であるにもかかわらず、登録証携
帯義務というのをとらなければいけないのかどう
か。私は、そもそもその実態からいって常時携帯
義務というのはもう認める必要がないんじゃない
のか、少なくとも永住資格を持っているような人

については認める必要はない、そのように思いますが、いかがですか。

○本間政府委員 永住者であるか否かという在留資格によって差を設けるということはいいたしかならぬ。その理由については先ほど申し上げました。

それから、検挙件数が漸減している、非常に少なくなってきたということ自体が携帯義務を不必要としている理由だということには私は決してならないというふうに考えております。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕

○北側委員 本法案がそもそも、永住者とそうでない人を、最初冒頭で盛んに質問したように、区別をしている法案なんですよ。甚だしい自己矛盾の御答弁だと私は思います。この問題についてはまた後日しっかりさせていたいただきたいと思うのです。

今回の法案が仮に通りましたら、外国人登録原票の様式が当然変わってくるというふうに私は思います。原票の様式をどういうふうに変えようかとされておられるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○本間政府委員 永住者及び特別永住者についての登録原票でございすけれども、新たに家族事項登録と署名というものが必要となつてまいりましたので、それを記載するあるいは署名を明らかにするよう、そういう登録原票はいずれにしても定める必要があると思つて、現在その内容については検討中ということでございます。

○北側委員 今私、ここに持っておりますのが、現在の外国人登録原票なんです。私は去年の法務委員会でも質問させていただいておるのですが、現在の原票の備考欄のところに、結果として刑務所など矯正施設への在監歴の記載が残つてしまうという問題について質問をさせていただきました。そのときは、当時の法務大臣から、よく検討したい、その旨の答弁を得ております。そのようなことがないような方法があるかどうかよく検討したいというふうな御答弁をいただいております。

今回、登録原票の様式、形式について変えられるわけですから、この機会にこうした在監歴が残らないような登録原票の形式にすべきであるというふうに思いますが、いかがですか。

○本間政府委員 外国人登録の目的が、外国人の居住関係及び身分関係を明らかにしていくということにございすので、実際に居住している場所が矯正施設内であったといたしましても、そこへこの入監、移監、出監といった事実につきましては、これを矯正施設からの通知によつて何らかの形で把握しておくということが私は必要だと考えております。ただ、その表示の仕方としてどういう表示が適当なのかということについては現在検討しておりますが、今のやり方といたしまして確かに、例えば何々刑務所という具体的な名称を記載するということなり方はあるいは問題があるんじゃないかという意識は十分持つております。

したがしまして、今後、様式を改める等の場合におきまして改善しまして、一見してそれがわからないような、例えば符号を使うとか何らかの仕方と工夫をしてみたいというふうに考えております。

○北側委員 当時左藤内閣大臣でしたけれども、左藤大臣も、そういった面も含めてよく検討するということに言つていますので、この機会にそういうことがないようになつていただきたいとお願ひを申し上げる次第でございます。

時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○星野委員長代理 鈴木俊一君。

○鈴木(俊一)委員 私は、与党の立場で内閣提出の外国人登録法の改正案について質問いたしますけれども、質問いたします前に、これに大変関連のある出入国管理行政全般の最近の情勢につきまして若干お伺ひをいたしたいと思ひます。

今日の世界情勢といひますと、国際社会の動きを見ていますと、本当に激動の時代という言葉がぴったりでございまして、ソビエトの消失に象徴されますように、戦後四十六、七年ずっと続いて

まいりました冷戦構造というものが終結をいたしました。それから、このような新しい国際秩序をつくっていくのか、日本の国もその国際的な社会における立場にふさわしい貢献というものを積極的に行っていくか、これは私たちがとても遺憾に思つておられるところでございます。こういうようなことを背景といたしまして、外国人の入国・在留管理を所掌する出入国管理行政というものはどうなればならないかということを考えますと、やはり国際協調、国際交流の増進にまず寄与するものでなければならぬという基本的なところがあるのじゃないかと思ひます。そして、我が国社会の健全な発展を確保するということを理念に持つて運営されるべきものではないかというふうに考えております。

先般も、日本と大変いろいろな面で価値観の重複しておりますアメリカとの関係におきまして、政府の高官ですとか、いろいろな責任、影響力のある立場の方の発言が、その真意が十分に伝わらなくて両国民の間にいろいろな誤解と誤解と誤解と誤解があつたわけでありまして、これからはそういう意味では日本人も外国の人々も日本のことをよく理解しなかつてはいけませんし、外国の人々も日本のことをよく理解してもらわなくてはならない。そのためには、外国人の方にも日本にどんどん来てもらわなくてはなりませんし、また日本で活躍、活動をしてもらわなくてはならない。また、一方におきましては、今日の一つの社会問題として、いろいろ指摘もございす我が国に不法に残留する外国人の方々、そのほとんどは不法就労者であるというところでありまして、きょうというこの時代におきましていろいろ難しい問題があるわけでありまして、今のこの時代におきまして出入国管理行政のあり方についてどのようにお考えか、大変概括的な質問でございすけれども、所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○高橋政府委員 今日我が国を取り巻く国際環境の変化や我が国の国際社会における地位の向上に伴ひまして、我が国に入国・在留する外国人が増加している状況でございす。これは時代の趨勢でございまして、日本にとつても好ましいこととございす。他方、今先生御指摘になりました

が、我が国と近隣諸国等との経済格差等を背景にいたしまして、不法就労者とか不法残留者も急増しており、これは私たちがとても遺憾に思つておられるところでございます。こういうようなことを背景といたしまして、外国人の入国・在留管理を所掌する出入国管理行政というものはどうなればならないかということを考えますと、やはり国際協調、国際交流の増進にまず寄与するものでなければならぬという基本的なところがあるのじゃないかと思ひます。そして、我が国社会の健全な発展を確保するということを理念に持つて運営されるべきものではないかというふうに考えております。

こういうような理念のもとで、留学生とか就学生とか研修生とか技術者、そういう人を幅広く受け入れる、開発途上国の開発にも協力する、そういうような国際的な貢献を果たし、我が国の健全な社会の発展を図る、しかし他方、我が国の社会の秩序に悪影響を及ぼす不法残留者については厳正に対処していく、こういう基本的な態度といひますか方針が必要なのではないかというふうに考えており、そのように運営してまいりたい、こういうふうに考えております。

○鈴木(俊一)委員 言葉が適切かどうかわかりませんが、いわれる外国人問題ということに關連いたしましては、行政的にも大変いろいろ難しい問題があると思ひますし、そのかわりのある行政も多岐にわたつておると思つております。先ほどちょっと申し上げました不法労働者の問題のような労働問題、また福祉でありますとか厚生、治安の問題、本当に多岐にわたるわけでありまして、そのうちで、今議題になつておりますこの外登法の問題といふものもあるわけでありまして、こういういわゆる外国人問題といふものは大変幅広い角度から取り扱つていかなければならぬと思ひます。ところで、その外国人登録法の「目的」を見てみますと、その第一条に「在留外国人の公正な管理に資する」、こういうふうに書いてあるわけであ

ります。外国人登録法制定当時の昭和二十七年と現在とは、外国人の方々の数もまた国籍もまた日本国内におけるその活動内容も含めまして全く異なったものとなっているわけでありまして、今も、国際化時代と言われる今日のよう状況下におきまして、この第一条にある目的を果したために外国人登録法がより一層重要な役割を担っているものと思っております。

そこで、現在における外国人登録の意義とあり方について当局の御認識を伺いたいと思ひます。

○高橋政府委員 現在における外国人登録法の意義ということですが、外国人登録法は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによりまして、外国人の居住関係及び身分関係を明確にいたしまして、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的としているのは、先生御指摘になったとおりでございます。すなわち、その目的とするところは、福祉その他各般の行政上の目的のために在留外国人の居住関係及び身分関係に関する資料を提供するほかに、在留外国人の実態の把握、さらには不法入国者、不法残留者、資格外活動者の発見、摘発等出入国管理行政の適正な執行に努め、もって適正な行政を実現しよう、そういうものでございます。

このような外国人登録制度につきましては、出入国管理行政を取り巻く内外の諸情勢の推移を踏まえまして、外国人の出入国及び在留の管理を含む在留外国人にかかわる各般の行政の適正な遂行に資するように運営していくということが非常に重要ではないか、こういうふうな認識しているところでございます。

○鈴木(俊)委員 次に、今回のこの改正案について質問をさせていただきたいと思ひますが、先ほど来他の委員の方々の質問にもあることの繰り返しになりますけれども、まず最初に、今回のこの外国人登録法が改正に至った経緯、趣旨についてお伺いをしたいと思います。

○高橋政府委員 本法案提出の経緯につきましては、提案理由の説明にもございましたけれども、

昭和六十二年の前の外国人登録法改正の際の衆参両院法務委員会における附帯決議並びに日韓法的地位協定に基づく韓国政府との協議の結果等を踏まえまして、外国人登録の指紋捺捺にかかわる同一人性確認の手段について研究開発を進めてきたところ、今般、永住者及び特別永住者につきましては、写真、署名及び一定の家族事項の登録をもつて指紋捺捺にかえ得る、こういう結論に達したため、外国人登録法の一部を改正することとしたものでございます。

また、本法案の趣旨は、我が国の社会で長きにわたり生活し、本邦への定着性を深めている永住者及び特別永住者の方々に、外国人登録の同一人性確認の手段としての指紋捺捺を廃止して、写真、署名及び一定の家族事項の登録をもつてこれにかえることとするともに、これに関連して、登録証明書の様式変更、切りかえ交付、その他所要の関連規定の整備を図ろうとするものでございます。

○鈴木(俊)委員 今お話があったわけでありましたが、今回のこの法の改正の背景といえますものは、一つには昭和六十二年の改正時におきまして衆参両院の法務委員会における附帯決議というものがございます。それから二つ目には昨年一月の海部前総理が訪韓した際に決着をいたしました日韓法的地位協定に基づく日韓両国間の協議というものがあつた、こういうことでありますけれども、それでは今回のこの法改正の内容と今背景として御指摘いただきました二つ、一つはさきの附帯決議の内容との関係、及びもう一つの背景でありますところの日韓間の覚書との関係を具体的に説明していただきたいと思ひます。

○高橋政府委員 まず、附帯決議との関係を御説明いたします。

今回の改正は、我が国の社会で長年にわたり生活し、本邦への定着性を深めた永住者及び特別永住者について、指紋捺捺を廃止し、写真、署名及び家族事項の登録をもつてかえることとしておりますが、これは、指紋捺捺制度にかわる制度の開

発に努めるという衆議院法務委員会での附帯決議あるいは指紋捺捺の代替措置の検討、改善という衆参両院法務委員会の附帯決議、この両委員会における附帯決議の内容に沿つたものでございます。それから、日韓覚書との関係について申し上げますと、指紋捺捺につきましては、日韓覚書にいういゆる在日韓国人を含めた特別永住者、これはその一部改正案に含まれているわけでございますが、その者のほか、入管法上の永住者についても指紋捺捺を廃止して、写真、署名及び家族事項の登録をもつてかえることとしておりまして、これは覚書の内容を實現しているものでございます。また、實現するのみならず、この代替手段の適用範囲を日韓覚書よりも広く広げようとしているものでございます。

なお、外国人登録証明書の携帯制度につきましても、その制度自体は維持することといたしてありますが、携帯の便宜を考慮いたしまして、外国人登録証明書の形状を小型化するほかに、運用面においても一層の常識的、弾力的な運用を徹底する所存でございます。これも日韓覚書の内容に沿つたものというふうに考えております。

○鈴木(俊)委員 今のお話を伺いますと、今回の法改正の最大のポイントは永住者と特別永住者に対する指紋捺捺の廃止にある、私はそういうふうな改正の大きなポイントの一つを理解するわけでありまして、今般、日本に住む外国人の同一人性を確認する手段といたしまして、指紋の捺捺によるその照合というものが合理性を持ったものとしてずっと四十年近くこれが採用されてきたわけでありまして、今回の改正案ではその手段にかわりまして、写真でありまして署名及び家族事項の登録という複合的手段をもつてこれにかえよう、こういうわけでありまして、

この新しい複合的手段で果たして指紋捺捺にかわるものとして十分であると言えるのかどうか、この手段を採用するに当たつての御見解をお伺いしたいと思います。

○高橋政府委員 同一人性の確認の手段といたしましては、指紋にかわる有効な手段というのは今のところございません。一〇〇％確実に同一性を確認できるというものは指紋でございますけれども、しかし指紋にかわる手段もいろいろあるかと思ひます。今回この一部改正案の中で採用しようとしている鮮明な写真と署名、家族事項というのはこれにかわるものでございます。しかし、指紋に一〇〇％かかるものかといひますと、それは若干の歩どまりはあるかと思ひます。しかしながら、長年本邦に在留して社会への定着性を深めた永住者及び特別永住者を対象とするものである限り今までの指紋捺捺に十分かり得るものである、外国人登録法上の目的を十分果たす信頼に足るものではないか、そういう判断に立つてこのような法改正を御提案しているものでございます。

○鈴木(俊)委員 今回の法改正では、この指紋捺捺を免除されるといひますかしくなくいい方々としなくてはならない方々、その範囲があるわけでありまして、指紋捺捺にかえる新しい手段で行おう、同一人性の確認をしようという方々の範囲を永住者と特別永住者に限られたその理由は、何であるのか。また、いゆる入管特例法は、在日韓国人の方々、朝鮮人の方々の特別永住者について、特に安定した法的地位を付与するために制定されたわけでありまして、今回の改正においては、これら特別永住者だけではなしに一般の永住者にまで指紋捺捺の廃止の枠を拡大しているわけでありまして、これはどういう理由によるのでしょうか。

○高橋政府委員 このたび指紋捺捺にかわる同一人性確認の手段として採用することといたしまして写真、署名及び家族事項の登録によるこの三つの手段による複合的手段はどういうところに有効かというところを見ますと、長年本邦に在留し、定着性の高い永住者及び特別永住者については有効ではないか。これらのグループの人についてはこの三つで十分同一人性の確認ができるという自信があるわけでございますが、それ以外の外国人については、一般的に我が国の社会への定着性とい

うものがございますので、どうも新しい制度を適用するにはまだ無理、困難があるということ、現行どおり指紋押捺制度を維持するということが、現時点でございまして。

なお、二つ目の御質問は、なぜ特別永住者のみならず、もつと広げて永住者一般にまで広げることになったのかという御質問かと思いますが、今回採用することになったのは、この指紋押捺にかわる同一人性確認の手段というものは、我が国の社会への定着性、どの程度定着しているかというその定着性が高いかというところで判断しているものでございまして、特別永住者のように特別の歴史的な経緯を有するか否かということには直接関係なく有効ではないかという考えから対象者の範囲を一般の永住者まで広げた、こういう考え方でございまして。

○鈴木(俊)委員 永住者の方や特別永住者の方というのは、考えてみますとずっと日本におられたわけでありまして、その定着性の高さから見て指紋押捺は廃止されて当然しかるべきだと思っております。定着性の程度に着目したお話でありましたけれども、そうであれば、それ以外の外国人は確かに永住者と比べれば我が国社会への定着性というものは薄いわけでありまして、しかしひとえに非永住者といえども、その中身を突っ込んでみますと大変幅広いわけでありまして、短期滞在者から日本人や永住者の配偶者に至るまでの多種多様な外国人の方々がいらっしゃるわけでありまして、またその中には我が国に家族のある外国人もいるわけでありまして、そうした非永住者の中でも、比べてみますと比較的定着性の濃い外国人の方々に比べてどうして今回指紋押捺の廃止ができないのか、その点について詳しく伺いをいたしたいと思っております。

○高橋政府委員 確かに先生の御指摘のとおり、非永住者というカテゴリーの方々でも事実上在留資格を更新することによって長く住んでおられる方もございまして、家族がいることによってこの社会への定着性を非常に高めているという方もございまして、そういう例外的といえますか、そういう人たちは永住者と同じに扱っていいのではないかという考えもあるかと思っております。そういうこともございまして、一般的な言って非永住者というのは我が国社会への定着性があるわけではないので、これらの者については同一人性の確認の手段として新たな制度を採用するのは適当ではないんじゃないか。これはどこで線を切るかの話なんですけれども、どこかで線を切るにしても、中には相当定着性を強めた人もあるにしろ、やはり永住者、特別永住者というカテゴリーにおられるという人は定着性は認められないと一般的に言えるのではないかと。こういうことからこれらの非永住者の方については現行の制度をそのまま適用することとした次第でございまして。

ざいまして、そういう例外的といえますか、そういう人たちは永住者と同じに扱っていいのではないかという考えもあるかと思っております。そういうこともございまして、一般的な言って非永住者というのは我が国社会への定着性があるわけではないので、これらの者については同一人性の確認の手段として新たな制度を採用するのは適当ではないんじゃないか。これはどこで線を切るかの話なんですけれども、どこかで線を切るにしても、中には相当定着性を強めた人もあるにしろ、やはり永住者、特別永住者というカテゴリーにおられるという人は定着性は認められないと一般的に言えるのではないかと。こういうことからこれらの非永住者の方については現行の制度をそのまま適用することとした次第でございまして。

○鈴木(俊)委員 今お話ありましたその非永住者に指紋押捺の廃止ができないということで、直接関係があるかどうかわかりませんが、よく引き合いに出されますのは最近における不法就労者の著しい増加、こういう問題が非永住者にもこの指紋押捺の廃止ができないではないか、こういうようなお話もあるわけでありまして、けれども、現在における不法就労者は我が国に何人ぐらいいるのか、そしてそれはふえていくのか減っていくのか、把握をしていけばその数をお知らせいただきたいと思います。

○高橋政府委員 お答えいたします。不法就労者を正確に把握するというのは非常に困難な作業でございまして、入管として推計しております不法就労者についてデータを申し上げます。平成三年五月一日現在十五万九千八百二十八人が不法に残留しているというふうに認められております。こういう人たちが国内に滞在していて、これらのほとんどの方は不法就労者と考えられます。これは、十カ月前の平成二年七月一日現在の十万六千四百九十七名に比べますと五万三千三百

三十一人、実に五〇・一％増となっております。そういう基本的には非常に大きな率でふえてきているというのが現状でございまして。

○鈴木(俊)委員 そういふことをお聞きいたしますと、今回の改正で急に廃止対象にできなかったというところもやむを得ないかとは思っております。

現在、在留期間が一年未満の方は指紋押捺を免除しておられるわけでありまして、これらの方々についてはなぜ指紋押捺の必要がないのかをお聞きしたいと思っております。

○高橋政府委員 一年未満の在留者の方は短期間滞在の後に出国するものでございまして、我が国の社会や各種の行政にかかわりを有することが少なく、指紋の押捺を求めてまで人物を特定することは必要ないのではないかと考えております。

他方、一年以上在留する方につきましては、我が国の社会や各種の行政とかかわりを有することが非常に多くなりますので、同一人性確認手段としては指紋押捺が必要である、そういう基本的な考え方に立って現在の制度が運用されているところでございまして。

○鈴木(俊)委員 一年未満の方は指紋押捺を免除しているわけでありまして、先ほどお話ししました不法就労者の人々を見ても、まさにこの短期滞在の方が多いわけでありまして、逆にこれらの方々にも指紋押捺を義務づける必要があるのではないかと、そういう考え方もまた一面でございまして、この点についてはいかがでしょうか。

○高橋政府委員 確かに先生がおっしゃったとおり、不法就労者の、私の記憶ですとたしか八割以上が短期滞在で入ってきた人たちでございまして、実はこの方々は外国人登録もしてない方でございまして、それが一つ問題ではございます。ただ、現在国際的な交流が非常に活発化しております、日本が開かれた社会になっていくときに、短期滞在の人々までその制度を広げていく、指紋

押捺を広げていくというのには、そういう方向に行くべきではないのか。やはり不法就労の対策というのは別の手段によって解決していくべきではないかというふうに考えるわけではございません。

具体的には、入るところをきちっと管理する、それから入って不法に就労している人を摘発し、減少させる。これにはいろいろの関係省庁の協力を得てやっていく。そういうことによつて不法就労を除去していく、減少させていくということが重要でございまして、それを指紋をとることによつて行うということではないのではないかと。うふうに考える次第でございまして。

○鈴木(俊)委員 先ほど初めの方の質問で、今回のこの法改正の背景は日本と韓国との覚書によるものが一つの契機になっているということを聞いたわけでありまして、今回の改正では、非永住者につきましては韓国人の方についても指紋押捺を廃止していいわけでありまして、この点につきまして、この覚書との関係で韓国側から何か要望のようなものはないかと。うか。

○高橋政府委員 日韓の覚書は、いわゆる協定一世、二世及び三世以下の子孫について指紋押捺を行わないということを定めているわけではございません。この対象者は、かつては協定永住者であった者、現在においても特別永住者ということを念頭に置いていられるものでございまして、今回の改正は覚書の趣旨に沿うものであるというふうに考えております。すなわち、一時的に日本に滞在する韓国人は覚書においても対象としておりません。そういうことでございまして、この法案の趣旨と覚書の趣旨は合致するものであると考えております。

なお、韓国側からも、韓国人の非永住者についても指紋押捺を廃止してほしいという旨の公式の要請を受けたことはございません。

○鈴木(俊)委員 次に、外国人登録証明書の常時携帯義務の問題に移りたいと思うのですが、先ほ

ども北側先生からの御質問にもあったわけであり
ますけれども、外国人が登録証明書を常に携帯し
なくてはならないという必要性について御説明を
いただきたいと思います。

○高橋政府委員 外国人は、日本国民と異なりま
して、本邦に在留するためには日本国政府の許可
を原則として必要としまして、かつ在留できる期
間及び在留資格、在留活動について制限を受ける
ということになっていまして、でございます。

外国人の入国及び在留は日本国政府の許可を必
要とするものでございますので、本邦に在留して
いる者が許可を受けている者であるかどうか、ま
た許可を受けた者である場合には、許可された期
間内にあるかどうか、許可された活動を逸脱して
いないかどうか、現場において即時的に認識で
き、確認できることが肝要でございます。その
ために、在留中の外国人の居住関係及び身分関係
を即時的に確認できるように在留外国人に対して
登録証明書の携帯を義務づけているものでござい
ます。

○鈴木(俊)委員 この登録証明書の常時携帯制度
といふのは、日韓間の覚書で指紋捺捺と並ん
で一つの大きな柱になっているものでありまし
て、覚書では「外国人登録証の携帯制度について
は、運用の在り方も含め適切な解決策について引
き続き検討する。同制度の運用については、今後
とも、在日韓国人の立場に配慮し、常識的かつ弾
力的な運用をより徹底するよう努力する。」とい
うふうになっているわけでありまして。

覚書を受けた今回の法改正でありますけれども、
この常時携帯制度について法改正に盛り込ま
れなかった理由をお伺いしたいと思いますし、そ
のことは覚書との関係上問題があるのかないの
か、この点についてもお伺いしたいと思います。
○高橋政府委員 日韓の覚書の中には、確かに外
国人登録証明書の常時携帯制度についての規定が
ございまして、運用の問題も含めてございまして
おり、いろいろ日韓間で議論したことは確かでご
ざいます。

外国人登録証明書の常時携帯制度というものは、
今申し上げましたとおり外国人の居住関係及
び身分関係を現場において即時的に確認するため
に重要だということでございます。それで日韓間
覚書におきましては、今先生お読みになりました
とおり、「外国人登録証の携帯制度については、
運用の在り方も含め適切な解決策について引き続
き検討する。」とされておりました。携帯制度に
ついては、指紋捺捺制度と異なり、制度自体の法
改正を表明しているものではございませんので、
常時携帯について法改正を行わないとしても日韓
覚書には反しないというふうに考えております。
それから、日韓覚書を踏まえまして、その制度
自体は維持することとしたいたしましたけれども、運
用面においてより一層の常識的、弾力的な運用を
徹底することとしております。なお、登録証明書
をキャッシュカード並みに小型化することを考え
ておりまして、これによっても携帯に伴う負担が
相当軽減されるのではないかとこのように期待し
ているところでございます。

○鈴木(俊)委員 法律で改正をしないとなります
と、先ほどの覚書の後段にあります「常識的かつ
弾力的な運用をより徹底するよう努力する。」とい
う部分で努力をしないではないかというわけであり
ますし、そういう趣旨の御答弁もあったわけであ
ります。

先ほど北側先生の質問での答えの中で、常時携
帯義務違反の検挙件数のお話がございました。昭
和六十二年には千四百二十八件、それが平成三年
にはわずか四十二件に減ったということでありま
すが、この数字の裏側にあるもの、つまり昭和六
十二年から今までこれだけ減っているわけであり
ますから、この制度の運用についてどういふ点を
具体的に改善されてきてこういふ結果が出たのか、
それとまた、弾力的運用をされていきたいと思います
けれども、こういう点で改善を図っていききたいとい
うような今後の方向といふことか、そういうことが
ありましたら教えていただきたいと思います。

○本間政府委員 最近における外国人登録証明書

の不携帯違反事件の検挙件数につきましては、北
側先生の御質問に対して警察庁の方がお答えに
なっていたとおり、非常に大幅な減少を示してい
るわけでございます。これは一つには、不携帯の
事実が認められた場合の検挙についても、画一的
あるいは機械的な処理に終わっているのではなく
て、やはりその場の、あるいはそのときの諸般の
事情というものを十分考慮した上で、いわゆる常
識的かつ弾力的な運用がより徹底されてきた結果
ではないかというように私も考えているわけ
でございます。今後ともそういう運用がさらに進
むということにつきましては、私も十分関心
を持っています。

それから、携帯制度の運用で今後どういふ
に改善していくのかということでございます。それ
ども、当省の所管のことで申し上げますけれども、
警備官とかあるいは入国審査官というものは外
国人登録証の提示を求める権限というものを当然
法律上認められておりますので、その運用につ
きまして、十分常識的かつ弾力的な運用とい
いますか、そういう点については心がけていくことは
もちろんでございますけれども、そのほかにも制
度面におきまして、先ほど局長から御答弁申し上げ
ましたとおり、携帯義務そのものを緩和するとい
うことは制度の根幹に触れますのでいたしません
けれども、外国人登録証の様式を変え、より小型
化して携帯に便利なものをつくるというふうな改
善をしたいというふうに予定しているところでご
ざいます。

○鈴木(俊)委員 それでは、大臣が参議院本会議
からお帰りになりましたので、最後に大臣にお伺
いをして、私の質問を終了したいと思います。
今回のこの内閣提出の法律改正案でありますけ
れども、その背景となりました昭和六十二年の改
正時における衆参法務委員会における附帯決議そ
れから日韓法的地位協定に関する覚書、日韓間の
覚書、この二つの要請があり、また一方におきま
して、国際化時代と言われる今日における出入国
者、在留者の増加、在留外国人の活動内容の多様

化、不法就労外国人の急増等、出入国管理行政を
めぐる諸般の状況を考慮いたしますと、その二つ
を考慮いたしますとますます落ちつくべきところ
に落ちついたものではないかな、私はこう思うわ
けでありますけれども、最後に今後の外国人登録
法の運用等について大臣の抱負と決意をお伺い
いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。
○田原国務大臣 ただいま御理解ある御発言、あ
りがとうございました。今後この外国人登録制度
については、国際環境、国内の諸事情がどんどん
急速に推移していくと思ひますが、その推移を的
確につかみ踏まえ、外国人登録法の目的でありま
すに在留外国人の公正な管理を図るよう、一層の運
用に努力をしていきたいと思います。

○鈴木(俊)委員 終わります。
○星野委員長代理 御苦労さんでした。
木島日出夫君。
○木島委員 私からは指紋捺捺の問題についてお
尋ねしたいと思ひます。
我が党は、一九八二年、今から十年前に外国人
登録法の改正法案が国会に提出されましたとき
に、指紋捺捺制度は全廃すること、それから登録
証明書常時携帯義務も廃止することなどを内容と
する修正案を提出いたしました。今回の改正に
よって、永住者、特別永住者については指紋捺捺
が廃止される、しかし一年以上以上の在留者につ
いては引き続き指紋捺捺義務が残った。これは外国人
の人權の面からも重大な問題でありますし、さら
に私は、新しく法のものとの平等という問題が提起
されたのではないかと思わざるを得ないわけであ
ります。

そこで最初に、昭和六十二年二月四日の参議院
本会議におきまして、時の中曽根総理は、「せめて
永住権を持つか、日本で生まれ一定の居住歴を
持つ定住外国人については、国籍を問わず指紋捺
捺制度を廃止する」とこととしたらどうかという質
問に対する答弁として、明確にこう述べておりま
す。「指紋捺捺、登録証明書の携帯は、いずれも
人物の同一性確認のために必要なものでありまし

て、定住外国人につき特別の取り扱いが困難であります。以上であります。

要するに、政府の本会議での答弁は、定住外国人、これは永住者だと思ひますが、それ以外の外国人を区別した取り扱いをすることは、法のものと平等という観点からできないという答弁だったと思ひわけでありま。そうしますと、今回、日韓外相覚書に基づいて特別永住者あるいは永住者について指紋捺捺を廃止するのであれば、政府の立場からいってもすべての在留外国人について廃止するのが当然だと思ひわけでありま。今回、政府は従来の法のものと平等という大原則を要するということなんですか、明確に答弁を願ひます。

○高橋政府委員 昭和六十二年の外国人登録法の一部改正案の審議におきまして、定住者等について指紋捺捺を廃止すべしという議論がなされたのに対して、そのような者のみを何の代替手段も措置せず区別して取り扱うことは困難である、そういう趣旨で答えたものでござい。また、

しかるに、今回の法案におきましては、特別永住者及び永住者に対して、写真、署名及び一定の家族事項の登録という指紋捺捺にかわる手段の開発によりまして人物の同一性を確認しようとするものでございまして、私たちがいたしましては、昭和六十二年の当時の答弁とは矛盾してない、法のものと平等に反した取り扱いをしていないものではない、そういうふうに考えているところでございます。

○木島委員 今の答弁は、全く私は理解できません。当時の中曾根総理の、法のものと平等の原則から永住者と非永住者を区別できないという答弁について、勝手な理屈を述べてそれを曲げようとするものだと思ひざるを得ないわけでありま。ついでに聞いておきます。国際人権規約、いわゆるB規約の第二十六条「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。」これは日本も批准しているところだと思ひます。永住者につ

いては署名、写真、家族で同一性を確認する、非永住者、一年以上の在留者については指紋によつて同一性を確認する。これは国際人権規約B規約第二十六条に反しないと考へているんですか、法務省は。

○高橋政府委員 永住者につきましては、この新しい制度は、日本社会に定着しているかどうかというところ、そういう程度に着目して区別しているものでござい。その理由が合理的な理由があるというふうに考へておきまして、したがって国際人権規約に言ひます法のものと平等という規定について、反しているというふうには考へておりませ

○木島委員 法務省の概念は定着性の程度という、この概念で法のものと平等に反しないということのようでありま。それではお聞きします。定着性の程度とおっしゃる定着性とは何でしようか。具体的にお答えください。

○高橋政府委員 社会の一員として、どの程度根をおろしてその社会の構成員に深くかかわっているか、抽象的に言うところというところではないかと思ひます。

○木島委員 永住者は定着性がある、一年以上の在留者は定着性がないということなんですね。今の説明では、抽象的でよくわかりません。その区別する具体的なメルクマールを挙げてください。

○本間政府委員 一つは特別永住者、これは戦前から住んでおられる在日韓国人、朝鮮、台湾の方々とその子孫ということござい。それから、親の代あるいは祖父の代というふうな長年にわたつて日本籍を有して来たというふうなことで、定着性は明らかだと思ひます。また他方、永住者につきましては入管法に永住のための要件というものが定まっております。そこには何年在留してれば永住にするというふうなものはつきりしたことは書いてござい。それと書いてある各要件というものを判断するに当たりましては、や

はり長年にわたる日本の在留状態というものを基礎にして考へるという解釈、運用でやっておるわけでございますので、いづれにしましても、相当年数我が国の社会で生活しておられるというところともなつていてということござい。そういう、典型的に我が社会への定着性を深めたという範疇として、在留資格で特別永住者及び永住者というふうな範疇を定めた、こういうことござい。

○木島委員 入管法二十二条が永住許可の要件であります。いろいろありますが、一つは「素行が善良であること。」二つは「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。」とあります。先ほど他の委員からの質問に対する答への中で、必ずしも永住許可を取つた永住者の方が長く日本にいては限らないという趣旨の御答へもありました。ところが、どこで線を引くかが大問題なんだ、一般的には永住者の方が我が国への定着性がある、例外的な場合はあるけれども、その例外を考へると区別がわからなくなるから、一般的なことと考へて永住者か非永住者かで線を切つたんだという答弁でした。果たして、その一般、例外というところで区別ができるんでしょうか、どうなんですか。

私の方からちょっと数字を示したいと思ひます。法務委員会の調査室から配付をされた資料によりますと、日本に在留している外国人登録者数が百万を超えて、百七十五万三千七百七十八人です。これが、今回指紋捺捺義務が廃止されるわけですね。ですからいいわけですね。それは、そのほかの人たちはどういふ人か。留学生、就学生、研修生、就労が認められていて一般的在留資格による在留者、そして日本人の配偶者等であります。その数がこの資料に書いてあるんです。留学生が四万八千七百七十五人、就学生が三万五千五百九十五人、研修生が一萬三千二百四十九人、就労が認められていて一般的在留資格による在留者が六万一千五百六十五人に対して、日本

人の配偶者等が何と十三万二千八百八十八人です。圧倒的多数が日本人の配偶者等なんですね。そうすると、日本人がいる、その正式に結婚して届け出た外国人の妻とか夫、それが十三万人もいるんですよ。その配偶者が日本人である、こんなに定着性が高いものはないんじゃないですか、どうなんですか。

○本間政府委員 入管法上の在留資格で申します日本人の配偶者等というのは、それは配偶者そのものばかりではなくて、日本人の子供である者という意味でいわゆる二世の方々、これが入っているわけでございます。最近、ブラジル等南米の方々が大量日本に来ておられます。それらの方々の多くがこの範疇の、この在留資格によつて在留しているということ、この数がふえていてというのが最近の傾向でございます。

○木島委員 だから、私が言つたのは、一年以上の在留者の中の非常に多数の部分は日本人の配偶者等十三万人を超えている、それは配偶者が日本人なんですから、こんなに定着性の高い外国人はないわけですね。そういう人たちが、外国人で法務大臣から永住許可をもらった人間よりも日本への定着性が弱い人間ということも言えないと思ひます。そうしますと、法務省の先ほどの説明によつて、永住者は定着性が高い、しかし非永住者である一年以上の在留者については定着性が低い、だから片や署名で特定し、片や指紋で特定する合理的な根拠があるんだという説明ですね。それしか説明できていないわけですね。その説が、この実態は全然崩れてしまふと思ひます。合理的に説明してください。

○高橋政府委員 「日本人の配偶者等」ということのカテゴリーの人たちは、日本人との何らかの身分関係におきましてこの日本に在留することを確認された人たちでござい。この人たちが必ずしも定着性があるということではないわけでございます。したがって、定着性ということに關しましては、この永住者と非永住者ということに分けることに何か合理的でないということに

○木島委員 今の答弁は、全く私は理解できません。当時の中曾根総理の、法のものと平等の原則から永住者と非永住者を区別できないという答弁について、勝手な理屈を述べてそれを曲げようとするものだと思ひざるを得ないわけでありま。ついでに聞いておきます。国際人権規約、いわゆるB規約の第二十六条「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。」これは日本も批准しているところだと思ひます。永住者につ

いては署名、写真、家族で同一性を確認する、非永住者、一年以上の在留者については指紋によつて同一性を確認する。これは国際人権規約B規約第二十六条に反しないと考へているんですか、法務省は。

○高橋政府委員 永住者につきましては、この新しい制度は、日本社会に定着しているかどうかというところ、そういう程度に着目して区別しているものでござい。その理由が合理的な理由があるというふうに考へておきまして、したがって国際人権規約に言ひます法のものと平等という規定について、反しているというふうには考へておりませ

○木島委員 法務省の概念は定着性の程度という、この概念で法のものと平等に反しないということのようでありま。それではお聞きします。定着性の程度とおっしゃる定着性とは何でしようか。具体的にお答えください。

はならないのではないかとふうに考えております。

○本島委員 そうすると、法務省の言う定着というのとは何か。日本に長くいたか、短くしかいなかったか、そういう長さなんでしょうか。どうなんですか。

○本間政府委員 基本的には日本に長期間いるということがやはり基礎にはなっております。それと同時に、日本の土地で、日本の社会で骨を埋めてもいいという決心をして恐らく永住されているんだらうと思います。そういう意味で、社会への親しみといえますか、一つの関係その他がおのずと変わってきますし、それは単に年数の差というよりもその人の生活実態の差、いわゆる質の差のようなものによっていくんじやないだらうかという意味で、永住者、特別永住者というものは、この同一人性確認の手段の点については特別の扱いができるという判断でございます。

○本島委員 単なる日本に在留する期間、そういうものよりも日本に骨を埋めるかどうかだ、そういう質的なものなんだということだと、まさに日本人と結婚したあるいは結婚して日本人の子供だ、こんなに日本に骨を埋めることが客観的に明らかにならねないじゃないですか。これこそまさに定着性の最たるものではないか。その人たちが十三万人もいて、いわゆる今度の法改正によっても指紋を強要される非永住者の圧倒的多数だということになると、全く説明できないと思うのですよ。どうですか。

○本間政府委員 先ほども申し上げましたけれども、「日本人の配偶者等」と書いてありますので、「等」の方が実態は多いわけでございます。私ども、今の資料の中に、そのうちに何人が日本人の配偶者で、何人がその日本人の血を引いた二世、三世であるのか、こういった区別がありませんが、実態として、最近ブラジル、ペルー、そういうところから来ますところの二世、三世の方というものがこういう在留資格を与えられているというところでございますので、その実態はいわゆる奥さ

んとかだんなさんというもののよりもそういう方々が多いということをお先ほど御説明申し上げました。

○本島委員 いや、日本人の子供ならもっと土着性が強い、定着性が強い、日本に骨を埋めることがもともと——配偶者ですと離婚するということがありましょ。子供ならもう血がつながってしまっているわけですから、もともとと法務省の説明によっても我が国への定着性が高いと言わざるを得ないわけですね。全然今回の法務省の説明は破綻しておる、もう全部一律に押捺を廃止すべきではないかと私は思わざるを得ないわけでありまして。支離滅裂だと思えます。

そこで、ちょっと質問を変えます。

今回、永住者については指紋押捺義務が廃止されるというのですが、入管法二十二条で言う永住許可が年間のどのくらい法務大臣から出されているのか、数字を述べてください。

○本間政府委員 平成二年、一番最近の数字で申し上げます。

一般永住というものが五千六百六十三人を許可しております。

○本島委員 そのうち指紋押捺義務のない一年未満の在留者から法務大臣の許可が得られて永住者になった、そういう数字は大体どのくらいいるのでしょうか。

○本間政府委員 手元に資料がございません。調べられませんが、一年未満の在留期間で永住を認められなかったという場合は非常にまれというふうか少ないのではないかとはいふに考えてはおります。

○本島委員 わかりました。要するに、ほとんどすべての者が一年以上の在留者、いわゆる指紋押捺義務のある者から法務大臣の許可によって永住者になるということだと思ふのです。

じゃ、ついでに、日本に在留しなくて外国にいて、そして直接法務大臣の許可をもらってしまつて日本の永住者になる、そういう道は開けているのでしょうか。

○本間政府委員 永住許可の要件は先ほど先生もお挙げになったとおりでございますが、その判断に当たりましたは、やはり在日歴、その間の在留状況等総合的に判断して、その許可をすべきかどうかというのを決しているというのが今の運用でございます。外国にいてストリートに永住許可が取れるというにはならないといいますが、実際にはございません。

○本島委員 今回法改正で、いわゆる永住者に対しては指紋押捺義務を免除する、廃止するんだというところなんです。今私が実態を聞きますと、それはほとんどすべて一年以上の日本の在留者で、そしてようやく法務大臣の許可を得て永住者になる。そうすると、結局は何のことではない、そこでもう指紋を押捺させられているということになるわけですね。まさに羊頭狗肉といえますか、欺瞞のような感じがしないでもないわけでありまして。そういうことになるわけですね。永住者に対して今法改正によって指紋押捺義務をなくしてあげますよといつても、結局は、特別永住者は別です。永住者についてはもうその前段階で既に指紋が一回とられていたことになるわけでしょう。

○本間政府委員 一般永住の方、確かに一回は指紋押捺をとられたであらうと思ふます。

○本島委員 そうすると、一般永住者については今回の法改正で指紋押捺義務がなくなるといって、結局今の入管法の体系、外登法の体系から実際は指紋押捺がとられている、しかし特別永住者についてはそういうことはないということになります。これは今度は特別永住者と一般永住者との間での差が出てきてしまふということになります。思うのです。特に配偶者や子供の場合はそういう差が大きな差として出てくるかと思うのですが、これは法務省、国際人権規約上、平等の観点にとるとお考えではないですか。

○高橋政府委員 この制度自体、今先生おっしゃったようなケースを見ますと、何となく一つのファミリーの中で、あるいは同じ永住者といつても結局は指紋を押捺するから特別永住者と永住者の間に差ができるのではないかと。ところで法

者の間に差ができるのではないかと。ところで法のございますけれども、基本的に私たちこの新しい制度は、合理的な理由があつて区別するのであつて、人権規約には反していないというふうに考えております。

○本島委員 時間が来たから終わりますが、どうも今回の改正法案は、結局永住者と非永住者の間でも説明が合理的にできないほど矛盾がある。それから、永住者と特別永住者の間でも、まともな説明ができないほど合理的な理由がないと言わざるを得ないわけですね。

なぜこういうことが生ずるかという、結局、一年以上の在留者について相変わらず指紋押捺義務を残そうとするかたくなな政府の態度にその根源があるわけですね。それをなくさないことには私は国際人権規約違反のそりを免れないと思つておられます。政府、法務省が押捺義務をなくすように配慮されますことを心から期待いたします。

○星野委員 長代理 中野寛成君。指紋押捺の廃止を訴え続けてまいりましたが、きょうからいよいよ審議が始まりました。一つの感慨を覚えております。その間に随分と法務省のかたくなな姿勢に対して腹が立ったことやいろいろな感情もありましたけれども、ここ数年来外務省、法務省ともに前向きな御努力をいただいた経緯、そしてまた、今回、その内容についてはもとよりいろいろな今後の努力も重ねて必要でありますけれども、とりあえずはここまで来たその御努力と経緯について率直に評価をし、そしてまた敬意を表したいと思います。しかし同時に、一層よりよいものをつくっていくという努力は常に必要でありますから、せつかくこの機会にもう少しこうならないかという問題等について今後御指摘をしてまいりたい、こう思います。

私どもの朝鮮半島の政策の基本は、やはり韓国との友好関係の強化ということでございます。

一九六五年の日韓国交正常化以来、日韓関係といふのは着実に発展を見てきていると思ひますし、基調といひましては非常にいい関係だろうと認識しております。特に、昨年一月当時の海部総理が訪韓されました、長年の懸案であつた在日韓国人問題に関する協議が決着いたしました、二十一世紀に向けた未来志向的な日韓協力関係の方向性を示す日韓新時代の三原則、これについて両首脳間で意見の一致を見たということは非常に大きな成果だつたといふふうに考えております。

また、ことし一月、これは宮澤総理が訪韓されました際にこうした未来志向的な日韓関係といった基本的な考え方について再度確認をしております。

私どもといたしましては、今後とも日韓両国の国際社会における役割がますます重要となる中で、この三原則を踏まえまして日韓間の真の友好協力関係をさらに強化していきたい、そのために最大限努力をしていきたいと考えております。そのためには、まず両国の国民が相手を正しく認識し、理解し、そして相互に信頼関係を醸成することが肝要だと考えておりますので、両国国民間の交流なかならず青少年交流ですとか国内意識啓発に力を入れていきたいといふふうに考えております。

○中野委員 隣国との友好関係、それから歴史的経過を踏まえた上での在日韓国人・朝鮮人の皆さん等への積極的な配慮、こういうふうなことを考えますときに、問題は、法務省が押し切られたという形ではなくてむしろ法務省がより一層積極的に人権を守る、そしてまた今日までの日本が犯した罪に対する一つの償いということなどを前向きに考えるならば、多くの施策についての態度というものがおのずから決まってくると思うのです。

例えば先ほど来議論されております常時携帯制度の問題、これなども、例えばすぐとってこれられるように、家に置いてあります、または職場に置いてあります、旅行中はホテルに置いてありますでも認められる施策を、法制度上うまくまとめるというのにはなかなか難しいかも知れぬ、社会党さんの案には政令ということで何かえらい御苦心をなさっているようでございますが、しかしそういう工夫を前向きにするかどうかというのはこの制度についての基本的なスタンスによって変わってくる、こう思うのであります。

それから、例えば旧法のもとでの指紋捺捺拒否者にも何か救済措置を設けてほしい。例えば公布された後十六歳になる人たちは特別の配慮をしようという前向きな検討が加えられてしかるべきだと私は思うし、法務省もそういうことはお考えではないだろうか、こうも思いますけれども、せっかく法律がこれで変えられるわけでありまして、それから、そういうこともっと積極的に考えられていいのではないだろうかと思ふのです。それから、法律違反の刑事罰を過剰にする等の軽減措置、こういうことの検討もなされていいだろうと思ふわけでありまして。

私がきょうは基本的なスタンスについてお聞きしたいと申し上げたのは、そういう各論を論ずるときにどういう基本の姿勢を持っているかによっておのずから態度は変わってくる、こういうふうな思ふものから、そのことに関連をして基本的なスタンスをお聞きしたいというわけでありまして。

今外務省からの御答弁にもございましたように、これから日本が国際化、または日本の存在を国際社会で認めていただくためには、隣の国と仲よくできないようでは何もできないわけでございますから、そういうこともあわせて考えますときに、これらのことについての基本的なお考えを法務大臣と入管局長からお答えいただければと思います。

○高橋政府委員 先ほど鈴木委員の御質問に對してお答えしたところでございますけれども、これからの入管行政というものは、国際的な視野に立ち、日本の国際的な責任というものを十分に自覚した上で実施していかなければならない、そういうふうな考えでいるところでございます。

この改正案の作成に当たっても、私たちとしてはそれを念頭に置いて、日本が国際社会にあるべき姿、国内的な行政需要、いろいろなことを考へて作成したところでございます。また、実施に当たっても基本的にはそのような視野に立つて実施すべきであるというふうに考えておるところでございます。まして、その点に關しましては今中野先生がおっしゃったところと軌を一にしているのではないかとこのように考えているところでございます。

○田原國務大臣 中野先生の意のある御質問をこれからどんどんいただきますが、それを胸に刻み込んで、よく勉強し、よくやっていきたい、こういうふうに考えております。

○中野委員 基本的には前向きな御答弁をいただきましたが、これから恐らく各論に入りますとなかなか難しい問題が出てくるのであらうと思ふます。しかし、今お答えになられた基本的な姿勢をお持ちいただいて、それぞれの各論についていかにすれば前向きに解決できるかということをぜひともお考えいただきたいと思ふます。

そしてまた、日韓関係から今回の件は始まったと私は思ふます。今日までいろいろな形で改正が、入管法も外国人登録法も改正が行われてきました。そしてまた、その他の社会保障制度について

の適用も拡大を外国人に向けてされてまいりました。しかし、朝鮮半島に対する日本の歴史的経過を踏まえての措置というのとはほとんどなくて、難民条約であるとか、そういうまことに全体としての考え方の中での改正がなされてまいりました。その審議の中において、言うならば特定の国の御出身の人だからといって差別するわけにはいかないのですという答弁も、私も幾たびとなく聞いてまいりました。今回はある意味では初めて永住者及び特別永住者を優先させた。人によっては、それは公平を欠くというところに指摘をされるかも知れません。しかし、日本の歴史やそして今日までの経過を踏まえれば、ある意味では一番そういうやり方というものが、いろいろなことに配慮したやり方が初めて行われていると言っても過言ではないかも知れません。しかし、行く先は、やはり差別があつてはいけないわけでありまして、これをきつかけとしてまた一般外国人に広がっていくという一つのプロセスを踏んでいくということが大事なんだろう、こう思うのであります。

ゆえに私は、不十分であるからとまた差別が残るからとか新しい差別が生まれるからとか言つて、この改正案にそういうことを理由にして反対をしようとは思ひません。しかしながら、今御答弁いただきました基本的なそのスタンスを大事にすることを特にお願いを申し上げまして、時間が参りました、質問を終わります。

○星野委員長代理 御苦労さまでした。

○星野委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○星野委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二分散会

外国人登録法の一部を改正する法律案（内閣提出）

外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「事項」の下に「第十八号及び第十九号については、当該外国人が入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者（以下「永住者」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）である場合に限る。」を加へ、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）」に定めるを削り、同法を同項第十三号とし、同項第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第十九号を第二十号とし、同項の次に次の二号を加へる。

十八 申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者（当該世帯主を除く。）の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄

十九 本邦にある父母及び配偶者（申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く。）の氏名、出生の年月日及び国籍

第五條第一項中「同条同項各号を、同項各号（第十八号及び第十九号を除く。）に、登録証明書」を

「外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)」に改める。

第八条の二中「第七条第一項」の下に、「第九条の二第二項」を加え、「次の各号の」を「次に」に改め、同条第二号中「第七条第五項」の下に、「第九条の二第六項」を加える。

第九条第一項中「第十四号、第十五号又は第十九号」を「第十三号、第十四号又は第二十号」に改め、「場合」の下に「(次条第一項に規定する場合を除く。)」を加え、同条第二項中「第十一号、第十二号、第十七号又は第十八号」を「第十号、第十一号又は第十六号から第十九号まで」に改め、「前項」の下に「次条第一項」を加え、同条第三項中「第八条第三項及び第六項の規定は、前二項の申請の場合に、同条第七項の規定は、第一項の申請の期間についてそれぞれを、第八条第三項の規定は第一項の申請又は前項の申請(第四条第一項第十八号又は第十九号に掲げる事項に変更を生じた場合を除く。)」について、第八条第六項の規定は前二項の申請について、同条第七項の規定は第一項の申請について」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(永住許可等を受けた場合の変更等の登録)
第九条の二 外国人は、入管法第二十二條(入管法第二十二條の二第四項(入管法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による許可又は平和条約国籍離脱者等入管特例法第四條若しくは第五條の規定による許可を受けたことにより登録原票の記載事項のうち第四條第一項第十三号又は第十四号に掲げる事項に変更を生じた場合(当該外国人がかつて永住者又は特別永住者として登録を受けたことがあるため既に同項第十八号及び第十九号に掲げる事項の登録を受けている場合を除く。))には、その変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に對し、次に掲げる書類及び写真を提出し、その記載事項の変更並びに同項第十八号及び第十九号に掲げる事項の登録を申請しなければならない。

一 変更登録及び家族事項登録申請書一通

二 旅券
三 写真二葉

四 第四条第一項第十三号又は第十四号に掲げる事項に変更を生じたことを証する文書
前項の申請の場合において、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、当該外国人に係る登録原票に、当該申請に係る事項の変更の登録をするともに第四条第一項第十八号及び第十九号に掲げる事項を登録し、かつ、これらの事項以外の事項について、登録原票の記載が事実と合つていのかどうかの確認をしなければならない。

4 市町村の長は、前項の確認をした場合において当該確認に係る第一項の申請をした外国人からされた第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項、第七条第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請があるときは、これらの規定による申請に係る第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の確認又は第十一條第一項若しくは第二項の申請に基づく確認は、行わない。

5 市町村の長は、第三項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならない。

6 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

7 外国人は、第五項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。ただし、交付される登録証明書を第十五條第三項の規定により代理人が受領する場合には、その受領の日から十四日以内に返納すれば足りる。

8 市町村の長は、第五項の登録証明書の交付をした場合において当該登録証明書の交付に係る第一項の申請をした外国人からされた第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項、第七条第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請があるときは、これらの規定による申請に係る登録証明書の交付されたときは、交付の日前に当該外国人に對して交付された登録証明書は、その効力を失う。

9 第五項の規定により登録証明書が交付されたときは、交付の日前に当該外国人に對して交付された登録証明書は、その効力を失う。

10 外国人は、第五項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の規定により効力を失つた登録証明書を回復するに至つたときは、速やかにその居住地の市町村の長に對し、当該登録証明書を返納しなければならない。

11 第六条第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

第十条の二第一項中「第九条第一項及び第二項」の下に、「第九条の二第一項」を加える。

第十一条第一項中「若しくは第七条第三項」を「第七条第三項若しくは第九条の二第三項」に、「又は第七条第一項」を「第七条第一項又は第九条の二第一項」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三 第十四條の二の規定による署名をしていない者
第十四條第一項中「外国人」の下に「(永住者及び特別永住者並びに次条第二項に規定する者を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(署名)
第十四條の二 十六歳以上の永住者及び特別永住者は、第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項、第九條の二第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請をする場合には、これらの規定による申請に係る申請書の提出と同時に、登録原票及び署名原紙に署名をしなければならない。ただし、その申請が第十五條第二項の規定により代理人によつてなされたときは、その他その申請に係る申請書の提出と同時に署名をすることができないときは、この限りでない。

2 十六歳以上の外国人(永住者又は特別永住者である者を除く。)で、かつて永住者又は特別永住者として前項の署名を同時に行うべき同項に規定する申請(その者が十六歳以上であつたとしたならば署名を同時に行うべきであつた申請を含む。)をし、当該申請に係る登録証明書の交付を受けたことのあるものについても、同項と同様とする。

3 署名の方法その他前二項の規定による署名について必要な事項は、政令で定める。

4 市町村の長は、第五條第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項、第九條の二第五項又は第十一條第四項の規定により外国人に交付する登録証明書に、当該登録証明書の交付に係る申請の時に当該外国人が第一項又は第二項の規定により登録原票又は署名原紙にした署名を転写するものとする。

第十五條第一項中「又は指紋の押印」を「指紋の押印又は署名」に改め、同条第三項中「第七條第五項」の下に、「第九条の二第六項」を加える。

第十五條の二第一項中「第九条第一項若しくは第二項」の下に、「第九条の二第一項」を加える。

第十六條中「又は」を「第九条の二第三項又は」に改める。

第十七條の見出しを「(政令等への委任)」に改め、同条中「この法律で政令に委任するものを除くほか」を「この法律に特別の定めがあるもののほか」に改め、「法務省令」の下に「(都道府県知事又は市町村の長の行うべき事務については、政令)」を加える。

第十八條第一項第一号、第二号及び第三号中「第九条第一項」の下に「第九条の二第一項」を加え、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第十四條の二の規定に違反して署名をせず、又はこれを妨げた者

第十八條の二第一号中「第七條第七項」の下に「第九条の二第七項若しくは第十項」を加える。

第十九條中「第九条第一項若しくは第二項」の下に「第九条の二第一項」を加える。

に「第九条の二第一項」を加える。

外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。から三十日を経過した日までの間とする。

二 旧法第十一条第三項の規定による指定であつて附則第四条第二項の規定によりな効力を有することとされるものを受けている者については、新法第十一条第一項の申請をしなればならない期間は、前号によって読み替へた同項の規定及び同条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から、当該指定に係る日から三十日を経過した日までとの間とする。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第四第二号(中)「延長することを承認し」を「延長し」、「引換交付」を「引替交付」、「指紋を」と「指紋又は署名を」に改める。

(平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部改正) 第十一条 平和条約国籍離脱者等入管特例法の第一部を次のように改正する。

附則第四条中「第四条第一項第十四号又は第十五号」を「第四条第一項第十三号又は第十四号」に改める。

附則第五条第一項中「第四条第一項第十四号及び第十五号」を「第四条第一項第十三号及び第十四号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第十四号」を「第四条第一項第十三号」に、「同項第十五号」を「同項第十四号」に改める。

理由

本邦に在留する外国人のうち永住者及び特別永住者について、その同一性を確認する手段としての指紋の押なつを廃止し、署名及び一定の家族事項の登録をもってこれに代えることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢貴男外三名提出)

外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「事項」の下に「(当該外国人が入管法の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある場合においては、第十七号及び第十八号に掲げる事項を除く。)」を加え、同項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、第十九号及び第二十号を削り、同項に次の二号を加える。

十七 申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者(当該世帯主を除く。)の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄

十八 本邦にある父母及び配偶者(申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く。)の氏名、出生の年月日及び国籍

第五条第一項中「同条同項各号」を「同項各号(第十七号及び第十八号を除く。)」に、「登録証明書」を「外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)」に改める。

第六条第六項中「携帯する」を「所持する」に改める。

第八条の二中「第七条第一項」の下に「第九条の二第一項」を加え、「次の各号の」を「次に」に改め、同条第二号中「第七条第五項」の下に「第九条の二第六項」を加える。

第九条第一項中「第九号、第十四号、第十五号又は第十九号」を「第十二号又は第十三号」に改め、「場合」の下に「(次条第一項に規定する場合を除く。)」を加え、同条第二項中「第十一号、第十二号、第十七号又は第十八号」を「第九号、第十号又は第十五号から第十八号まで」に改め、「前項」の下に「次条第一項」を加え、同条第三項中「第八条第三項及び第六項の規定は、前二項の申請の場合

に、同条第七項の規定は、第一項の申請の期間についてそれぞれを、第八条第三項の規定は第一項の申請又は前項の申請(第四条第一項第十七号又は第十八号に掲げる事項のみに変更を生じた場合を除く。))について、第八条第六項の規定は前二項の申請について、同条第七項の規定は第一項の申請について」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(一年以上在留できることとなつた者に係る変更等の登録)

第九条の二 入管法の規定により一年未満の在留期間を決定された外国人は、第四条第一項第十二号又は第十三号に掲げる事項に変更を生じた場合(当該変更により当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができることとなつた場合に限る。))には、当該外国人がかつて外国人登録を受けたことがあり、かつ、当該登録に伴い既に第四条第一項第十七号及び第十八号に掲げる事項の登録を受けている場合を除き、その変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、次に掲げる書類及び写真を提出し、その記載事項の変更並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる事項の登録を申請しなければならない。

一 変更登録及び家族事項登録申請書一通
二 旅券
三 写真二葉
四 第四条第一項第十二号又は第十三号に掲げる事項に変更を生じたことを証する文書
2 前項の申請の場合において、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、当該外国人に係る登録原票に、当該申請に係る事項の変更の登録をするともに第四条第一項第十七号及び第十八号に掲げる事項を登録し、かつ、これらの事項以外の事項について、登録原票の記載が事実と合つているかどうかの確認をしなければならない。

4 市町村の長は、前項の確認をした場合において当該確認に係る第一項の申請をした外国人からされた第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項、第七条第一項又は第十一号第一項若しくは第二項の申請があるときは、これらの規定による申請に係る第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の確認又は第十一条第一項若しくは第二項の申請に基づく確認は、行わない。

5 市町村の長は、第三項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならない。

6 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

7 外国人は、第五項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。ただし、交付される登録証明書を第十五条第三項の規定により代理人が受領する場合には、その受領の日から十四日以内に返納すれば足りる。

8 市町村の長は、第五項の登録証明書の交付をした場合において当該登録証明書の交付に係る第一項の申請をした外国人からされた第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項、第七条第一項又は第十一号第一項若しくは第二項の申請があるときは、これらの規定による申請に係る第六条第四項、第六条の二第五項、第七条第四項又は第十一条第四項の規定による登録証明書の交付は、行うことができない。

9 第五項の規定により登録証明書が交付されたときは、交付の前日に当該外国人に対して交付された登録証明書は、その効力を失う。

10 外国人は、第五項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の規定により効力を失つた登録証明書を回復するに至つたときは、速やかにその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

11 第六条第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

第十條の二第一項中「第九條第一項及び第二項」の下に「第九條の二第一項」を加える。

第十二條第一項中「若しくは第七條第三項」を「第七條第三項若しくは第九條の二第三項」に、「又は第七條第一項」を「第七條第一項又は第九條の二第一項」に改め、同條第三項第二号を次のように改める。

二 第十四條の規定による署名をしていない者第十二條第一項中「出入国港」の下に「(入管法に定める出入国港をいう。)」を加える。

第十三條の見出し中「携帯」を「保管」に改め、同條第一項中「受領し、常にこれを携帯していなければならぬ」を「受領し、常にこれを保管していなければならぬ」に改め、同條第三項を「受領し、常にこれを保管していなければならぬ」に改め、同條第四項とし、同條第二項中「外国人」を「十六歳以上の外国人」に改め、同條第三項の下に「遅滞なく」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 十六歳以上の外国人は、政令で定めるところにより、登録証明書を保管しなければならない。

第十三條に次の一項を加える。

5 政府は、第二項の規定による政令を定める場合には、第三項の規定による登録証明書の提示が円滑に行われるようにするとともに、外国人の日常生活に不当な制限を加えることのないようにしなければならない。

第十四條を次のように改める。

(署名)

第十四條 十六歳以上の外国人は、第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項、第九條の二第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請をする場合には、これらの規定による申請に係る申請書の提出と同時に、登録原票及び署名原紙に署名をしなければならない。ただし、その申請が第

十五條第二項の規定により代理人によつてなされたとき、その他その申請に係る申請書の提出と同時に署名することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、入管法の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある外国人には、適用しない。ただし、その者が、在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができるとなつた後は、この限りでない。

3 署名の方法その他第一項の署名について必要な事項は、政令で定める。

4 市町村の長は、第五條第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項、第九條の二第五項又は第十一條第四項の規定により外国人に交付する登録証明書に、当該登録証明書の交付に係る申請の時に当該外国人が第一項の規定により登録原票又は署名原紙にした署名を転写するものとする。

第十五條第一項中「指紋の押なつ」を「署名」に改め、同條第三項中「第七條第五項」の下に「第九條の二第六項」を加える。

第十五條の二第一項中「第九條第一項若しくは第二項」の下に「第九條の二第一項」を加える。

第十六條中「又は」を「第九條の二第三項又は」に改める。

第十七條の見出しを「(政令等への委任)」に改め、同條中「この法律で政令に委任するものを除くほか」を「この法律に特別の定めがあるものを除くほか」に改め、「(法務省令)」の下に「(都道府県知事又は市町村の長の行うべき事務については、政令)」を加える。

第十八條第一項中「一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金」を「二十万円以下の罰金」に改め、同項第一号及び第二号中「第九條第一項」を「第九條第一項若しくは第二項」に改め、同項第三号中「第九條第二項」の下に「第九條の二第一項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

六の二 第二十三條第二項の規定に違反して登録証明書を保管しなかつた者

第十八條第一項第七号中「第十三條第二項」を「第十三條第三項」に改め、同項第八号中「指紋の押なつ」を「署名」に改め、同條第二項を削る。

第十八條の二を削る。

第十九條中「第九條第一項若しくは第二項」の下に「第九條の二第一項」を加える。

附則 附則第十項中「登録証明書の調製に関する」を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七條の規定は、公布の日から施行する。

(登録原票の登録事項等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という。)第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請に係る外国人登録原票(以下「登録原票」という。)の登録事項及び当該登録原票に基づき作成して交付すべき外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)の内容容については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧法第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請に係る登録証明書の切替交付の申請をしなければならない期間に関する市町村

村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。)の長による指定については、なお従前の例による。

(登録証明書に関する経過措置)

第三条 旧法第五條第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項又は第十一條第四項の規定により交付された登録証明書は、この法律による改正後の外国人登録法(以下「新法」という。)の相当規定により交付された登録証明書とみなす。

(登録証明書の切替交付に関する経過措置)

第四条 旧法第四條第一項の規定によりされた登録並びに旧法第六條第三項、第六條の二第四項及び第七條第三項の規定によりされた確認並びに旧法第十一條第一項又は第二項の申請に基づきされた確認は、新法第十一條第一項の規定の適用については、新法の相当規定によりされた登録及び確認とみなす。

2 旧法第十一條第三項第二号に掲げる者に該当するとして市町村の長によりされた同項の規定による指定は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

(申請期間に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前十四日以内にその所持に係る登録証明書の紛失、盗難又は滅失の事実を知つた外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。))の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある者及び当該紛失、盗難又は滅失に係る旧法第七條第一項の規定による登録証明書の再交付の申請をした者を除く。については、新法第七條第一項中「その事実を知つた時から十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律(平成四年法律第

号)の施行の日から十四日以内」とする。

2 旧法第十一條第一項に規定する五回目の誕生日がこの法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)以前三十日以内に到来した外国人(当該誕生日に係る同条第一項の規定による確認の申請をした者を除く。)についての当該誕生日に係る新法第十一條第一項の規定の適用については、同項中「第四條第一項の登録を受けた日(第六條第三項、第六條の二第四項、第七條第三項若しくは第九條の二第三項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づく確認(第三項において「登録後の確認」という。)を受けた場合には、最後に確認を受けた日)の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から三十日以内」とする。

3 旧法第十一條第一項ただし書に規定する者に該当した外国人で十六歳に達した日が施行日以前三十日以内に到来したもの(同条第二項の規定による確認の申請をした者を除く。)については、新法第十一條第二項中「十六歳に達した日から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から三十日以内」とする。

4 旧法第十一條第三項に規定する指定に係る日が施行日以前三十日以内に到来した外国人(当該指定に係る日に係る同条第一項の規定による確認の申請をした者を除く。)についての当該指定に係る日に係る新法第十一條第三項の規定の適用については、同項中「当該市町村の長が、法務省令で定めるところにより、当該登録の時に当該登録を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において指定する日から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から三十日以内」とする。

(罰則に関する経過措置)
第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(指紋の押なつてに関する特例)
第七條 旧法第十四條の規定は、この法律の公布

の日から施行日の前日までの間において十六歳に達した外国人については、適用しない。
(家族事項の登録に関する特例)
第八條 市町村の長は、この法律の施行の際旧法第四條第一項の登録をしている外国人(入管法の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある者を除く。)については、新法第三條第一項又は第九條の二第一項の申請があった場合のほか、新法第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請のうちこの法律の施行後における最初の申請があったときに、新法第四條第一項第十七号及び第十八号に掲げる事項を登録原票に登録するものとする。

(変更等の登録に関する特例)
第九條 この法律の施行前に入管法の規定により一年未満の在留期間を決定された外国人で、この法律の施行前十四日以内に在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができなくなったものについては、次に定めるところによる。
一 この法律の施行前に旧法第四條第一項第十四号又は第十五号に掲げる事項に係る旧法第九條第一項の申請をした者については、新法第九條の二の規定は、適用しない。
二 前号に掲げる者以外の者については、新法第九條の二第一項中「その変更を生じた日から十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から十四日以内」とする。

(登録証明書の切替交付の特例)
第十條 旧法第五條第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項又は第十一條第四項の規定により交付された登録証明書を持する十六歳以上の外国人(入管法の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にあ

る者を除く。)については、附則第五條第二項及び第三項の規定によるほか、次に定めるところによる。
一 新法第十一條第一項中「第四條第一項の登録を受けた日(第六條第三項、第六條の二第四項、第七條第三項若しくは第九條の二第三項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づく確認(第三項において「登録後の確認」という。)を受けた場合には、最後に確認を受けた日)の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から、同法による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という。)第四條第一項の登録を受けた日(旧法第六條第三項、第六條の二第四項若しくは第七條第三項の確認又は旧法第十一條第一項若しくは第二項の申請に基づく確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日)の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)から三十日を経過した日までの間」とする。

二 旧法第十一條第三項の規定による指定であつて附則第四條第二項の規定によりなお効力を有することとされるものを受けている者については、新法第十一條第一項の申請をしなればならない期間は、前号によって読み替えた同項の規定及び同条第三項の規定にかかわらず、施行日から、当該指定に係る日から三十日を経過した日までの間とする。

(地方自治法の一部改正)
第十一條 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第四第二号(中)「延長することを承認し」を「延長し」、「引換交付」を「引替交付」に改める。

め、「指紋の押なつてを命じ」を削り、「指紋を」を「署名を」に改める。
(入管法の一部改正)
第十二條 入管法の一部を次のように改正する。
第二十三條第一項中「携帯する」を「同法第十三條第二項の規定に基づく政令の定めるところにより保管する」に改める。
第二十四條第四号ハ、ニ、ホ及びヘを次のように改める。
ハ、ニ、ホ及びヘ 削除
第二十四條第四号リ及びヨ中「ヘ」を「ト」に改める。

(入管法の一部改正に伴う経過措置)
第十三條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の入管法第二十四條第四号ヘに該当した者については、なお従前の例による。
(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)
第十四條 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
附則第四條中「第四條第一項第十四号又は第十五号」を「第四條第一項第十二号又は第十三号」に改める。
附則第五條第一項中「第四條第一項第十四号及び第十五号」を「第四條第一項第十二号及び第十三号」に改め、同条第二項中「第四條第一項第十四号」を「第四條第一項第十二号」に、「同項第十五号」を「同項第十三号」に改める。

理由
本邦に在留する外国人について、その同一性を確認する手段としての指紋の押なつてを廃止し、署名及び一定の家族事項の登録をもってこれに代えることとするともに、外国人登録証明書の常時

携帯義務を廃止し、外国人登録法違反にかかる罰則を過料とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二十二億円の見込みである。

法務委員会議録第二号中正誤

ペシ 段 行 誤

正

三 四 三 「民事

民事

八 四 末 八 そうしても

どうしても

一 八 二 三 生活の実感

生活の実感

一 九 四 九 この間最高裁

この間高裁

二 〇 二 七 堅山裁判長

堅山裁判長

三 三 四 八 できないんだ。

できないんだ、

三 五 二 末 九 百は七十五

は百七十五

元 一 八 場所全面

場所前面

平成四年四月十三日印刷

平成四年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局